

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会
実施段階環境影響評価書案

（アーチェリー会場（夢の島公園））

平成 28 年 1 月

東 京 都

目 次

1. 2020 年東京大会の正式名称	1
2. 2020 年東京大会の目的	1
3. 2020 年東京大会の概要	2
4. アーチェリー会場（夢の島公園）の概略	3
5. 環境及び社会経済に及ぼす影響の評価の結論	4
6. アーチェリー会場（夢の島公園）に係る調査計画書の修正の経過及びその内容の概要	6
7. アーチェリー会場（夢の島公園）の計画の目的及び内容	7
7.1 目的	7
7.2 内容	7
7.3 アーチェリー会場（夢の島公園）の計画の策定に至った経過	20
8. 環境影響評価の項目	21
9. 環境及び社会経済に及ぼす影響の内容及び程度並びにその評価	27
9.1 生物の生育・生息基盤	27
9.1.1 現況調査	27
9.1.2 予測	42
9.1.3 ミティゲーション	43
9.1.4 評価	43
9.2 生物・生態系	45
9.2.1 現況調査	45
9.2.2 予測	86
9.2.3 ミティゲーション	87
9.2.4 評価	87
9.3 緑	89
9.3.1 現況調査	89
9.3.2 予測	94
9.3.3 ミティゲーション	95
9.3.4 評価	95
9.4 自然との触れ合い活動の場	97
9.4.1 現況調査	97
9.4.2 予測	108
9.4.3 ミティゲーション	109
9.4.4 評価	109
9.5 廃棄物	111
9.5.1 現況調査	111
9.5.2 予測	118
9.5.3 ミティゲーション	119
9.5.4 評価	119

9.6 エコマテリアル	121
9.6.1 現況調査	121
9.6.2 予測	134
9.6.3 ミティゲーション	134
9.6.4 評価	135
9.7 公共交通へのアクセシビリティ	137
9.7.1 現況調査	137
9.7.2 予測	144
9.7.3 ミティゲーション	145
9.7.4 評価	145
9.8 交通安全	147
9.8.1 現況調査	147
9.8.2 予測	152
9.8.3 ミティゲーション	153
9.8.4 評価	153
10. 評価書案対象事項に係る調査計画書の修正の経過及びその内容	155
10.1 修正の経過	155
10.2 調査計画書審査意見書に記載された環境局長の意見	156
10.3 調査計画書に対する都民の意見	162
11. 実施段階環境アセスメント手続きの実施者	163
12. その他	163
12.1 2020 年東京大会に係る実施段階環境アセスメント及びフォローアップの全対象事業に ついての実施段階環境アセスメント及びフォローアップの実施予定又は経過	163
12.2 調査等を実施した者の氏名及び住所並びに調査等の全部又は一部を委託した場合にあ っては、その委託を受けた者の氏名及び住所	163

1. 2020 年東京大会の正式名称

第 32 回オリンピック競技大会（2020／東京）

東京 2020 パラリンピック競技大会

2. 2020 年東京大会の目的

2.1 大会ビジョン

2020年東京大会の開催を担う公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下、「大会組織委員会」という。）は、2015年2月に国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会に提出した「東京2020大会開催基本計画」において以下の大会ビジョンを掲げている。

スポーツには、世界と未来を変える力がある。
1964 年の東京大会は日本を大きく変えた。2020 年の東京大会は、
「すべての人が自己ベストを目指し（全員が自己ベスト）」、
「一人ひとりが互いを認め合い（多様性と調和）」、
「そして、未来につなげよう（未来への継承）」を3つの基本コンセプトとし、
史上最もイノベティブで、世界にポジティブな改革をもたらす大会とする。

2.2 東京都長期ビジョン

東京都は、2014年12月に策定した「東京都長期ビジョン」において、世界一の都市・東京の実現に向けて、まず取り組むことは、「史上最高のオリンピック・パラリンピックの実現」であり、大会の成功だけでなく、大会開催を起爆剤として、都市基盤の充実など、更なる発展を遂げるとともに、ソフト・ハード両面でレガシーを次世代に継承し、都民生活の向上につなげるとしている。

また、大会終了後も、都民に夢や希望を与え、幸せを実感できる都市であり続けるために、「課題を解決し、将来にわたる東京の持続的発展の実現」にも取り組むとしている。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「2020年東京大会」という。）実施段階環境アセスメント（以下、「本アセスメント」という。）の実施にあたっては、適宜「東京都長期ビジョン」を参照し進めていく。

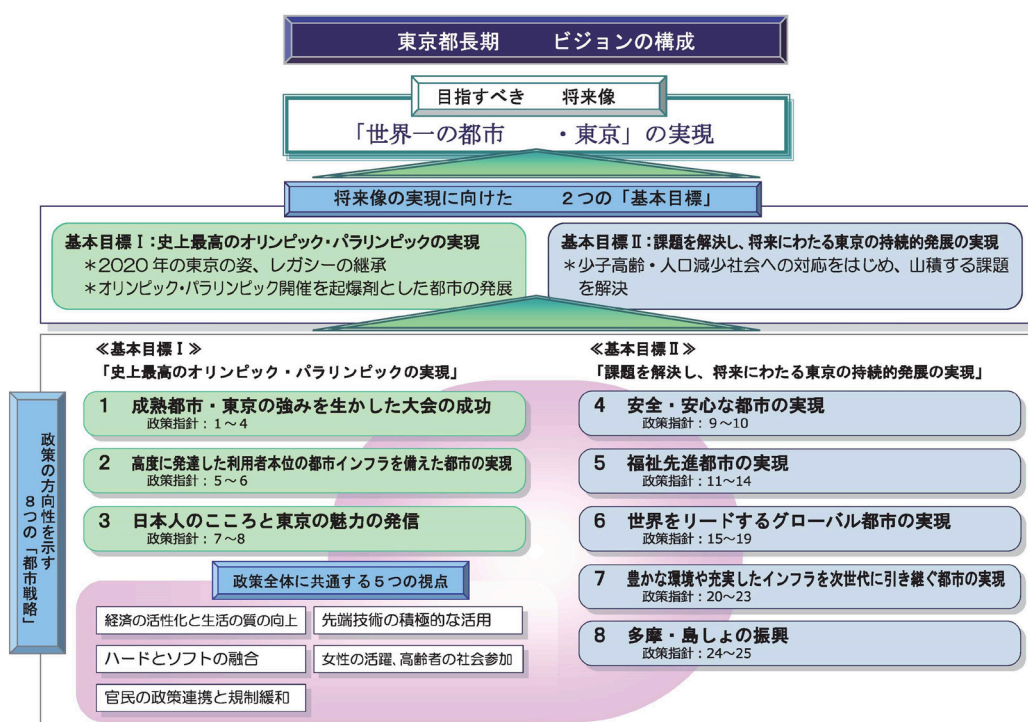


図 2.2-1 東京都長期ビジョンの構成

3. 2020 年東京大会の概要

3.1 大会の概要

2020年東京大会において、オリンピック競技大会は7月24日の開会式に続いて、7月25日から8月9日までの16日間で開催し、閉会式は8月9日に予定している。また、パラリンピック競技大会は8月25日から9月6日までの開催を予定している。

実施競技数は、オリンピック28競技、パラリンピック22競技の予定である。

3.2 2020年東京大会の環境配慮

大会組織委員会は、「東京2020大会開催基本計画」の中で、2020年東京大会は、単に2020年に東京で行われるスポーツの大会としてだけでなく、2020年以降も含め、日本や世界全体に対し、スポーツ以外にも含めた様々な分野でポジティブなレガシーを残す大会として成功させなければならないとしている。大会組織委員会は、街づくり・持続可能性について進めていくアクションとして、下記のことを例示している。

なお、アクションについては、2016年中期にとりまとめる「アクション&レガシープラン」において明確化するとしている。

(1) 大会関連施設の有効活用	(アクションの例) ①周辺地域の街づくりとの連携や大会後の有効活用を想定した大会関連施設の整備 ②仮設施設に用いられた資材、設備等の後利用の積極的な検討
(2) 誰もが安全で快適に生活できる街づくりの推進	(アクションの例) ①アクセシビリティを重視した競技施設や選手村の整備 ②交通機関や公共施設等のバリアフリー化の推進 ③多言語対応の推進による外国人旅行者の言葉の壁の解消 ④会場周辺等の道路、鉄道等の交通インフラや空港・港湾等の整備・充実 ⑤会場周辺等における良好な景観、魅力ある公園、緑地や水辺等の保全・創出 ⑥大会期間中の災害やテロ、サイバー攻撃等を想定した、官民一体となったセキュリティ体制の構築と治安基盤の強化 ⑦センター・コア・エリア内、競技会場周辺、主要駅周辺の道路、緊急輸送道路等の無電柱化の推進
(3) 大会を契機とした取り組みを通じた持続可能性の重要性の発信	(アクションの例) ①3R (Reduce, Reuse, Recycle) の徹底や、燃料電池車、再生可能エネルギーといった環境技術の活用など大会の準備や運営への持続可能性の反映 ②大会での取組をモデルとした更なる省エネルギー化の推進 ③路面温度の上昇を抑制する機能をもつ舗装の整備など、選手や観客への暑さ対策の推進 ④水素などスマートエネルギーの導入に係る取組の推進

4. アーチェリー会場（夢の島公園）の概略

アーチェリー会場（夢の島公園）の概要は、表 4-1 に示すとおりである。

2020 年東京大会では、オリンピック・パラリンピックのアーチェリー会場として利用される計画である（現時点（平成 28 年 1 月）の計画）。

なお、アーチェリー会場は、新設の予選会場及び仮設の決勝会場を整備する計画であるが、仮設の決勝会場については、計画が未定である。また、新設の予選会場については盛土の後、必要に応じて工作物等の設置を行うが、盛土以外の計画は未定である。そのため、本評価書案では新設の予選会場の盛土工事を対象としている。

表 4-1 アーチェリー会場（夢の島公園）の概要

項 目	予選会場（新設）	決勝会場（仮設）
競 技	オリンピック：アーチェリー パラリンピック：アーチェリー	
所 在 地	東京都江東区夢の島二丁目	
地 域 地 区	用途地域：第一種住居地域 防火・準防火地域：準防火地域	
工事施工範囲	約 20,000m ²	（未定）
施 設 用 途	スポーツ施設	仮設施設
駐 車 台 数	駐車場は設置しない	仮設施設のため恒設の駐車場は設置しない

【イメージ図】



5. 環境及び社会経済に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、「2020 年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」（平成 26 年 2 月 東京都環境局）に基づき、事業計画の内容や計画地及び周辺の状態を考慮した上で、環境影響評価の項目を選定し、現況調査並びに予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表 5-1 (1)～(2)に示すとおりである。

表 5-1 (1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項 目	評価の結論
1. 生物の生育・生息基盤	事業の実施により、計画地内の常緑広葉樹、落葉広葉樹の植栽樹林群の伐採、草地や土壌の改変が行われ、生物・生態系の賦存地が減少するが、予選会場を円形広場に配置し、公園内の既存樹木への影響を低減する計画としている。また、計画地周辺の生物の生育・生息基盤の改変は生じない。 事業の実施に当たっては、計画地内に新たな樹木による緑化は行わないが、計画地内に生育する在来種の落葉広葉樹の一部を、園内計画地南側の外来種の常緑広葉樹（トウネズミモチ）の生育箇所に移植する計画としている。これにより、移植先では落葉の堆積等が促進され、土壌動物等の生息環境や植物の生育基盤の創出機能が向上するとともに、周辺に残存する樹林帯と連続した樹林が創出されたと考える。加えて、計画地内には事業の実施前と同様に新たに約 17,000m²の張芝を行う計画としており、生物・生態系の賦存地の復元を図ることとしている。 以上のことから、計画地における生物・生態系の賦存地は一部減少するものの、計画地周辺も含めた公園内と、連続した樹林の創出箇所及び新たに張芝を行う箇所において生物・生態系の賦存地は維持され、評価の指標（生物・生態系の賦存地の現況）は満足するものと考ええる。
2. 生物・生態系	事業の実施により、計画地内の常緑広葉樹、落葉広葉樹の植栽樹林群の伐採、草地や土壌の改変が行われ、動植物の生育・生息環境が減少するが、予選会場を円形広場に配置し、公園内の既存樹木への影響を低減する計画としている。また、計画地周辺の生物の生育・生息環境の改変は生じない。 事業の実施に当たっては、計画地内に新たな樹木による緑化は行わないが、事業の実施前と同様に新たに約 17,000m²の張芝を行う計画としている。また、計画地内の落葉広葉樹（ケヤキ、サクラ類、トチノキ等）のうち樹木診断等により移植すると判断した高木約 40 本を、園内計画地南側の外来種の常緑広葉樹（トウネズミモチ）の生育箇所に移植する計画であり、外来種対策に寄与するとともに、公園内における動植物の生育・生息環境の改変は低減されたと考える。 以上のことから、計画地における生物の生育・生息環境は一部減少するものの、計画地周辺も含めた公園内の生物・生態系の現況は維持され、評価の指標（生物・生態系の現況）は満足するものと考ええる。
3. 緑	事業の実施により、計画地内の常緑広葉樹、落葉広葉樹の植栽樹林群の伐採が行われ、約 5,000m²の樹木が減少するが、予選会場を円形広場に配置し、公園内の既存樹木への影響を低減する計画としている。 事業の実施に当たっては、計画地内に新たな樹木による緑化は行わないが、計画地内の落葉広葉樹（ケヤキ、サクラ類、トチノキ等）のうち樹木診断等により移植すると判断した高木約 40 本を、園内計画地南側の外来種の常緑広葉樹（トウネズミモチ）の生育箇所に移植する計画としている。これにより、外来種に関する対策に寄与し、適切な生態系の保持につながるとともに、過密な植栽密度による視界の閉塞を緩和することで、公園利用時の安全性の向上にも繋がるものと考ええる。加えて、計画地内には事業の実施前と同様に新たに約 17,000m²の張芝を行う計画としており、現状における公園内の開放的な緑地空間の機能は維持され、事業による影響を低減するものと考ええる。 以上のことから、計画地における植栽樹林は一部減少するものの、高木の移植や張芝による緑地空間の創出により、評価の指標（事業による影響の低減）は満足するものと考ええる。
4. 自然との触れ合い活動の場	【自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度】 事業の実施により、計画地内の自然との触れ合い活動の場と遊歩道の一部は改変されるが、周辺の自然との触れ合い活動の場の改変は生じない。また、フィールドには約 17,000m²の張芝を行う計画であり、新たな触れ合い活動の場が創出される。 また、大会後にはアーチェリーを中心に様々なスポーツの機会を提供し、新たな自然との触れ合い活動の場として活用されたと考える。 以上より、周辺の自然との触れ合い活動の場の現状は維持され、かつ、計画地内に新たな自然との触れ合い活動の場が創出されることから、地域の自然との触れ合い活動の場は充実し、評価の指標（自然との触れ合い活動の場及び人と自然との触れ合い活動の現況）は満足するものと考ええる。

表 5-1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項 目	評価の結論
4. 自然との触れ合い活動の場 (つづき)	【自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度】 事業の実施における建設機械の稼働、工事用車両の走行により、計画地周辺における自然との触れ合い活動が阻害されるおそれがあるが、排出ガス対策型建設機械及び低騒音型建設機械の採用、低公害型の工事用車両を極力採用、不要なアイドリングの防止等のミティゲーションを実施することにより、その影響を低減する。 以上より、周辺地域における自然との触れ合い活動の現況は維持され、評価の指標（自然との触れ合い活動の場及び人と自然との触れ合い活動の現況）を満足するものとする。 【自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度】 事業の実施における工事用車両の走行については、近接する自然との触れ合い活動の場への利用経路が駅等から歩道や歩道橋によって歩車分離が確保されており、一般歩行者の通行は現状と変化しない。また、夢の島公園内の園路等を占用する工事を行う場合には、代替路を設定するとともに、交通整理員の配置等を計画し、夢の島熱帯植物館等夢の島公園内の施設へのアクセス経路を確保する計画としており、利用経路に与える影響は小さいと考える。 以上より、周辺の自然との触れ合い活動の場までの利用経路は維持され、評価の指標（自然との触れ合い活動の場及び人と自然との触れ合い活動の現況）を満足するものとする。
5. 廃棄物	伐採樹木については、チップ化によるマテリアルリサイクルや、バイオマス燃料・ペレット等へのサーマルリサイクルとしての利用を検討する。 以上のことから、評価の指標（「東京都建設リサイクル推進計画」における建設発生木材の平成 27 年度の目標値）を満足するものとする。
6. エコマテリアル	建設工事にあたっては、「平成 27 年度東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等に基づき、建設発生土等の有効利用や環境影響物品等の使用抑制を図ることから、エコマテリアルの利用が図られると考える。 以上のことから、エコマテリアルの活用が図られ、評価の指標（標準的なエコマテリアルの活用水準として、「平成 27 年度東京都環境物品等調達方針（公共工事）」の水準）を満足するものとする。
7. 公共交通へのアクセシビリティ	計画地は、夢の島公園内に位置し、夢の島公園へのアクセス経路としては、新木場駅（JR 京葉線、東京臨海高速鉄道（りんかい線）、東京メトロ有楽町線）から、臨港道路新砂・夢の島線を経て、既存のゆうかり橋により計画地へアクセスする経路、夢の島バス停から既存のゆうかり橋またはかもめ橋を渡り、夢の島公園内の園路を経てアクセスする経路がある。 夢の島公園へのアクセス経路は、工事用車両が走行する計画であるが、工事用車両の走行に当たっては、工事用車両の出入口には交通整理員を配置する計画とし、計画地周辺の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮するほか、安全走行を徹底する。また、工事の実施に当たり、公園内の園路等道路の通行規制が生じる場合には、適切な代替路を設定しアクセス経路を確保する。 したがって、工事用車両の走行に伴い、公共交通からのアクセス経路が阻害されることはなく、夢の島公園へのアクセスの所要時間に大きな変化は生じない。 以上のことから、アクセス性が確保され、評価の指標（アクセス性が確保されていること）は満足するものとする。
8. 交通安全	計画地は、夢の島公園内に位置し、夢の島公園へのアクセス経路としては、新木場駅（JR 京葉線、東京臨海高速鉄道（りんかい線）、東京メトロ有楽町線）から、臨港道路新砂・夢の島線より既存のゆうかり橋を渡り、夢の島公園内の園路を経てアクセスする経路、夢の島バス停から既存のゆうかり橋またはかもめ橋を渡り、夢の島公園内の園路を経てアクセスする経路がある。 夢の島公園へのアクセス経路は、工事用車両が走行する計画であるが、工事用車両の走行に当たっては、工事用車両の出入口に交通整理員を配置する計画とし、計画地周辺の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮するほか、安全走行を徹底する。また、工事の実施に当たり、公園内の園路等の道路の通行規制が生じる場合には、適切な代替路を設定し、一般歩行者の交通安全を確保する。特に夢の島公園内の園路を走行する際は低速度で走行し、公園利用者の通行を優先するよう指導を徹底する。 以上のことから、工事用車両の走行に伴い、現況の歩車道分離が変化することはない、交通安全が確保され、評価の指標（歩車動線分離の現況）は満足するものとする。

6. アーチェリー会場（夢の島公園）に係る調査計画書の修正の経過及びその内容の概要

本環境影響評価書案の作成にあたっては、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価調査計画書審査意見書について」（平成26年5月29日 26環都環第104号）に記載された環境局長の意見及び都民からの意見を勘案するとともに、事業計画の具体化に伴い、調査計画書の内容を修正した。

調査計画書の修正箇所、修正事項、修正内容及び修正理由は、表6-1に示すとおりである。

表 6-1 調査計画書の修正の経過及びその内容

調査計画書の修正箇所	修正事項	評価書案における修正内容及び修正理由
4. 2020年東京大会個別計画の内容 (24) 夢の島公園	会場の概要	施設計画の具体化に伴い、配置計画、緑化計画等を整理した。(p. 10～13 参照)
7. 環境影響評価の項目 7.1 会場ごと	環境影響要因	開催前の環境影響要因の「施設の存在」を「建築物の出現」に修正した。(p. 21 参照) 現時点では、予選会場の工作物等のオーバーレイの計画、決勝会場を含む仮設工作物や大会の開催中及び開催後に係る環境影響要因については計画の諸元が未定であることから、今後、計画の熟度に応じて、別途環境影響評価の実施を検討することとした。(p. 21 参照)
(24) 夢の島公園	環境影響評価の項目	「大気等」「騒音・振動」については、開催前の工事用車両の走行及び建設機械の稼働に伴う影響は、影響がほとんどないと考えられることから選定しなかった。(p. 25 参照) 計画地に有害物質に汚染された土壌を埋立てた経緯は無く、環境確保条例第 117 条第一項に基づく土地利用の履歴等調査の結果、計画地には有害物質の取扱事業場が存在した履歴はない。また、廃棄物層底面下の土壌の改変は生じない。開催後については、新たな土地の掘削等の工事は実施せず、事業活動では土壌汚染に影響を及ぼすおそれのある要因はないため、「土壌」については選定しなかった。(p. 25 参照) 「景観」については、建築物の新設は行わないことから選定しなかった。(p. 25 参照) 「歩行者空間の快適性」については、公共交通機関から施設への歩行者経路に変化は生じないことから選定しなかった。(p. 25 参照) 「温室効果ガス」「エネルギー」については、開催前の建設機械の稼働に伴う影響は、限られた工事期間内・敷地内での稼働であり、本事業による影響は小さいと考えられることから選定しなかった。(p. 25 参照) 「土地利用」については、計画地内に自然地や未利用地は存在しないことから選定しなかった。(p. 25 参照) 「地域分断」については、地域住民等の生活動線の分断は生じないことから選定しなかった。(p. 25 参照) 「交通渋滞」については、工事用車両の走行による交通量及び交通流への影響は軽微であることから選定しなかった。(p. 25 参照)
8. 調査等の手法 8.2.24 夢の島公園		
(2) 緑	調査方法	環境局長審査意見書を踏まえ、夏季の現地調査を実施した。(p. 89 及び 90 参照)

7. アーチェリー会場（夢の島公園）の計画の目的及び内容

7.1 目 的

夢の島公園のアーチェリー会場は、2020年東京大会において、オリンピック及びパラリンピックのアーチェリー会場として利用するため、競技場（決勝会場：仮設、予選会場：新設）を整備する計画である。また、2020年東京大会後は、新設する予選会場については、アーチェリーを中心に、都民・公園利用者に対し様々なスポーツの機会を提供していくことを想定している。

本事業は、アーチェリー会場の整備のうち、新設の予選会場のフィールドを整備するため、既存の多目的コロシアム（鉢状の芝生広場部分、以下「円形広場」という。）を盛土し、必要に応じて工作物等を設置するものである。

なお、予選会場の工作物等の設置及び決勝会場の整備計画については、現時点で未定であり、本評価書案では新設の予選会場の盛土工事を対象としている。

7.2 内 容

7.2.1 位 置

評価書案の対象となる予選会場の盛土工事を実施する範囲（以下、「計画地」という。）の位置は、図7.2-1及び写真7.2-1に示すとおり江東区夢の島二丁目にあり、工事施工範囲は約20,000m²である。

7.2.2 地域の概況

計画地は、夢の島公園に位置しており、園内には陸上競技場、夢の島競技場等のスポーツ施設、スポーツ・文化施設であるBumB 東京スポーツ文化館、熱帯植物館等が存在する。

夢の島公園の南側には、JR京葉線、東京臨海高速鉄道（りんかい線）及び東京メトロ有楽町線の新木場駅が位置しているほか、夢の島公園と鉄道との間には、首都高速湾岸線及び一般国道357号（湾岸道路）、陸上競技場及び夢の島競技場の間には、臨港道路新砂・夢の島線等の幹線道路が位置している。

平成27年11月1日現在の江東区の人口は約50万人であり、世帯数は約25万世帯である。¹

昼間人口は約55万人であり、就労者等の昼間に流入する人口（昼間人口）が夜間人口を上回っており、江東区夢の島においては夜間人口が0となっている。²

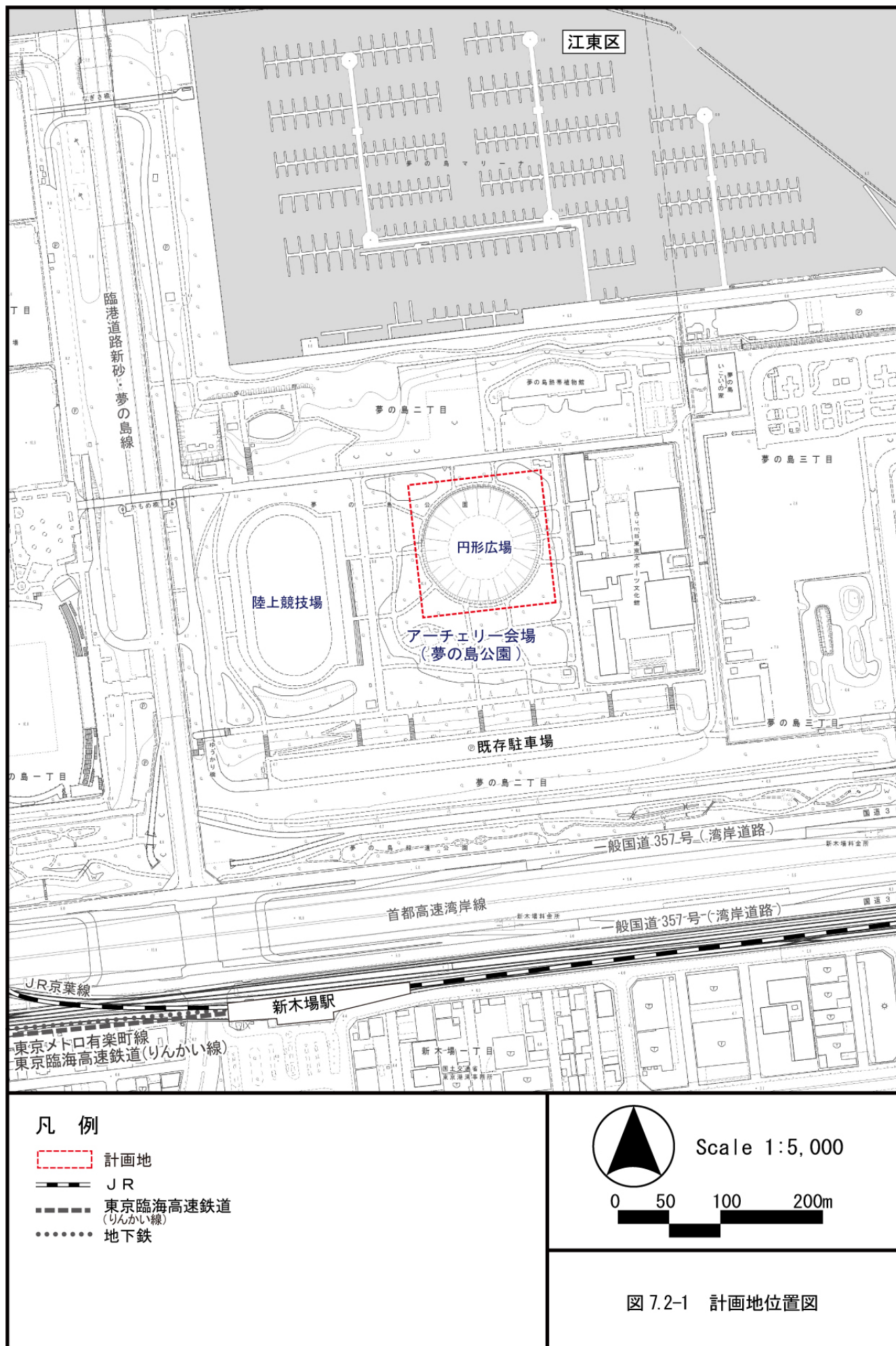
また、産業別事業所数及び従業者数でみると、江東区では卸売業、小売業の事業所が約5千事業所、従業者数が約7万人と最も多く、江東区夢の島二丁目においては教育、学習支援業の事業所が2事業所、教育、学習支援業の従業者数が約40人となっている。³

¹出典：「江東区の世帯と人口（住民基本台帳による）」（平成27年11月1日参照 江東区ホームページ）
<https://www.city.koto.lg.jp/profile/koto/5353/15817/file/20151101.pdf>

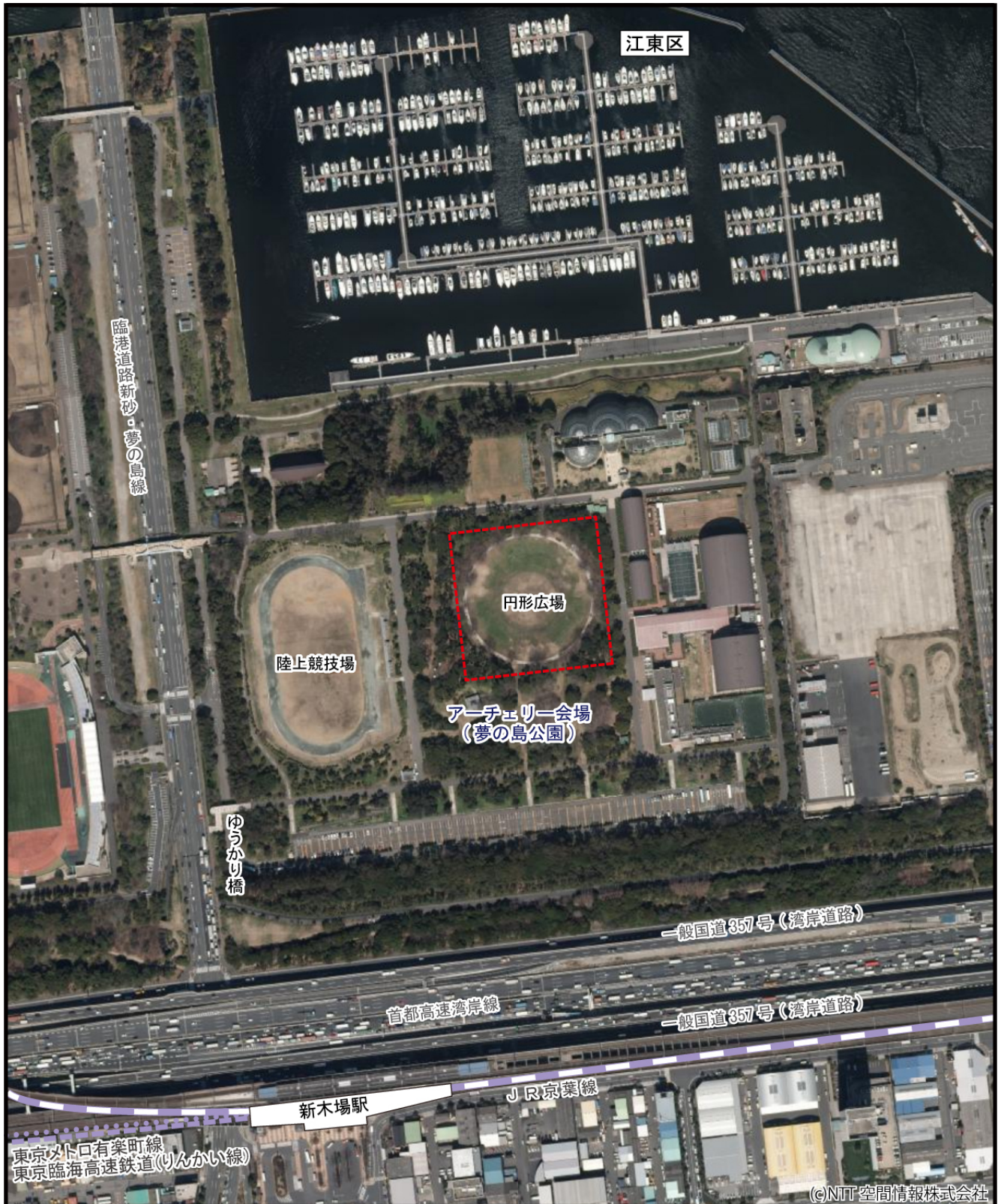
²出典：「平成22年 東京都の昼間人口」（平成27年11月1日参照 東京都ホームページ）
<http://www.toukei.metro.tokyo.jp/tyukanj/2010/tj-10index.htm>

³出典：「平成24年経済センサス-基礎調査」（平成27年11月1日参照 総務省ホームページ）
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001050710&cycode=0>

7. アーチェリー会場（夢の島公園）の計画の目的及び内容



7. アーチェリー会場（夢の島公園）の計画の目的及び内容



凡 例

- 計画地
- J R
- 東京臨海高速鉄道 (りんかい線)
- 地下鉄



Scale 1:5,000

0 50 100 200m

写真7.2-1

計画地周辺の航空写真

7.2.3 事業の基本構想

(1) 計画の基本方針

計画の基本方針は、以下のとおりである。

- ・アーチェリーを中心に、都民・公園利用者に対し、様々なスポーツの機会を提供していく。
- ・夢の島ユース・プラザ・アリーナA及びBの新設中止と、夢の島競技場で実施予定であった馬術の競技会場を馬事公苑に変更したことから、公園全体で施設配置の変更が可能となったことを受け、公園の緑や利用者への影響に配慮して、配置を計画する。

7.2.4 事業の基本計画

(1) 配置計画

予選会場の配置計画図は、図 7.2-2 に示すとおりである。予選会場は、円形広場に配置する計画である。

決勝会場は、西側に隣接する陸上競技場に配置する計画であるが、詳細については未定である。

(2) 発生集中交通量及び自動車動線計画

本事業では、新たな駐車場の整備は行わないため、発生集中交通量は現状と同程度と考えられる。

(3) 駐車場計画

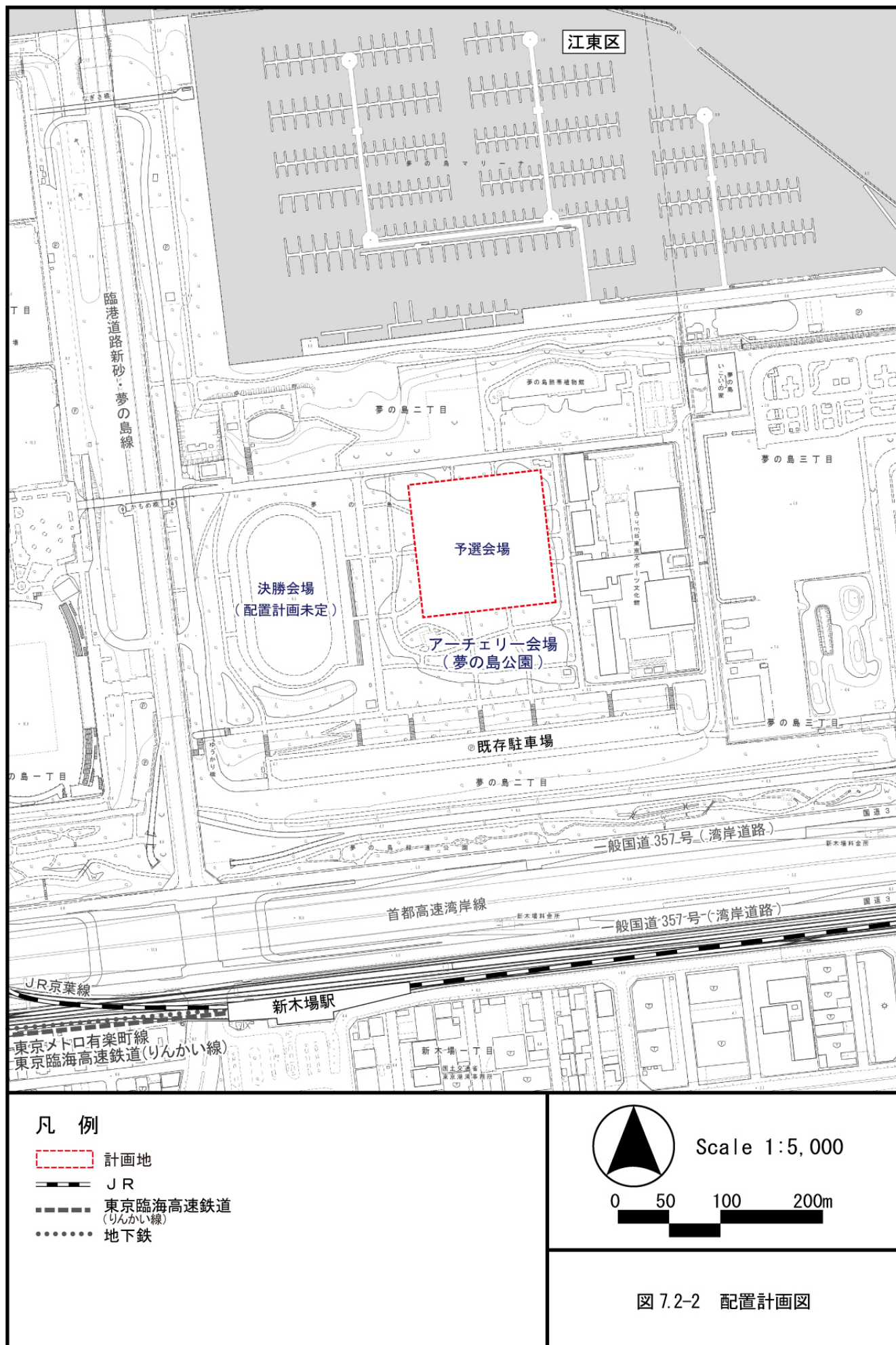
本事業では、新たな駐車場の整備は行わず、図 7.2-2 に示す計画地南側の既存駐車場を利用する計画である。

(4) 歩行者動線計画

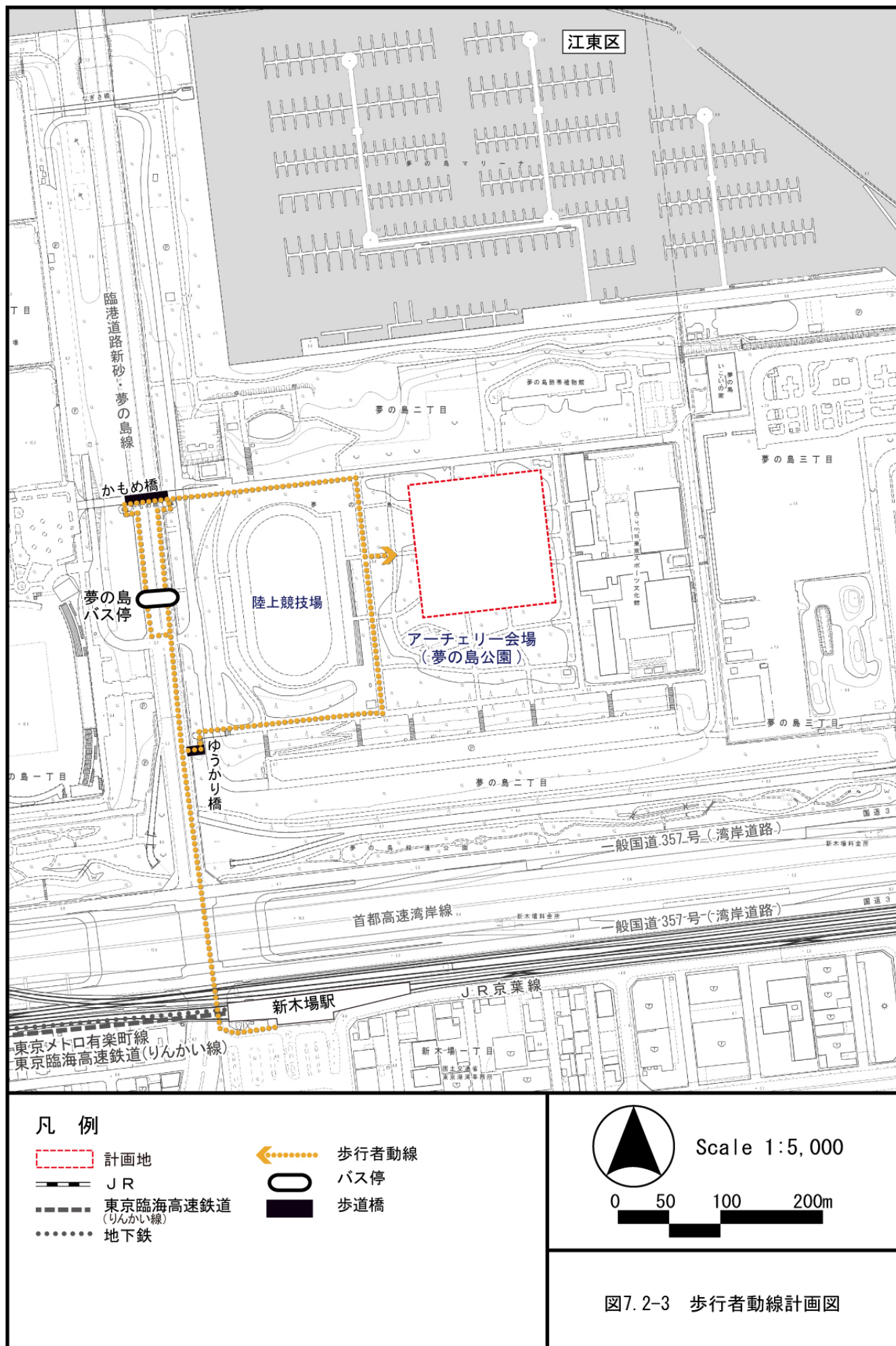
計画地周辺の鉄道駅及びバス停から計画地への歩行者の出入動線は、図 7.2-3 に示すとおりである。

計画地周辺の鉄道駅は、新木場駅（JR 京葉線、東京臨海高速鉄道（りんかい線）、東京メトロ有楽町線）がある。新木場駅からは、臨港道路新砂・夢の島線を経て、既存のゆかり橋により計画地へアクセスする計画である。また、計画地最寄りのバス停は夢の島バス停であり、夢の島バス停からは既存のゆかり橋またはかもめ橋により計画地へアクセスする計画である。

7. アーチェリー会場（夢の島公園）の計画の目的及び内容



7. アーチェリー会場（夢の島公園）の計画の目的及び内容



(5) 設備計画

本事業で整備する予選会場の競技用施設や工作物等の諸元が未定であるため、上水給水設備、電力設備、熱源設備等の計画は未定である。

(6) 廃棄物処理計画

建設工事に伴い発生する建設発生土及び建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）等に基づき、再生利用可能な掘削土砂及び廃棄物については積極的にリサイクルに努め、リサイクルが困難なものについては適切な処理を行うこととする。

工事の完了後に発生する一般廃棄物については、東京都廃棄物条例（平成 4 年東京都条例第 140 号）、江東区清掃リサイクル条例（平成 11 年江東区条例第 34 号）等を踏まえて、関係者への啓発活動によりその排出量の抑制に努めるとともに、分別回収を行い、資源の有効利用と廃棄物の減量化を図ることとする。

(7) 緑化計画

緑についての考え方として、緑地空間としての機能の維持、外来種に関する対策による適切な生態系の保持、過密な植栽密度による視界閉塞を緩和することによる公園利用時の安全性の向上など、園内環境の向上に貢献するよう計画した。

このことから、計画地内に存在する樹木については、樹木診断等を行い、生育不良木や枯死木など健全度が低いものや、植生に影響を及ぼすおそれのある外来種を中心に伐採することとし、ケヤキ、サクラ、トチノキ等の健全度が良好で樹形の良いものを中心に、樹木の生育環境として適切な密度で移植を行うこととした。この結果、計画地内における樹木 480 本について、40 本を移植し、440 本を伐採する計画となった。なお、移植・伐採後は約 17,000 m²の張芝を行うことで、まとまった芝生広場を引き続き確保し、緑地空間としての機能は変わらない計画としている。

また、移植先については、園内計画地南側に高密度に生育するトウネズミモチ¹等の外来種を伐採し、スペースを確保する予定である。

¹ トウネズミモチは、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」（平成27年3月 環境省・農林水産省）において、総合的に対策が必要な外来種（総合対策外来種）のうち、重点対策外来種に掲載されている。

7.2.5 施工計画

(1) 工事工程

本事業に係る盛土工事から予選会場整備工事までの工事期間は、平成 28 年度から平成 30 年度の 31 か月の工期を予定している。

工事工程は、表 7.2-1 に示すとおりである。

表 7.2-1 全体工事工程

工種/工事月	6	12	18	24	30	36
盛土工事	■	■				
盛土工事（養生）		■	■			
地盤修正工事				■		
樹木整理（移植・伐採）		■				
予選会場整備工事				■	■	
オーバーレイ工事 ¹			（未定）			

(2) 施工方法の概要

1) 盛土工事

円形広場（周辺との高低差は最大で約 3m）に約 44,000m³の盛土を行う。盛土に伴い、地盤沈下及び側方変位が生じる可能性があるため、養生期間を設けるとともに、変位測定を行う。

2) 地盤修正工事

地盤沈下及び側方変位による不足土分について、周辺地盤面と同レベルとなるよう盛土を行う。

3) 樹木整理（移植・伐採）

計画地内には約 480 本の樹木が存在する。このうち、ケヤキ、サクラ類、トチノキ等を中心に、樹木診断等により移植すると判断した約 40 本については、移植を行う。その他、低木や外来種、植栽が過密なエリア等を含む約 440 本については、伐採を行う。移植先については、園内計画地南側に高密度に生育するトウネズミモチ等の外来種を伐採し、スペースを確保する予定である。

4) 予選会場整備工事

予選会場のフィールド部について、約 17,000m²の張芝を行う。

5) オーバーレイ工事

大会時に使用する仮設の競技用施設や工作物等の設置を行うが、詳細な計画は未定である。

(3) 工事用車両

工事用車両の主な走行ルートは、図 7.2-4 に示すとおりである。

工事用車両の走行に伴う沿道環境への影響を極力小さくするため、工事用車両は、主に首都高速湾岸線及び一般国道 357 号（湾岸道路）を利用する計画とし、臨港道路新砂・夢の島線を通り、計画地へ出入場する計画である。

工事用車両台数のピークは、工事着工後 1～10 か月目の盛土工事であり、工事用車両台数は、ピーク日において大型車 50 台/日程度を予定している。

¹整備した予選会場フィールド部に、大会時に使用する仮設の競技用施設や工作物等を追加設置する工事

(4) 建設機械

各工種において使用する主な建設機械は、表 7.2-2 に示すとおりである。

工事に使用する建設機械は、周辺環境への影響に配慮して、排出ガス対策型建設機械及び低騒音型の建設機械を積極的に採用するとともに、効率的な施工計画を立案し、不要なアイドリングの防止に努める等、排出ガスの削減及び騒音の低減に努める。

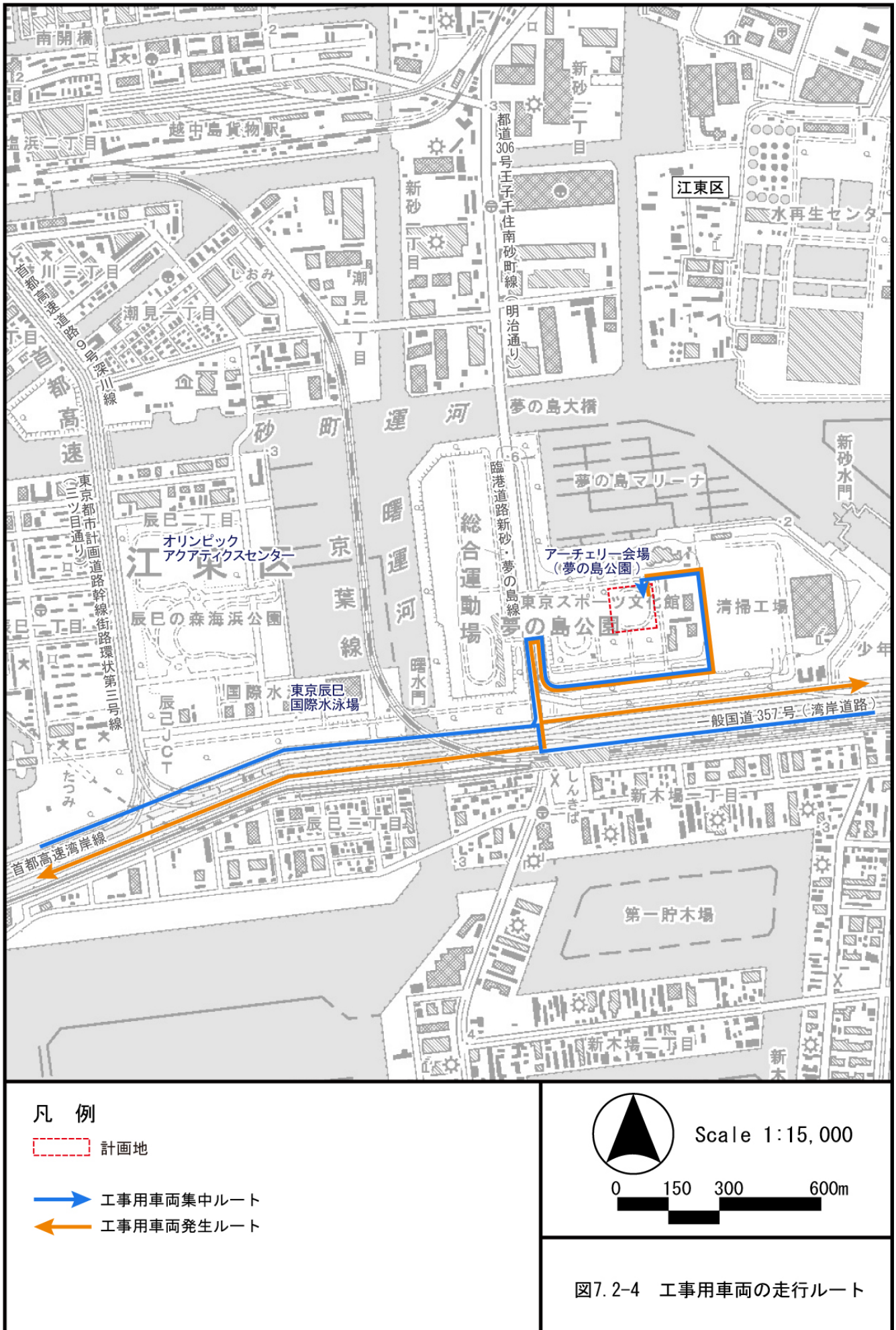
表7.2-2 主な建設機械

工 種	主な建設機械
盛土工事	バックホウ、ブルドーザー、振動ローラー
盛土工事（養生）	－
地盤修正工事	バックホウ、ブルドーザー、振動ローラー
樹木整理（移植・伐採）	バックホウ
予選会場整備工事	－
オーバーレイ工事	（未定）

7.2.6 供用の計画

本事業で整備する予選会場は、平成 31 年度のテストイベントまでに竣工する計画である。また、2020 年東京大会開催後には、様々なスポーツの機会を提供し、広く一般に供用する計画である。

7. アーチェリー会場（夢の島公園）の計画の目的及び内容



7.2.7 環境保全に関する計画等への配慮の内容

本事業にかかわる主な環境保全に関する上位計画としては、「東京都環境基本計画」、「江東区環境基本計画」等がある。環境保全に関する計画等への配慮事項は、表 7.2-5(1)～(3)に示しておりである。

表7.2-5(1) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
東京都環境基本計画 (平成20年3月)	・ 人類・生物の生存基盤の確保 ～気候危機と資源節約の時代に立ち向かう新たな都市モデルの創出～ ◆ 気候変動の危機回避に向けた施策の展開 ◆ 持続可能な環境交通の実現 ◆ 省資源化と資源の循環利用の促進	・ 計画地内の既存樹木のうち、樹木診断等により移植すると判断した高木約40本を選定し、移植を行う計画としている。 ・ 伐採樹木については、中間処理施設へ搬出し、チップ化によるマテリアルリサイクルや、バイオマス燃料・ペレット等へのサーマルリサイクルとしての利用を検討する。 ・ 盛土材について環境物品を利用するよう努める計画である。 ・ 「平成27年度東京都環境物品等調達方針」（平成27年4月 東京都）を踏まえ、建設発生土等の有効利用を積極的に進める。
	・ より快適で質の高い都市環境の創出 ～緑と水にあふれた、快適な都市を目指す取組の推進～ ◆ 市街地における豊かな緑の創出 ◆ 水循環の再生とうるおいのある水辺環境の回復 ◆ 熱環境の改善による快適な都市空間の創出	・ 計画地内に生育する落葉広葉樹（ケヤキ、サクラ類、トチノキ等）のうち、樹木診断等により移植すると判断した高木約40本を選定し、園内計画地南側の外来種の常緑広葉樹（トウネズミモチ）の生育箇所に移植する計画としている。 ・ フィールドには約17,000m²の張芝を行う計画としている。

表7.2-5(2) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
東京都自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画 (平成25年7月)	・車種規制の実施及び流入排出基準適合へ転換促進、低公害・低燃費車の普及促進、エコドライブの普及促進、交通量対策、交通流対策、局地汚染対策の推進等	・工事用車両の走行ルートは、計画地までの交通安全への配慮のため主に一般国道357号（湾岸道路）を利用する。 ・工事用車両の出入口には交通整理員を配置する計画とし、計画地周辺の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮する。 ・夢の島公園内の園路等を占用する工事を行う場合には、代替路を設定するとともに、交通整理員の配置等を計画し、夢の島熱帯植物館等夢の島公園内の施設利用者、公園内散策コース利用者の安全を確保する。 ・工事用車両の走行に当たっては、安全走行を徹底する。 ・夢の島公園内は低速度で走行し、公園利用者の通行を優先するよう指導を徹底する。
緑の東京計画 (平成12年12月)	・あらゆる工夫による緑の創出と保全	・計画地内に生育する落葉広葉樹（ケヤキ、サクラ類、トチノキ等）のうち、樹木診断等により移植すると判断した高木約40本を選定し、園内計画地南側の外来種の常緑広葉樹（トウネズミモチ）の生育箇所に移植する計画としている。 ・フィールドには約17,000m²の張芝を行う計画としている。
「緑の東京10年プロジェクト」基本方針 (平成19年6月)	・街路樹の倍増などによる緑のネットワークの充実	・計画地内に生育する落葉広葉樹（ケヤキ、サクラ類、トチノキ等）のうち、樹木診断等により移植すると判断した高木約40本を選定し、園内計画地南側の外来種の常緑広葉樹（トウネズミモチ）の生育箇所に移植する計画としている。 ・フィールドには約17,000m²の張芝を行う計画としている。
みどりの新戦略ガイドライン (平成18年1月)	・公共施設におけるみどりの創出	・計画地内に生育する落葉広葉樹（ケヤキ、サクラ類、トチノキ等）のうち、樹木診断等により移植すると判断した高木約40本を選定し、園内計画地南側の外来種の常緑広葉樹（トウネズミモチ）の生育箇所に移植する計画としている。 ・フィールドには約17,000m²の張芝を行う計画としている。

表7.2-5(3) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
東京都建設リサイクル推進計画 (平成20年4月)	・建設泥土を活用する ・建設発生土を活用する ・廃棄物を建設資材に活用する	・計画地内の既存樹木のうち、樹木診断等により移植すると判断した高木約40本を選定し、移植を行う計画としている。 ・伐採樹木については、中間処理施設へ搬出し、チップ化によるマテリアルリサイクルや、バイオマス燃料・ペレット等へのサーマルリサイクルとしての利用を検討する。 ・盛土材について環境物品を利用するよう努める計画である。 ・「平成27年度東京都環境物品等調達方針」（平成27年4月 東京都）を踏まえ、建設発生土等の有効利用を積極的に進める。
江東区環境基本計画 (平成27年3月)	本計画では、施策の体系として、以下の6つの柱を示している。 ・地球温暖化・エネルギー対策の推進～KOTO低炭素プラン～ ・循環型社会の形成 ・自然との共生 ・環境に配慮した快適なまちづくりの推進 ・安全・安心な生活環境の確保 ・環境教育及びパートナーシップの推進	・計画地内の既存樹木のうち、樹木診断等により移植すると判断した高木約40本を選定し、移植を行う計画としている。 ・伐採樹木については、中間処理施設へ搬出し、チップ化によるマテリアルリサイクルや、バイオマス燃料・ペレット等へのサーマルリサイクルとしての利用を検討する。 ・盛土材について環境物品を利用するよう努める計画である。 ・「平成27年度東京都環境物品等調達方針」（平成27年4月 東京都）を踏まえ、建設発生土等の有効利用を積極的に進める。
江東区みどりと自然の基本計画 (平成19年7月)	本計画の基本方針として、以下を設定している。 ・河川や運河等の水辺からまちへと広がるみどりの帯をつくる ・海辺のうるおいとまちのにぎわいが融合する 江東区らしい臨海部の魅力を発信 ・みんなに利用される公園へ、くつろぎと交流の空間としての質を高める ・身近にふれあう美しいみどりを、区民と行政がいっしょになって世話をし、はぐくむ ・自然からの恩恵を実感することを通じて、みんなで自然を大切にはぐくむ意識を養う	・計画地内に生育する落葉広葉樹（ケヤキ、サクラ類、トチノキ等）のうち、樹木診断等により移植すると判断した高木約40本を選定し、園内計画地南側の外来種の常緑広葉樹（トウネズミモチ）の生育箇所に移植する計画としている。 ・フィールドには約17,000㎡の張芝を行う計画としている。

7.3 アーチェリー会場（夢の島公園）の計画の策定に至った経過

アーチェリー会場（夢の島公園）は、立候補ファイルにおいて、オリンピック及びパラリンピックのアーチェリー会場として利用するため、公園内の円形広場南側の緑地部分に決勝会場を仮設、予選会場を新設する計画とされた。

東京都は、招致の時点で作成した会場計画について都民の理解を得て実現できるよう、大会組織委員会とともに、「レガシー」、「都民生活への影響」、「整備費」の3つの視点で会場計画の再検討を行うこととした。

会場再検討の結果、公園内に整備を予定していた夢の島ユース・プラザ・アリーナA及びBの新設を中止するとともに、夢の島競技場で実施予定であった馬術の競技会場を馬事公苑に変更したことから、公園全体で配置計画を見直すことが可能となった。そのため、公園の緑や利用者への影響に配慮し、公園全体で最適な施設配置について検討を行った結果、予選会場（新設）は円形広場の位置に、決勝会場（仮設）は陸上競技場の位置に配置することとなった。

8. 環境影響評価の項目

環境影響評価の項目は、図 8-1 に示す手順に従い、会場事業計画の内容を基に環境に影響を及ぼすおそれのある環境影響要因を抽出し、地域の概況及び社会経済情勢等を勘案して選定した。

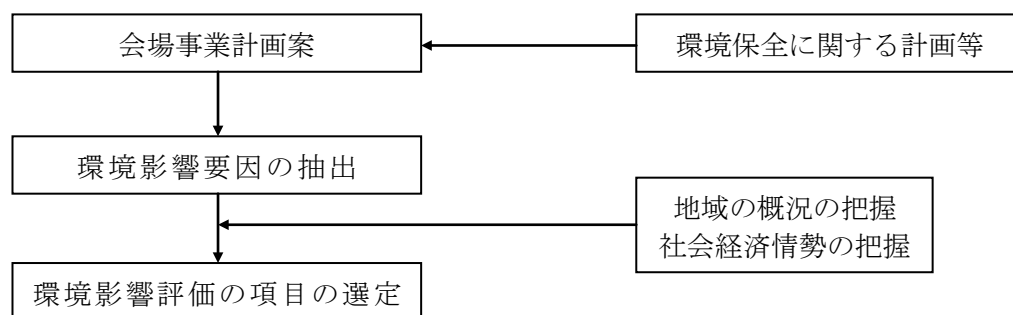


図 8-1 環境影響評価の項目の選定手順

環境影響要因は、2020 年東京大会の開催前、開催中及び開催後について、表 8-1 に示すとおり設定した。2020 年東京大会の開催にあたっては、本事業で行う盛土工事のほかに、計画地及びその周辺に大会関連用の決勝会場等の仮設工作物の設置を行う予定であるが、現時点では工作物の諸元が未定である。また、2020 年東京大会の開催中における大会の運営等についても、現時点では具体的な計画が未定である。このため、本評価書案では、表 8-1 に示す環境影響要因のうち、計画の具体性の高い環境影響要因を対象とすることとし、仮設工作物や大会の開催中に係る環境影響要因は対象としなかった。これらの仮設工作物等や大会の開催中に係る環境影響評価は、今後の計画の熟度に応じて、改めて環境影響要因の抽出及び環境影響評価の項目を検討し、別途実施する予定である。また、本事業のうち、予選会場の競技用施設や工作物等のオーバーレイの計画についても、現時点では具体的な計画が未定であるため、開催後におけるこれらの施設等の持続的稼働に係る環境影響評価は、今後の計画の熟度に応じて、検討を行う。

表 8-1 抽出した環境影響要因

区分	環境影響要因		内容
開催前	恒設施設	施設の建設	掘削工事、躯体工事等に伴う影響
		工事用車両の走行	建設工事のうち、工事用車両の走行に伴う影響
		建設機械の稼働	建設工事のうち、建設機械の稼働に伴う影響
		建築物の出現	建設工事終了後の建築物の出現や建築物の存在に伴う影響
	仮設工作物	施設の建設	掘削工事、躯体工事等に伴う影響
		工事用車両の走行	建設工事のうち、工事用車両の走行に伴う影響
		建設機械の稼働	建設工事のうち、建設機械の稼働に伴う影響
		建築物の出現	建設工事終了後の仮設工作物の出現や仮設工作物の存在に伴う影響
開催中	競技の実施		競技の実施に伴う影響
	大会の運営		大会開催中の関係車両の発生集中交通、会場設備等の稼働、その他大会の運営に伴う影響
開催後	仮設工作物	解体工事	2020 年東京大会の仮設工作物の解体工事に伴う影響
		工事用車両の走行	解体工事のうち、工事用車両の走行に伴う影響
		建設機械の稼働	解体工事のうち、建設機械の稼働に伴う影響
	恒設施設	設備等の持続的稼働	2020 年東京大会後の施設の継続的利用に伴う影響

注) 網掛けは、本評価書では対象としない環境影響要因を示す。

選定した環境影響評価の項目は、表 8-2(1)及び(2)に、選定した理由は、表 8-3 に、選定しなかった理由は、表 8-4(1)及び(2)に示すとおりである。

表 8-2(1) 環境影響要因と環境影響評価の項目との関連

環境影響評価の項目			区 分 環境影響要因 予測事項	開催前				開催中		開催後			
				施設の建設（仮設等除く）	工事用車両の走行（仮設等除く）	建設機械の稼働（仮設等除く）	建築物の出現（仮設等除く）	競技の実施	大会の運営	解体工事	工事用車両の走行	建設機械の稼働	設備等の持続的稼働
環境項目	主要環境	大気等	・ 大気等の状況の変化の程度						○		○	○	
			・ アスリートへの影響の程度										
		水質等	・ 水質の変化の程度										
			・ アスリートへの影響の程度										
		土壌	・ 土壌汚染物質の変化の程度										
			・ 地下水及び大気への影響の可能性の有無										
			・ 汚染土壌の量										
	生態系	生物の生育・生息基盤	・ 生物・生態系の賦存地の改変の程度	○									
			・ 新たな生物の生育・生息基盤の創出の有無並びにその程度	○									
		水循環	・ 地下水涵養能の変化の程度										
			・ 地下水の水位及び流動の変化の程度										
			・ 湧水流量の変化の程度										
		生物・生態系	・ 陸上植物の植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度	○									
			・ 陸上動物の動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度	○									
			・ 水生生物相の変化の内容及びその程度										
			・ 生育・生息環境の変化の内容及びその程度	○									
			・ 生態系の変化の内容及びその程度	○									
			・ 重要な生物・生態系の保護・保全地域等に与える影響の程度										
			・ アスリートへの生物等の影響の程度										
		緑	・ 植栽内容の変化の程度及び緑の量の変化の程度	○									
	生活環境	騒音・振動	・ 工事用車両の走行による道路交通騒音及び振動								○		
			・ 関係者等の移動による道路交通騒音及び振動						○				
			・ 建設機械等の騒音及び振動									○	
			・ 会場設備等からの騒音及び振動										
			・ 競技実施に伴う騒音及び振動					○					
		日影	・ 日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度										
			・ 冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度										
			・ 日照障害が生じる又は改善する住宅戸数及び既存植物										
	アメニティ・文化	景観	・ 主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度										
			・ 景観形成特別地区の景観阻害又は貢献の程度										
			・ 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度										
			・ 貴重な景勝地の消滅の有無又は改変の程度										
			・ 圧迫感の変化の程度										
			・ 緑視率の変化の程度										
			・ 景観阻害要因の変化の程度										
		自然との触れ合い活動の場	・ 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度	○									
			・ 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度		○							○	
			・ 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度		○						○		

注1) ○は、環境影響評価を行う事項を示す。

2) 濃い網掛け (■) は、2020年東京大会全体としての広域的な視点により評価する事項、または、今後競技を対象とした環境影響評価の際に検討を行う事項であるため、本書では対象としないことを示す。

3) 薄い網掛け (○) は、具体的な計画が未定であり、今後の計画の熟度に応じて別途検討を行うため、本書では対象としない事項を示す。なお、薄い網掛けにおける○は、調査計画書において選定した事項を示す。

表 8-2(2) 環境影響要因と環境影響評価の項目との関連

環境影響評価の項目			区 分 環境影響要因 予測事項	開催前			開催中		開催後					
				施設の建設（仮設等除く）	工事用車両の走行（仮設等除く）	建設機械の稼働（仮設等除く）	建築物の出現（仮設等除く）	競技の実施	大会の運営	解体工事	工事用車両の走行	建設機械の稼働	設備等の持続的稼働	
環境項目	アメニティ・文化	歩行者空間の快適性	・ 緑の程度						○					
			・ 歩行者及びアスリートが感じる快適性の程度						○					
		史跡・文化財	・ 会場事業地内の文化財等の現状変更の程度及びその周辺地域の文化財等の損傷等の程度											
			・ 文化財等の周辺の環境の変化の程度											
			・ 埋蔵文化財包蔵地の改変の程度											
			・ 会場事業計画地周辺の文化財等の保護・保全対策の程度											
			・ 文化財等の回復の程度											
	資源・廃棄物	水利用	・ 水の効率的利用への取組・貢献の程度						○				○	
		廃棄物	・ 廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等	○					○	○			○	
	エコマテリアル	・ エコマテリアルの利用への取組・貢献の程度	○											
		温室効果ガス	温室効果ガスの排出量及びその削減の程度						○				○	
			エネルギー	・ エネルギーの使用量及びその削減の程度						○				○
社会経済項目	土地利用	土地利用	・ 自然地の改変・転用の有無及びその程度											
			・ 未利用地の解消の有無及びその程度											
		地域分断	・ 生活動線の分断又は進展の有無及びその規模、範囲、時間及び程度											
		移転	・ 施設整備等による住宅、店舗等の移転の規模、範囲及び程度											
	社会活動	スポーツ活動	・ 国際レベルのスポーツ施設の充足、地域スポーツ団体やスポーツ参加者の増減など、スポーツ活動への影響の内容とその程度											
		文化活動	・ 文化活動拠点の増減、国際交流の活発化、情報提供のバリアフリー化の進展など、文化活動への影響の内容及びその程度											
	参加・協働	ボランティア	・ ボランティア活動の内容とその程度											
		コミュニティ	・ 地域のコミュニティの形成及び活動並びに企業の地域コミュニティへの貢献度等の内容とその程度											
		環境への意識	・ 都民等の環境への関心及び意識の内容とその程度											
			・ 意識啓発のための機会の増減											
	安全・衛生・安心	安全	・ 危険物施設等からの安全性の確保の程度						○					
			・ 移動の安全のためのバリアフリー化の程度						○					
			・ 電力供給の安定度						○					
		衛生	・ 飲料水、食品等についての安全性の確保の程度											
			消防・防災	・ 耐震性の程度						○				
				・ 津波対策の程度						○				
	・ 防火性の程度							○						
	交通	交通渋滞	・ 交通量及び交通流の変化の程度								○			
		公共交通へのアクセシビリティ	・ 会場から公共交通機関までのアクセス性の変化の程度		○				○		○			
		交通安全	・ 交通安全の変化の程度		○				○		○			
	経済	経済波及	・ 経済効果、新規ビジネスの創出及び既存ビジネスへの影響の内容並びにその程度											
		雇用	・ 創出又は消失と思われる雇用の種類、雇用期間、雇用者数、雇用者構成等											
事業採算性		・ 会場ごとの施設整備費、運営経費及びそれらの削減の程度												

注1) ○は、環境影響評価を行う事項を示す。

2) 濃い網掛け (■) は、2020年東京大会全体としての広域的な視点により評価する事項、または、今後競技を対象とした環境影響評価の際に検討を行う事項であるため、本書では対象としないことを示す。

3) 薄い網掛け (□) は、具体的な計画が未定であり、今後の計画の熟度に応じて別途検討を行うため、本書では対象としない事項を示す。なお、薄い網掛けにおける○は、調査計画書において選定した事項を示す。

表 8-3 選定した項目及びその理由

項 目	選定した理由
生物の生育・生息基盤	生物の生育・生息基盤に影響を及ぼす要因としては、開催前における施設の建設が考えられる。 予測事項は、「生物・生態系の賦存地の改変の程度」、「新たな生物の生育・生息基盤の創出の有無並びにその程度」とする。
生物・生態系	生物・生態系に影響を及ぼす要因としては、開催前における施設の建設が考えられる。 予測事項は、「陸上植物の植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度」、「陸上動物の動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度」、「生育・生息環境の変化の内容及びその程度」、「生態系の変化の内容及びその程度」とする。 なお、「水生生物相の変化の内容及びその程度」は、水生生物の生息地が計画地に存在しないため、予測事項としない。また、「重要な生物・生態系の保護・保全地域等に与える影響の程度」は、計画地及びその周辺に重要な生物・生態系の保護・保全地域が存在しないことから、予測事項としない。
緑	緑に影響を及ぼす要因としては、開催前における施設の建設、開催後における設備等の持続的稼働が考えられる。 予測事項は、「植栽内容の変化の程度及び緑の量の変化の程度」とする。
自然との触れ合い活動の場	自然との触れ合い活動の場に影響を及ぼすおそれのある要因としては、開催前における施設の建設、工事用車両の走行、建設機械の稼働が考えられる。 予測事項は、「自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度」、「自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度」、「自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度」とする。
廃棄物	廃棄物を排出するおそれのある要因としては、開催前における施設の建設が考えられる。 予測事項は、「廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等」とする。
エコマテリアル	エコマテリアルを利用する要因としては、開催前における施設の建設が考えられる。 予測事項は、「エコマテリアルの利用への取組・貢献の程度」とする。
公共交通へのアクセシビリティ	公共交通へのアクセシビリティに影響を及ぼすおそれのある要因としては、開催前における工事用車両の走行が考えられる。 予測事項は、「会場から公共交通機関までのアクセス性の変化の程度」とする。
交通安全	交通安全に影響を及ぼすおそれのある要因としては、開催前における工事用車両の走行が考えられる。 予測事項は、「交通安全の変化の程度」とする。

なお、調査計画書で施設の存在における予測事項として選定したものは、本書では施設の建設における予測事項とするとともに、今後、設備等の持続的稼働における予測事項として選定することを検討する。

表 8-4(1) 選定しなかった項目及びその理由

項 目	選定しなかった理由
大気等	工事用車両の台数（概ね 50 台/日程度）が主な計画地周辺道路の現況交通量（都道 306 号王子千住南砂町線（明治通り）で約 27,000 台/日、一般国道 357 号（湾岸道路）及び首都高速湾岸線で約 142,000 台/日）と比べて僅かであること、工事用車両の走行が考えられる都道 306 号王子千住南砂町線（明治通り）と接続する臨港道路新砂・夢の島線沿道には、住居等が存在しないことから、工事用車両の走行による影響はほとんどないと考えられる。 また、建設機械の稼働に伴う大気汚染物質の寄与率はバックグラウンド濃度に対して僅かであり、影響はほとんどないと考えられる（資料編 p.1 参照）。
水質等	盛土工事に伴う排水は、下水排除基準を遵守した上で公共下水道に放流される。ただし雨水は公共用水域に放流される。このことから、公共用水域及び地下水の水質等に影響を及ぼすおそれはない。
土壌	計画地は廃棄物処分場として昭和 42 年に竣工した埋立地に位置している。対象地は、埋立に伴う廃棄物層の上に、公園整備に伴う客土がなされた地中構造を有しているが、有害物質に汚染された土壌を埋立てた経緯はない。環境確保条例第 117 条第一項に基づく土地利用の履歴等調査の結果、計画地は昭和 53 年に夢の島公園として開園しているが、それ以前については土地利用はなされていなかった。その後、現在に至るまで、計画地には有害物質の取扱事業場が存在した履歴はない。また、廃棄物の埋立により廃棄物層底面下の土壌に汚染のおそれがあるものの、本計画は盛土を行うものであり、廃棄物層底面下の土壌の改変を生じることではない。 開催後については、新たな土地の掘削等の工事は実施せず、事業活動では土壌汚染に影響を及ぼすおそれのある要因はない。このことから、土壌汚染のおそれはない。 今後、工事の実施に伴い新たな土壌汚染が確認された場合、速やかに土壌汚染対策を講じるとともにフォローアップ報告書で内容を明らかにする。
水循環	本事業は、昭和 40 年頃に竣工した埋立地に盛土及び張芝を行うものであり、水循環に影響を及ぼすおそれはない。
騒音・振動	工事用車両の台数（概ね 50 台/日程度）が主な計画地周辺道路の現況交通量（都道 306 号王子千住南砂町線（明治通り）で約 27,000 台/日、一般国道 357 号（湾岸道路）及び首都高速湾岸線で約 142,000 台/日）と比べて僅かであること、工事用車両の走行が考えられる都道 306 号王子千住南砂町線（明治通り）と接続する臨港道路新砂・夢の島線沿道には、住居等が存在しないことから、工事用車両の走行による影響はほとんどないと考えられる。 また、計画地周辺の影響範囲内（振動 100m、騒音 200m）には、住居等が存在しないことから、建設機械の稼働による影響はない。
日影	本事業は、予選会場のフィールドの盛土のほか、予選会場の競技用施設や工作物等の設置を行う計画であるが、建築物の新設は行わないことから、日影が影響を及ぼすおそれはない。
景観	本事業は、予選会場のフィールドの盛土のほか、予選会場の競技用施設や工作物等の設置を行う計画であるが、建築物の新設は行わないことから、景観に影響を及ぼすおそれはない。
歩行者空間の快適性	計画地は夢の島公園内に位置しており、公共交通機関から施設への歩行者経路に変化は生じない。
史跡・文化財	計画地は夢の島公園内に位置しており、計画地内に史跡・文化財は存在しない。また、計画地は、昭和 40 年頃に竣工した埋立地に位置しており、埋蔵文化財包蔵地は存在しない。 なお、工事の実施に伴い新たに史跡・文化財が確認された場合には、フォローアップ報告書において明らかにする。
水利用	本事業では、予選会場の競技用施設や工作物等の計画が未定であることから、今後の計画の熟度に応じて、施設や工作物等の諸元も勘案し、改めて環境影響評価の項目の検討を行う。
温室効果ガス	建設機械の稼働に伴う温室効果ガスについては、限られた工事期間内・敷地内での稼働であり、本事業による影響は小さいと考えられることから選定しない。また、本事業では、予選会場の競技用施設や工作物等の計画が未定であることから、今後の計画の熟度に応じて、施設の工作物等の諸元も勘案し、改めて環境影響評価の項目の検討を行う。
エネルギー	建設機械の稼働に伴うエネルギーについては、限られた工事期間内・敷地内での稼働であり、本事業による影響は小さいと考えられることから選定しない。また、本事業では、予選会場の競技用施設や工作物等の計画が未定であることから、今後の計画の熟度に応じて、施設の工作物等の諸元も勘案し、改めて環境影響評価の項目の検討を行う。

表 8-4(2) 選定しなかった項目及びその理由

項 目	選定しなかった理由
土地利用	計画地は夢の島公園内に位置しており、計画地内に自然地 ¹ や未利用地は存在しないことから選定しない。
移転	計画地は夢の島公園内に位置しており、計画地内に住宅や店舗等は存在しないため、移転は生じない。
地域分断	計画地は夢の島公園内に位置しており、地域住民等の生活動線となる臨港道路新砂・夢の島線等の分断は生じない。
スポーツ活動	2020年東京大会の実施がスポーツ活動に及ぼす影響については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
文化活動	2020年東京大会の実施が文化活動に及ぼす影響については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
ボランティア	2020年東京大会の実施がボランティア活動に及ぼす影響については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
コミュニティ	2020年東京大会の実施が地域のコミュニティに及ぼす影響については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
環境への意識	2020年東京大会の実施が環境への意識に及ぼす影響については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
安全	本事業は、予選会場のフィールドの盛土のほか、予選会場の競技用施設や工作物等の設置を行う計画であるが、建築物の新設は行わないことから選定しない。
衛生	2020年東京大会の実施における飲料水や食品等についての安全性については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
消防・防災	本事業は、予選会場のフィールドの盛土のほか、予選会場の競技用施設や工作物等の設置を行う計画であるが、建築物の新設は行わないことから選定しない。
交通渋滞	工事用車両の台数が現況交通量と比べて僅かであることから、工事用車両の走行による交通量及び交通流への影響は軽微である。
経済波及	2020年東京大会の実施による経済波及効果については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
雇用	2020年東京大会の実施による雇用への影響については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
事業採算性	2020年東京大会の実施による事業採算性については、全体計画の環境影響評価の中で個々の会場ごとに評価する。

1 自然地とは、樹林地、草地(建築物その他の工作物の除却後、5年以上経過して自然が回復していると認められる土地を含む。)、農地、池沼又はこれらに類する状態にある土地をいう。(東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則 第50条)

9.1 生物の生育・生息基盤

9.1.1 現況調査

(1) 調査事項及びその選択理由

調査事項及びその選択理由は、表 9.1-1 に示すとおりである。

表 9.1-1 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①生物・生態系の賦存地の状況 ②地形・地質の状況 ③地盤等の状況 ④地下水の状況 ⑤植生の状況 ⑥気象の状況 ⑦土地利用の状況 ⑧災害等の状況 ⑨法令等による基準等	事業の実施に伴い生物の生育・生息基盤の地形、地質の変化が考えられることから、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

(2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

(3) 調査方法

1) 生物・生態系の賦存地の状況

調査は、既存資料調査及び現地調査による方法によった。

ア．既存資料調査

調査は、「東京都自然環境情報図」（平成7年 環境庁）、「現存植生図」（平成10年 東京都）、「自然環境情報GIS第2版」（平成11年 環境省自然環境局生物多様性センター）を用い、計画地及びその周辺の生物・生態系の賦存地として草原、湿原、湿地、池沼、河川等の自然地形を整理した。

イ．現地調査

現地調査により、計画地及びその周辺の生物・生態系の賦存地の分布状況等を確認した。

調査は、平成26年8月6日に実施した。

2) 地形・地質の状況

調査は、「地形図」（国土地理院）、「土地条件図」（平成25年8月 国土地理院）、「東京都総合地盤図Ⅰ 東京都地質図集3 東京都の地盤（1）」（昭和52年8月 東京都土木技術研究所）、「土地分類基本調査」（平成9年3月月 東京都）の既存資料の整理によった。

3) 地盤等の状況

調査は、「東京都総合地盤図Ⅰ 東京都地質図集3 東京都の地盤（1）」（昭和52年8月 東京都土木技術研究所）の既存資料の整理によった。

4) 地下水の状況

調査は、「平成26年 地盤沈下調査報告書」（平成27年7月 東京都土木技術支援・人材育成センター）、「平成25年東京港地盤沈下及び地下水位観測調査結果」の既存資料の整理によった。

5) 植生の状況

調査は、既存資料調査及び現地調査による方法によった。

ア．既存資料調査

調査は、「自然環境保全基礎調査 植生調査」（平成11年～ 環境省自然環境局生物多様性センター）の既存資料の整理によった。

イ．現地調査

現地調査により、計画地及びその周辺の植生の状況を確認した。調査は、平成26年8月6日に実施した。

6) 気象の状況

調査は、東京管区気象台の気象データを整理・解析した。

7) 土地利用の状況

調査は、「東京の土地利用 平成23年東京都区部」（平成25年5月 東京都都市整備局）等の既存資料の整理によった。

8) 災害等の状況

調査は、「災害履歴図（水害、地盤沈下）」（平成23年2月 国土交通省土地・水資源局）等の既存資料の整理によった。

9) 法令等による基準等

調査は、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）の法令の整理によった。

(4) 調査結果

1) 生物・生態系の賦存地の状況

計画地及びその周辺の生物・生態系の賦存地の分布状況について見ると、計画地の位置する夢の島公園は人為的に作られた人工改変地であり、自然地形等は存在しない。また、現地調査の結果では、湧水・湿地環境は確認されていない。

「東京都自然環境情報図」（平成7年 環境庁）の特定植物群落¹等に指定されている緑地は、計画地及びその周辺には存在しない。

計画地における生物の生育・生息基盤としての機能について見ると、造成後の時間経過により植栽樹木の生育及び更新が見られている。計画地内には常緑広葉樹、落葉広葉樹が植栽されており、表面には落葉等により腐植層が成立している。このような土壌は土壌動物の生息環境として利用されるほか、特に都市部における動物の生息環境を創出する植生の生育基盤となっている。

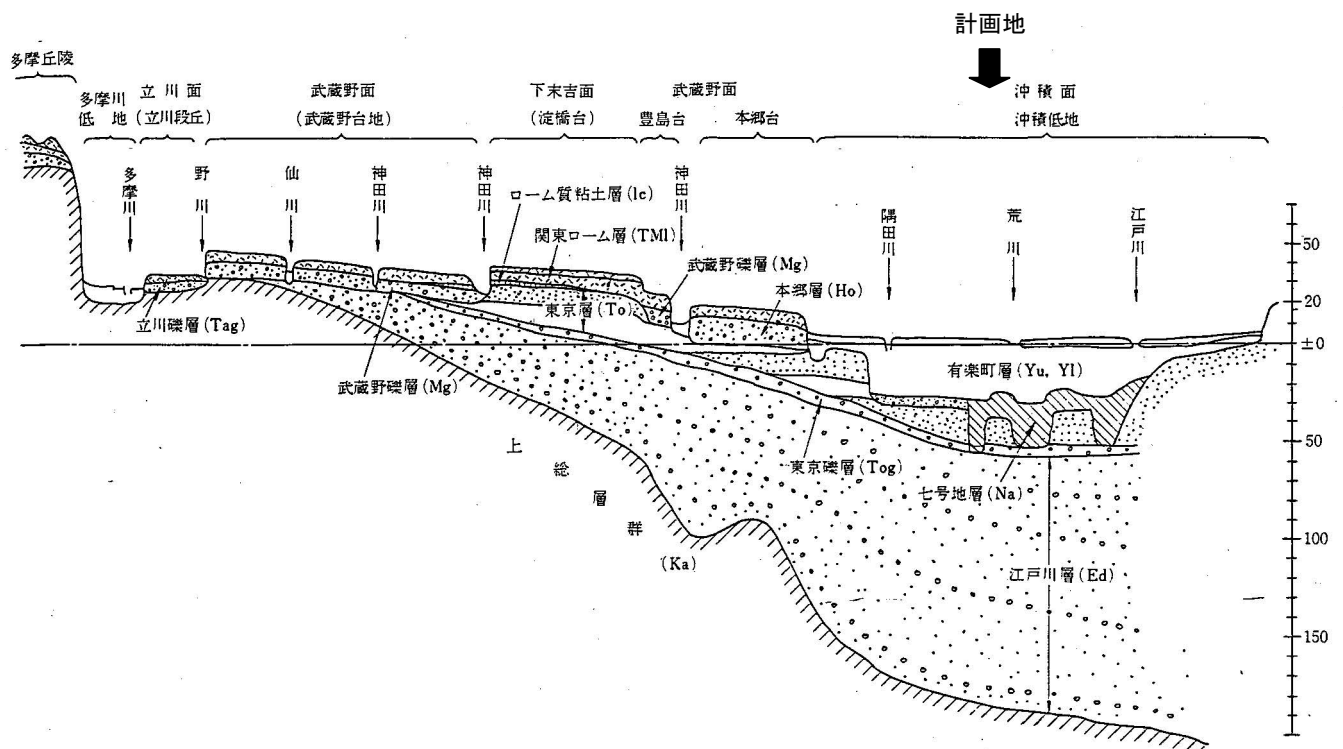
¹ 特定植物群落は、わが国の植物相を形づくっている植物群落のうち、規模や構造、分布等において代表的・典型的なもの、代替性のないもの、あるいはきわめて脆弱であり放置すれば存続が危ぶまれるもの等を対象に、地域特性を考慮して都道府県別に選定された植物群落である。

2) 地形・地質の状況

計画地及びその周辺の地形の状況は、図9.1-2に示すとおりである。

計画地は沖積低地に位置し、東京湾を埋め立てて造成された人工地盤の区域となっている。計画地及びその周辺の地盤は、東京層や関東ローム層からなる洪積層で形成され、標高は地盤面が T. P. +4m 程度の平坦な地形である。

地質の状況として、模式地質断面図は、図 9.1-1 に、表層地質図は、図 9.1-3 に、土壌図は、図 9.1-4 に示すとおりである。計画地及びその周辺は、上総層群を基盤として、江戸川層、東京礫層、本郷層、七号地層が堆積し、表層付近に有楽町層が堆積し、その上位に埋立層が存在する。また、計画地及びその周辺の表層は、廃棄物の埋め立てにより形成されており、最上位は落葉等による腐植層、表層土及び覆土が存在する。



出典：「東京都総合地盤図Ⅰ 東京都地質図集 3 東京都の地盤 (1)」(昭和 52 年 8 月 東京都土木技術研究所)

図 9.1-1 模式地質断面図



凡 例

- | | |
|---|---|
|  計画地 |  高い盛土地 |
|  盛土地・埋立地 |  水部 |

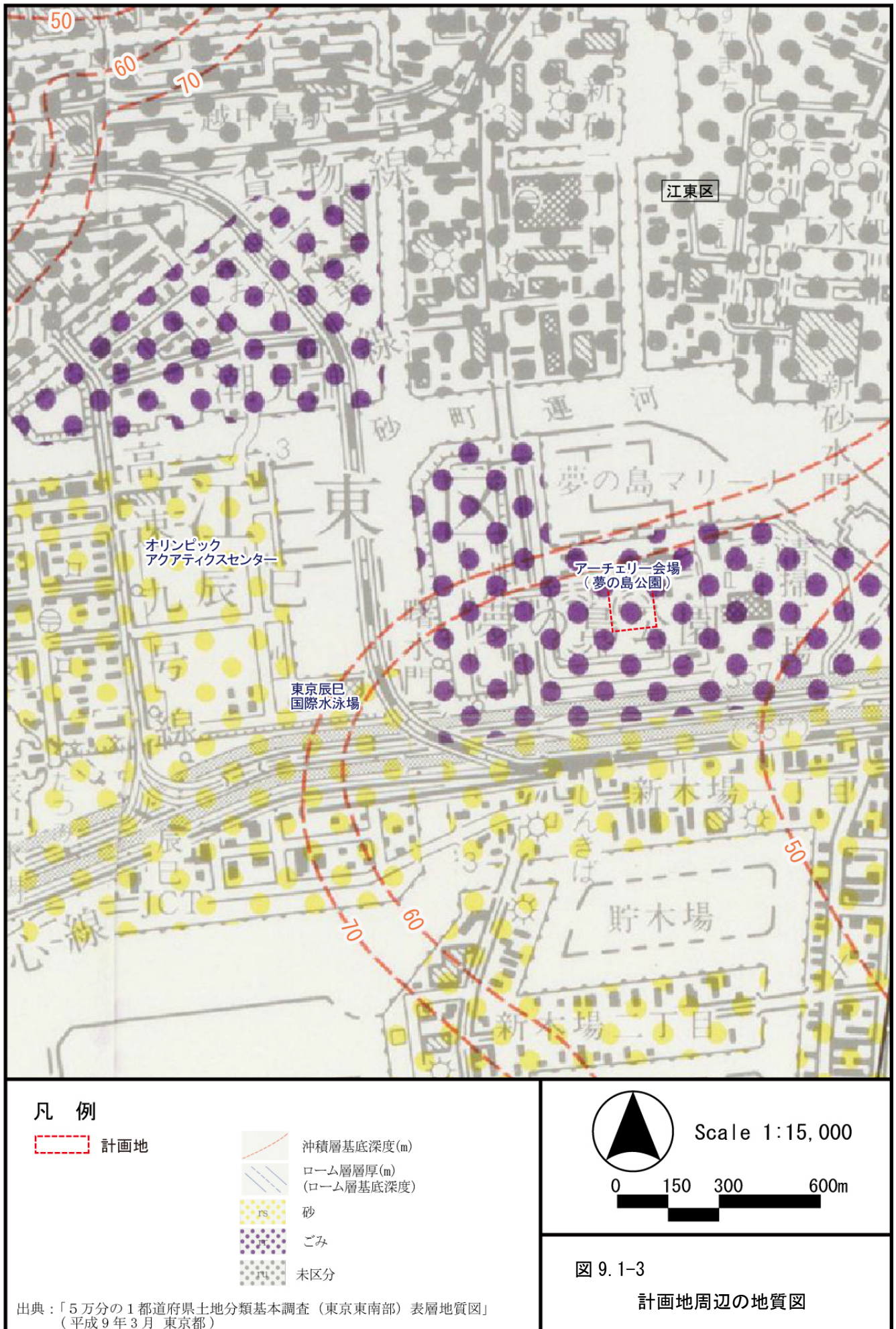


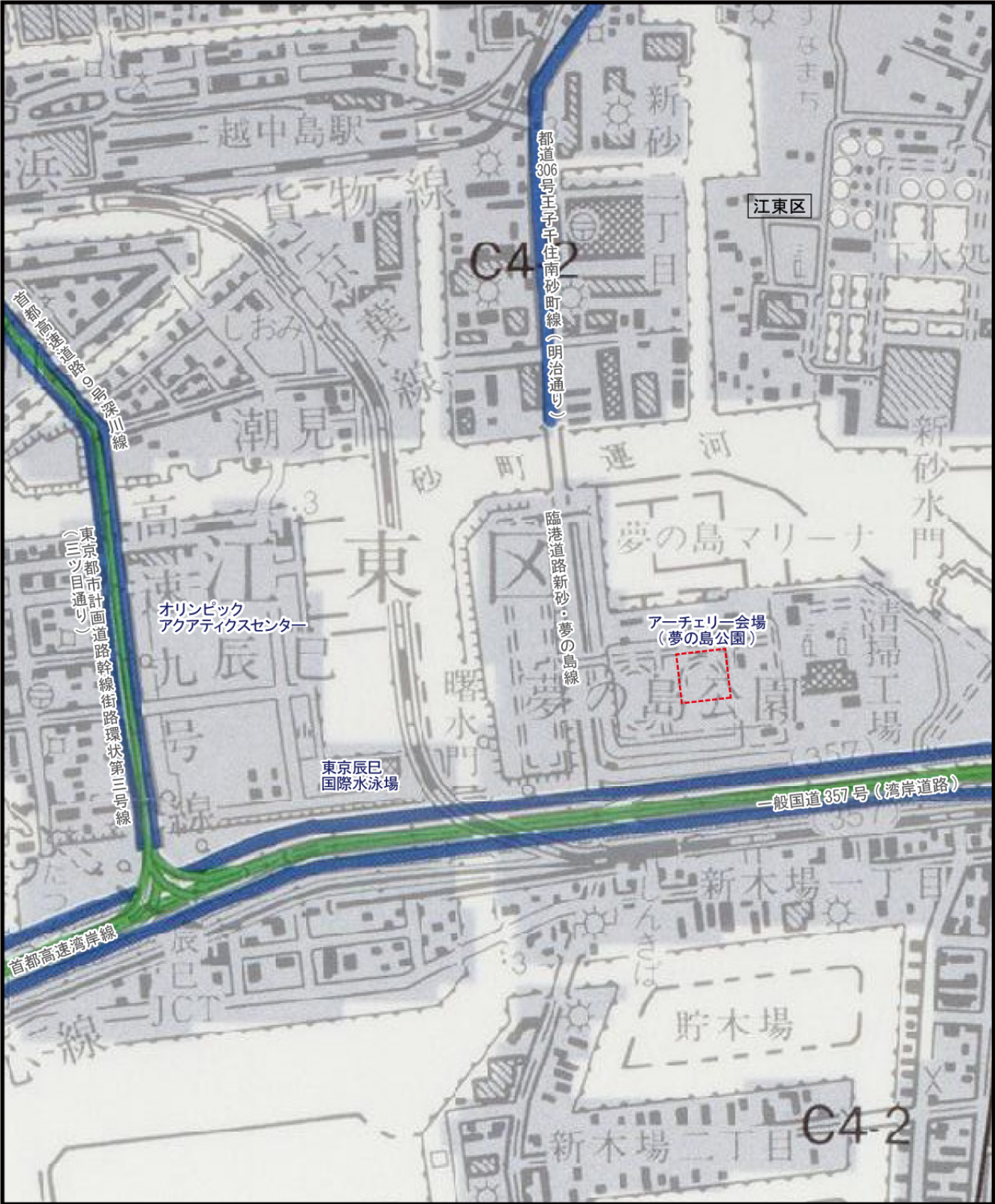
Scale 1:15,000



図 9.1-2
計画地周辺の地形分類図

出典：「土地条件図」（平成 26 年 12 月 国土地理院）





凡 例

計画地

- C4-2 人工改変地IV-2 (埋立地)
- 首都高速道路
- 主要道路
- 特例道路



Scale 1:15,000



図 9.1-4

計画地周辺の土壌図

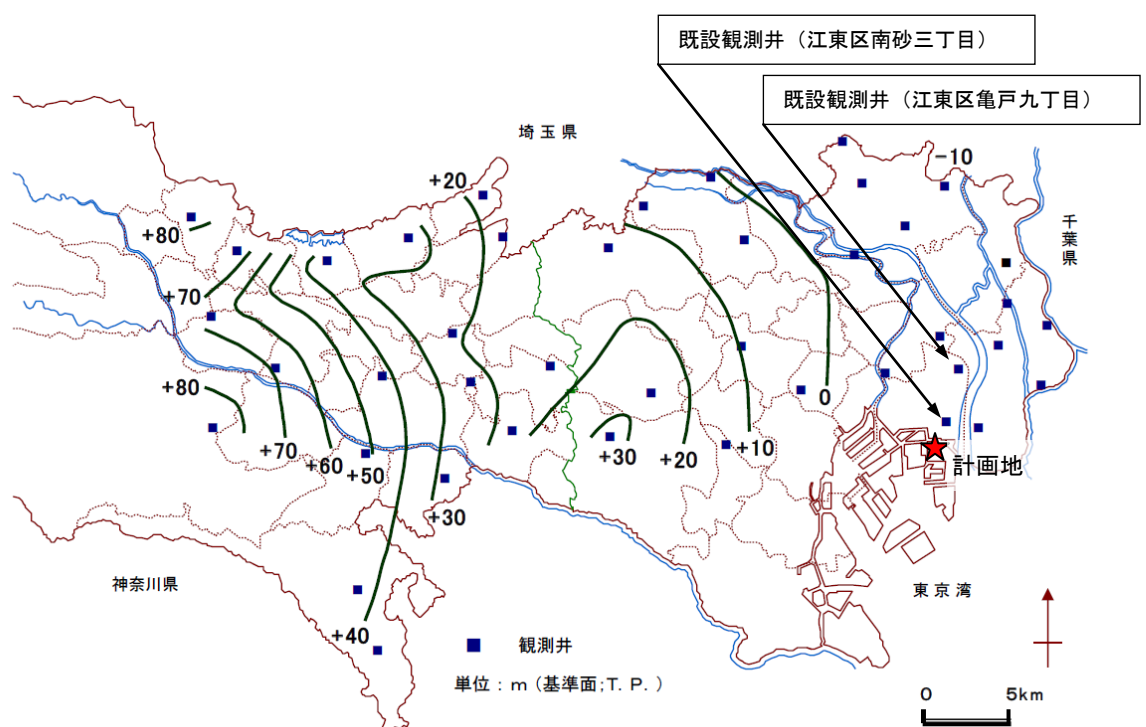
出典：「5万分の1 都道府県土地分類基本調査（東京東南部）土壌図」（平成9年3月 東京都）

3) 地盤等の状況

計画地及び周辺の地盤は、利根川・荒川島の大河川から運ばれる土砂が堆積した沖積平野を背後に持つ東京湾を埋め立てられた人工地盤の区域である。

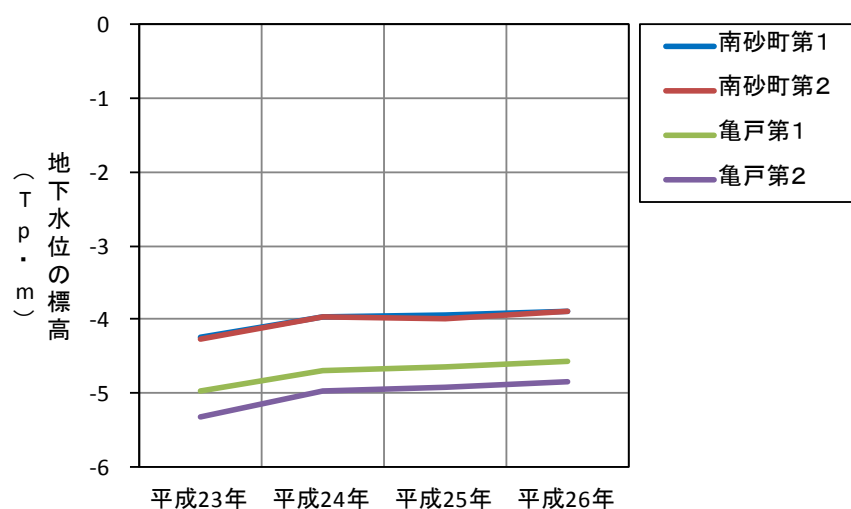
4) 地下水の状況

被圧地下水の地下水位は、図 9.1-5 に示すとおりである。計画地の東北東 5km に位置する既存観測井（江東区南砂三丁目、南砂少年野球場東側脇、（第 1：観測井深さ 70m、ストレーナー深さ 65～70m）（第 2：観測井深さ 130m、ストレーナー深さ 125～130m））、（亀戸九丁目、江東区亀戸福祉園内、（第 1：観測井深さ 61m、ストレーナー深さ：56～61m）（第 2：観測井深さ、144m、ストレーナー深さ 139～144m））の地下水位（被圧地下水）変動は、図 9.1-6 に示すとおりである。観測井付近の地盤高は、T.P. -2.2～-1.8m であり、地下水位は、T.P. -5.31～-3.88m（地下水位は各年 12 月 31 日の日平均地下水位）と概ね横ばいで推移している。



出典：「平成 26 年 地盤沈下調査報告書」（平成 27 年 7 月 東京都土木技術支援・人材育成センター）

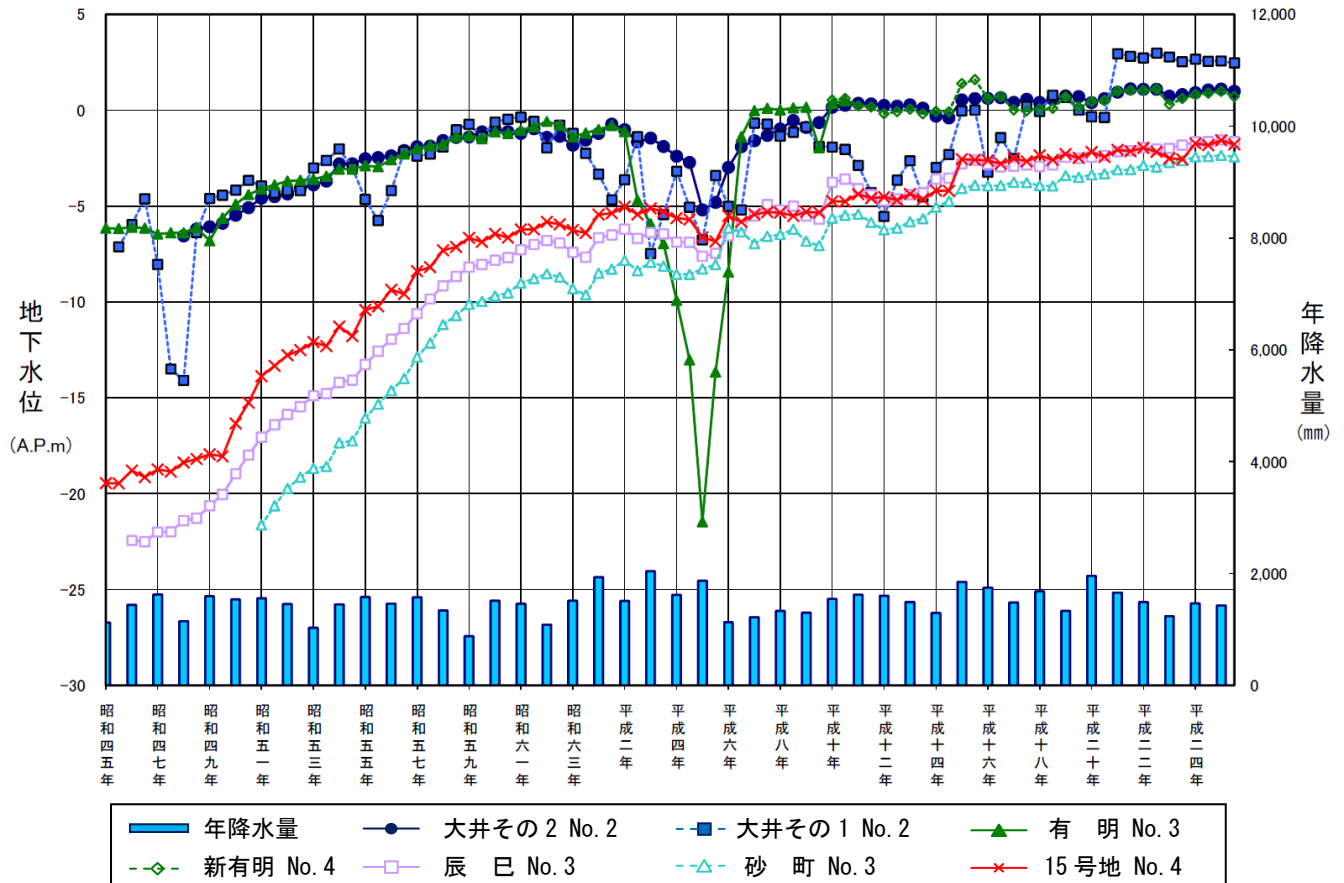
図 9.1-5 地下水位等高線図（被圧地下水）



出典：「平成 26 年 地盤沈下調査報告書」（平成 27 年 7 月 東京都土木技術支援・人材育成センター）

図 9.1-6 地下水位変動図

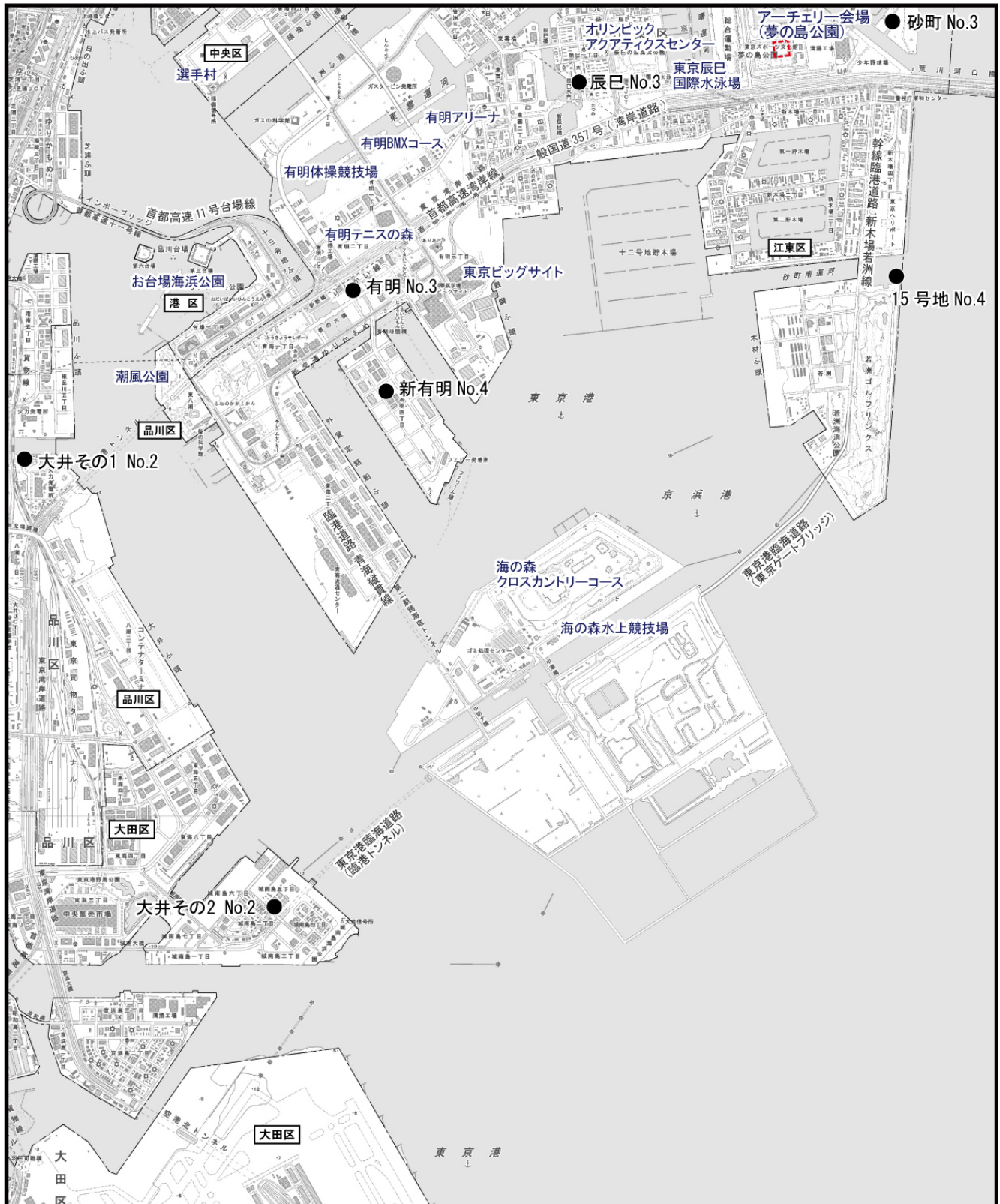
地下水位観測結果及び地下水位観測位置は、図 9.1-7 及び図 9.1-8 に示すとおりである。これによると、いずれの地点も昭和 45 年以降、地下水位は、概ね上昇傾向にある。計画地近傍の砂町 No. 3 における地下水位は、近年は A.P. -2.5m 付近 (T.P. 3.5m 程度) をほぼ横ばいに推移している。



注) 大井その 1 は、平成 21 年度に移設された。

出典：「平成 25 年東京港地盤沈下及び地下水位観測調査結果」(東京都港湾局ホームページ)

図 9.1-7 地下水位変動図



凡 例

計画地
区界

● 地下水位観測位置



Scale 1:50,000

0 500 1,000 2,000m

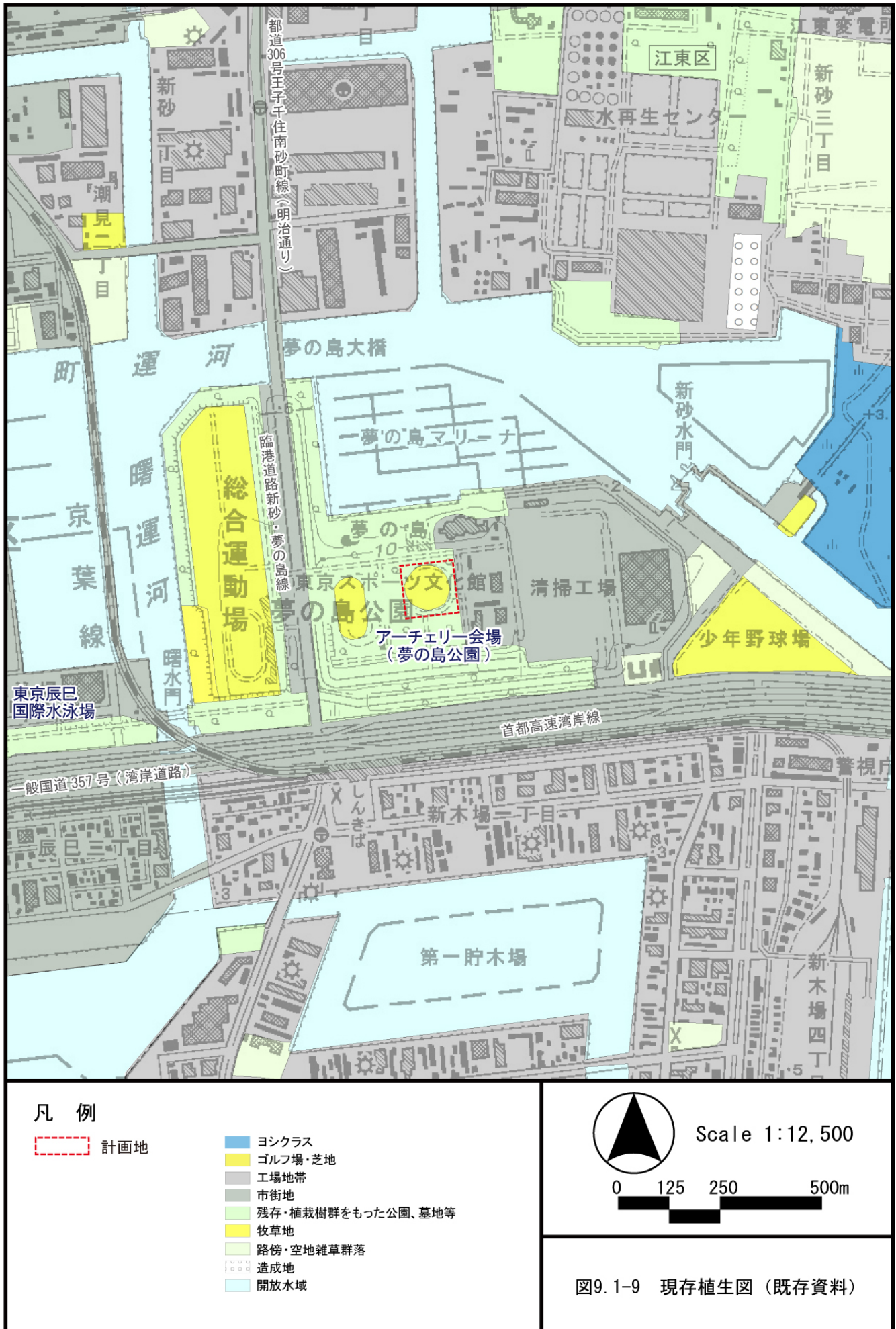
図 9.1-8

地下水位観測位置図

5) 植生の状況

既存資料による計画地及びその周辺の現存植生の状況は、図 9.1-9 に示すとおりである。計画地は主に「ゴルフ場・芝地」であり、夢の島公園は「残存・植栽樹群をもった公園、墓地等」に区分されている。また、夢の島公園の西側に位置する総合運動場には「ゴルフ場・芝地」が広がっている。夢の島公園の東側は工場地帯であり、夢の島大橋の北側及び一般国道 357 号（湾岸道路）の南側は「市街地」となっている。

現地調査結果による計画地及びその周辺の現存植生の状況は、図 9.1-10 に示すとおりである。計画地内は円形広場にシバ群落が広がり、これを囲むように常緑広葉樹、落葉広葉樹の植栽が広がっている。計画地の南側は落葉広葉樹や混交林のまとまった植栽樹林が広がり、駐車場を挟んで一般国道 357 号（湾岸道路）沿いには帯状に常緑針葉樹と常緑広葉樹の植栽が広がる。また、計画地の北側には夢の島熱帯植物館、東側には BumB 東京スポーツ文化館と新江東清掃工場があり、人工構造物となっている。





凡 例

[] 計画地

- | | |
|-----------------------|----------------|
| 1 メシバエノコログサ群落 | 25 植栽樹林群(常緑広葉) |
| 2 ヒメムカシヨモギ-オオアレチノギク群落 | 26 植栽樹林群(落葉広葉) |
| 5 ドクダミ群落 | 27 植栽樹林群(常緑針葉) |
| 8 セイタカアワダチソウ群落 | 28 植栽樹林群(落葉針葉) |
| 9 カゼクサ-オオバコ群落 | 29 植栽樹林群(混交) |
| 10 ハイキンボウゲ群落 | 30 畑 |
| 11 ハコベホオズキ群落 | 33 人工構造物 |
| 19 シバ群落 | 34 道路 |
| 21 チガヤ群落 | 35 開放水面 |
| 23 オカメザサ群落 | |



1:3,000

0 30 60 120 m

図 9.1-10 現存植生図
(現地調査)

6) 気象の状況

計画地周辺の気温及び降水量は、表 9.1-2 に示すとおりである。東京管区気象台における年間降水量は 1,528.8mm、年平均気温の平年値（昭和 56 年～平成 22 年）は 15.4℃である。

表 9.1-2 月別の気象の概況（昭和 56 年～平成 22 年）

月 項目	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	平年値
平均気温 (℃)	5.2	5.7	8.7	13.9	18.2	21.4	25	26.4	22.8	17.5	12.1	7.6	年平均気温 15.4 (℃)
平均降水量 (mm)	52.3	56.1	117.5	124.5	137.8	167.7	153.5	168.2	209.9	197.8	92.5	51.0	年間降水量 1,528.8 (mm)

出典：「過去の気象データ検索」（平成 27 年 12 月 8 日参照 気象庁ホームページ）

<http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php>

7) 土地利用の状況

計画地周辺の建物用途別の土地利用状況は、図 9.1-11 に示すとおりである。計画地の土地利用は公園・運動場等となっている。また、計画地周辺の土地利用は、供給処理施設、倉庫・運輸関係施設、事務所建築物や教育文化施設等の混合用途の市街地となっている。

計画地及びその周辺における都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)に基づく用途地域等の指定状況は、図 9.1-12 に示すとおりである。計画地及びその周辺は、第一種住居地域となっている。

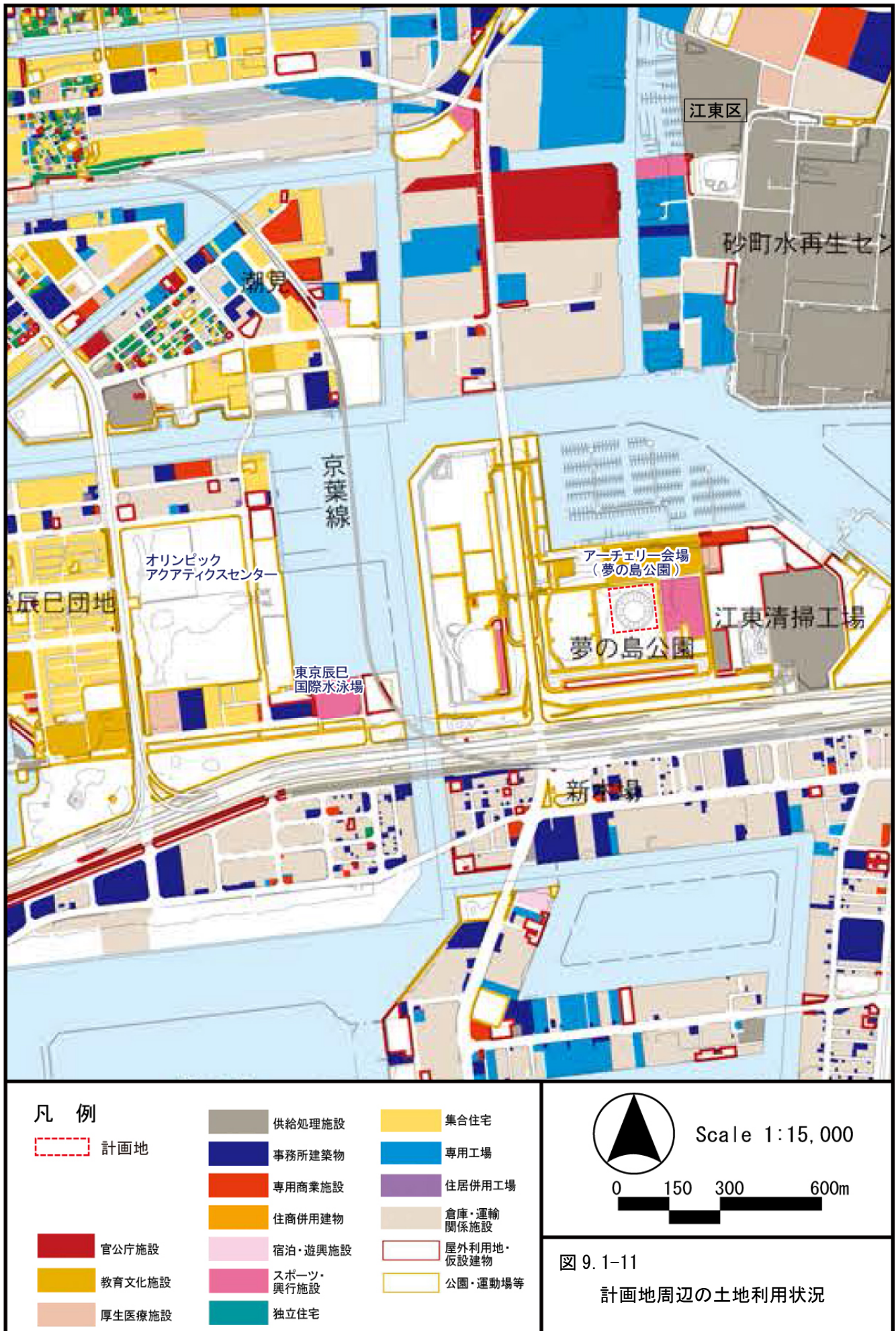
8) 災害等の状況

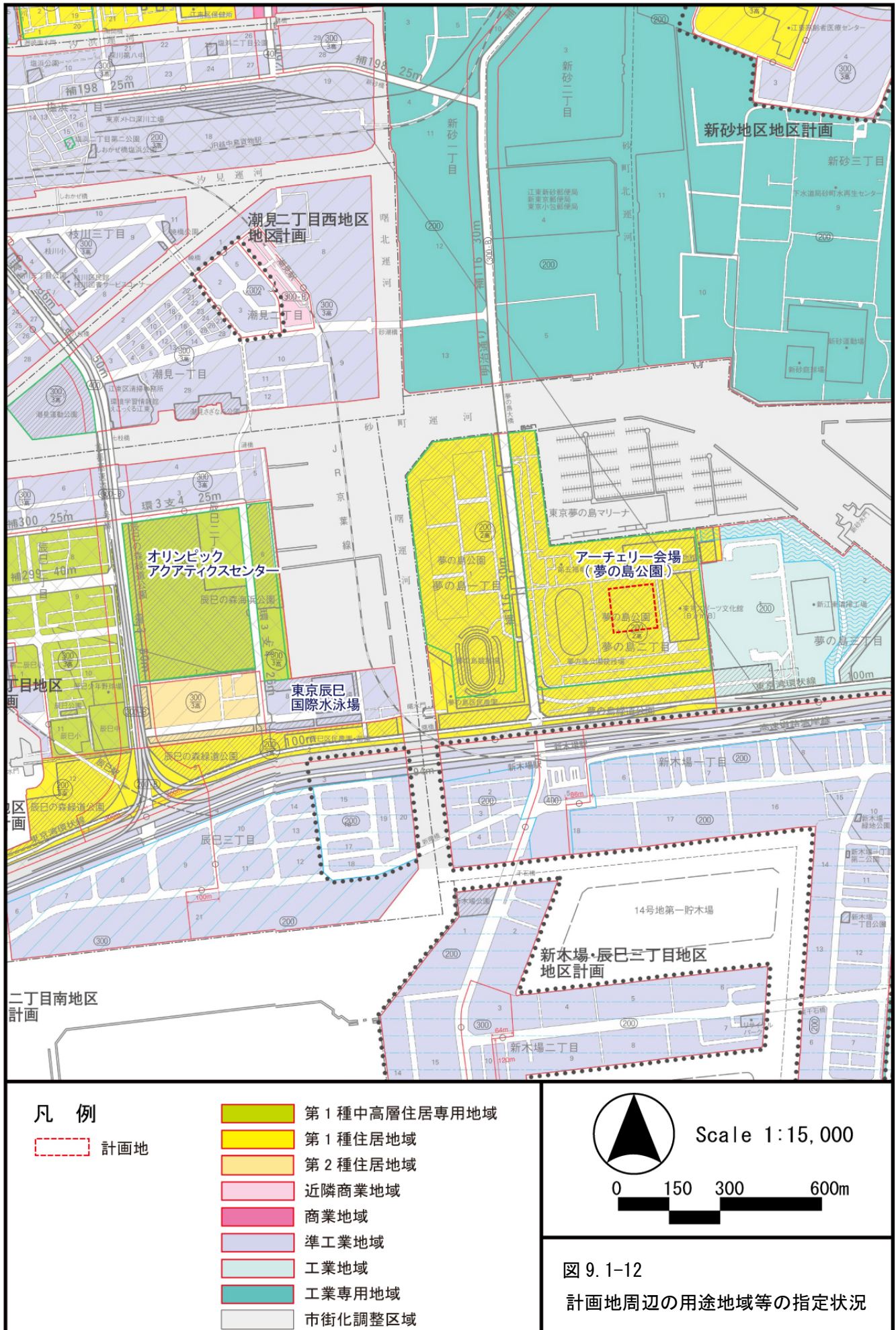
計画地及びその周辺では、著しい地盤沈下及び昭和 50 年以降の水害は確認されていない。

また、「江東区大雨浸水ハザードマップ」（平成 27 年 11 月 江東区）によると、夢の島公園には浸水予想区域は存在しない。また、「東京都土砂災害危険箇所マップ」（東京都ホームページ）によると、江東区内には急傾斜地崩壊危険箇所等の土砂災害危険箇所は存在しない。

9) 法令等による基準等

計画地及びその周辺には、宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域は存在しない。





9.1.2 予測

(1) 予測事項

予測事項は、以下に示すとおりとした。

- 1) 生物・生態系の賦存地の改変の程度
- 2) 新たな生物の生育・生息基盤の創出の有無並びにその程度

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、2020 年東京大会の実施に伴う建設工事等での改変、施設撤去後の現状回復等において、生物の生育・生息基盤に変化が生じる又は生じていると思われる時点とし、大会開催前、大会開催中、大会開催後のそれぞれ代表的な時点又は期間のうち、大会開催前とした。

(3) 予測地域

予測地域は、計画地及びその周辺とした。

(4) 予測手法

予測手法は、2020 年東京大会の実施計画を基に、生物の生育・生息基盤の変化の程度を把握して予測する方法とした。

(5) 予測結果

1) 生物・生態系の賦存地の改変の程度

計画地は、夢の島公園内の円形広場周辺であり、自然地形等は存在しないが、常緑広葉樹、落葉広葉樹の植栽樹林群が存在している。夢の島公園は、昭和 42 年の埋め立て完了から 11 年後の昭和 53 年に開園している。生物の生育・生息基盤としての機能について見ると、開園からの時間経過により植栽樹木の生育及び更新が見られている。樹木等が植栽されている土壌表面には、落葉等により腐植層が成立している。このような土壌は土壌動物の生息環境として利用されるほか、特に都市部における動物の生息環境を創出する植生の生育基盤が成立していることが想定される。事業の実施に伴い、計画地内における生物の生育・生息基盤である植栽樹林群は伐採により減少する。

計画地周辺の主な生物・生態系の賦存地としては、夢の島公園内において計画地東側には常緑広葉樹（クスノキ）、西側には常緑広葉樹（マテバシイ）の高木の樹林群があり、これらの樹林は事業の実施による改変は生じない。また、事業の実施により、計画地内に生育する落葉広葉樹（ケヤキ、サクラ類、トチノキ等）のうち、樹木診断等により移植すると判断した高木約 40 本を選定し、園内計画地南側の外来種の常緑広葉樹（トウネズミモチ）の生育箇所に移植する計画としている。これにより、公園内の外来種の常緑広葉樹群が、在来の落葉広葉樹林群に変更されるため、落葉等による腐植層や土壌動物の生息環境、植生の生育基盤等の成立が促進され、周辺も含めた生物・生態系の賦存地は維持されるものと考えられる。

2) 新たな生物の生育・生息基盤の創出の有無並びにその程度

事業の実施に伴い、計画地内の落葉針葉樹、常緑広葉樹の植栽樹林群が伐採されるが、園内計画地南側に、計画地内の落葉広葉樹の一部を移植する計画としている。

「7. アーチェリー会場（夢の島公園）の計画の目的及び内容 7.2 内容 7.2.4 事業の基本計画 (7)緑化計画」(p. 13 参照)に示したとおり、競技との兼ね合いから計画地内に樹木による緑化は行わないが、計画地内に生育する在来の落葉広葉樹（ケヤキ、サクラ類、トチ

ノキ等)の一部を、外来種の常緑広葉樹(トウネズミモチ)の生育箇所への移植を行う計画としており、既存と同様の生物の生育・生息基盤が創出されると予測する。

9.1.3 ミティゲーション

(1) 予測に反映した措置

- ・計画地内に生育する落葉広葉樹(ケヤキ、サクラ類、トチノキ等)のうち、樹木診断等により移植すると判断した高木約40本を選定し、外来種の常緑広葉樹(トウネズミモチ)の生育箇所に移植する計画としている。

(2) 予測に反映しなかった措置

- ・予選会場を円形広場に配置し、公園内の既存樹木への影響を低減する計画としている。
- ・フィールドには約17,000m²の張芝を行う計画としている。

9.1.4 評価

(1) 評価の指標

評価の指標は、生物・生態系の賦存地の現況とした。

(2) 評価の結果

事業の実施により、計画地内の常緑広葉樹、落葉広葉樹の植栽樹林群の伐採、草地や土壌の改変が行われ、生物・生態系の賦存地が減少するが、予選会場を円形広場に配置し、公園内の既存樹木への影響を低減する計画としている。また、計画地周辺の生物の生育・生息基盤の改変は生じない。

事業の実施に当たっては、計画地内に新たな樹木による緑化は行わないが、計画地内に生育する在来種の落葉広葉樹の一部を、園内計画地南側の外来種の常緑広葉樹(トウネズミモチ)の生育箇所に移植する計画としている。これにより、移植先では落葉の堆積等が促進され、土壌動物等の生息環境や植物の生育基盤の創出機能が向上するとともに、周辺に残存する樹林帯と連続した樹林が創出され则认为。加えて、計画地内には事業の実施前と同様に新たに約17,000m²の張芝を行う計画としており、生物・生態系の賦存地の復元を図ることとしている。

以上のことから、計画地における生物・生態系の賦存地は一部減少するものの、計画地周辺も含めた公園内と、連続した樹林の創出箇所及び新たに張芝を行う箇所において生物・生態系の賦存地は維持され、評価の指標は満足するものとする。

9.2 生物・生態系

9.2.1 現況調査

(1) 調査事項及びその選択理由

調査事項及びその選択理由は、表 9.2-1 に示すとおりである。

表 9.2-1 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①生物の状況 ②生育・生息環境 ③生態系の状況 ④土地利用の状況 ⑤法令等による基準等 ⑥東京都等の計画等の状況	事業の実施に伴い陸上植物の植物相及び植物群落の変化、陸上動物の動物相及び動物群集の変化、生育・生息環境の変化及び生態系の変化が考えられることから、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

(2) 調査地域

調査地域は、図 9.2-1 に示す計画地及びその周辺とした。

(3) 調査方法

1) 生物の状況

調査は、既存資料調査及び現地調査による方法によった。

ア. 陸上植物の状況

調査方法は、表 9.2-2 に示すとおりである。

表 9.2-2 陸上植物の調査方法

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間	調査手法
・植物相 ・植物群落	計画地及びその周辺とした。 (図 9.2-1 参照)	・植物相 春、初夏、夏、秋の四季とした。 ・植物群落 夏の一季とした。	・植物相 任意観察法 ・植物群落 現地踏査、航空写真の判読及び既存資料の整理により、植生図を作成した。

イ. 陸上動物の状況

調査方法は、表 9.2-3 に示すとおりである。

表 9.2-3 陸上動物の調査方法

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間	調査手法
・哺乳類 ・鳥類 ・両生類・は虫類 ・昆虫類 ・クモ類	計画地及びその周辺及び以下の地点とした。 (図 9.2-1 参照) ・哺乳類 1 地点とした。 ・鳥類 1 定点、1 ラインとした。 ・昆虫類(トラップ) 1 地点とした。	・哺乳類 春、夏、秋、冬の四季とした。 ・鳥類 春、初夏、夏、秋、冬の五季とした。 ・両生類・は虫類 春、初夏、夏、秋、冬の五季とした。 ・昆虫類 春、初夏、夏、秋の四季とした。 ・クモ類 春、初夏、夏、秋の四季とした。	・哺乳類 任意観察法、トラップ法、夜間調査(バットディテクター)による。 ・鳥類 任意観察法、定点観察法、ラインセンサス法による。 ・両生類・は虫類 任意観察法による。 ・昆虫類 任意観察法、ベイトトラップ法、ライトトラップ法による。 ・クモ類 任意観察法による。



凡 例

計画地

J R

東京臨海高速鉄道 (りんかい線)

地下鉄

任意観察法調査範囲

○ 哺乳類トラップ調査地点 (No.1)

△ 鳥類定点調査地点 (No.1)

鳥類ラインセンサス (L-1)

□ 昆虫類トラップ調査地点 (No.1)



Scale 1:5,000

0 50 100 200m

図 9.2-1 生物・生態系調査地点

2) 生育・生息環境

ア. 地形等の状況

調査は、「地形図」(国土地理院)、「土地条件図」(平成 25 年 8 月 国土地理院)の既存資料の整理によった。

イ. 植生等の状況

調査は、「自然環境保全基礎調査 植生調査」(平成 11 年～ 環境省自然環境局生物多様性センター)の既存資料の整理によった。また、現地調査により、計画地及びその周辺の植生の状況を確認した。調査は、平成 26 年 8 月 6 日に実施した。

ウ. 大気環境

調査は、既存資料を用い、計画地周辺又は最も近傍に位置する一般環境大気測定局(以下「一般局」という。)3 地点、自動車排出ガス測定局(以下「自排局」という。)1 地点における調査結果を整理した。

調査地点は、表 9.2-4 及び図 9.2-2 に示すとおりである。

表 9.2-4 既存資料調査地点(大気質の状況)

区 分	地点番号	測定局名	所在地	設置主体	調査期間
一般環境 大気測定局	No. 1	江戸川区南葛西 測定局	江戸川区南葛西 1-11-1	東京都	平成26年4月1日 ～平成27年3月31日
	No. 2	江東区豊洲 測定局	江東区豊洲4-11-18	江東区	
	No. 3	江東区東陽 測定局	江東区東陽4-11-28		
自動車排出ガス 測定局	No. 4	三ツ目通り辰巳 測定局	江東区辰巳1-9地先	東京都	

注) 地点番号は、図 9.2-2 に対応する。

出典:「大気汚染結果ダウンロード」(平成 27 年 10 月 22 日参照 東京都環境局ホームページ)

https://www.kankyo.metro.tokyo.jp/air/air_pollution/result_measurement.html



凡 例

- 計画地
 区界

- 一般環境大気測定局 (No. 1 ~ 3)
 ▲ 自動車排出ガス測定局 (No. 4)



Scale 1:50,000

0 500 1,000 2,000m

図 9.2-2 大気汚染常時監視測定局
(既存資料調査)

エ. 地域社会とのつながり

調査は、当該地域の利用状況において、動植物の生育・生息環境の有する機能との関わりの整理によった。

3) 生態系の状況

調査は、現地調査により確認された動植物の生物相互の関わりの整理によった。

4) 土地利用の状況

調査は、「東京の土地利用 平成 23 年東京都区部」（平成 25 年 5 月 東京都都市整備局）等の既存資料の整理によった。

5) 法令等による基準等

調査は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）等の法令の整理によった。

6) 東京都等の計画等の状況

調査は、「第 11 次鳥獣保護管理事業計画」（平成 27 年 3 月 東京都）、「植栽時における在来種選定ガイドライン」（平成 26 年 5 月 東京都）の計画等の整理によった。

(4) 調査期間

陸上動植物の現地調査は、表 9.2-5 に示す時期に実施した。

表 9.2-5 調査時期

調査地域	調査項目		調査時期
夢の島公園	陸上植物の 状況	植物相	春季：平成 26 年 5 月 1 日 初夏季：平成 26 年 5 月 21 日 夏季：平成 26 年 7 月 24 日 秋季：平成 26 年 10 月 3, 16 日
		植物群落	夏季：平成 26 年 8 月 6 日
	陸上動物の 状況	哺乳類	秋季：平成 25 年 11 月 26, 27 日 冬季：平成 26 年 1 月 22, 23 日 春季：平成 26 年 5 月 14～16 日 夏季：平成 26 年 8 月 14, 15 日
		鳥類	秋季：平成 25 年 11 月 27 日 秋季：平成 26 年 9 月 22 日 冬季：平成 26 年 1 月 22 日 春季：平成 26 年 4 月 30 日 初夏季：平成 26 年 6 月 3 日 夏季：平成 26 年 8 月 5 日
		は虫類	秋季：平成 25 年 11 月 27 日 冬季：平成 26 年 1 月 22 日 春季：平成 26 年 5 月 13 日 初夏季：平成 26 年 6 月 30 日 夏季：平成 26 年 8 月 15 日
		両生類	秋季：平成 25 年 11 月 27 日 冬季：平成 26 年 1 月 22 日 春季：平成 26 年 5 月 13 日 初夏季：平成 26 年 6 月 30 日 夏季：平成 26 年 8 月 15 日
		昆虫類	秋季：平成 25 年 11 月 27 日 秋季：平成 26 年 10 月 7, 8 日 春季：平成 26 年 5 月 21, 22, 27, 28 日 初夏季：平成 26 年 6 月 30 日, 7 月 1 日 夏季：平成 26 年 8 月 5, 6 日
		クモ類	秋季：平成 25 年 11 月 27 日 秋季：平成 26 年 10 月 7, 8 日 春季：平成 26 年 5 月 21, 22, 27, 28 日 初夏季：平成 26 年 6 月 30 日, 7 月 1 日 夏季：平成 26 年 8 月 5, 6 日

(5) 調査結果

1) 生物の状況

ア. 陸上植物の状況

(ア) 確認種

現地調査により、計画地及びその周辺において表 9.2-6(1)～(6)に示すとおり 97 科 392 種の植物が確認された。

調査範囲は、夢の島公園とその周辺の区域である。夢の島公園内では夢の島熱帯植物館や BumB 東京スポーツ文化会館等の施設のほかに、陸上競技場やシバ草地の園地と樹木植栽地が広がる。植栽地には高さ 20m 程度に達するユーカリ類がのほか、マテバシイ、アキニレ、ケヤキ、クスノキ、オオシマザクラ、トウネズミモチ等の高木、ヤブツバキ、ハマヒサカキ、モッコク、トベラ、シャリンバイ、オオムラサキ、イヌツゲ等の低木類が植栽されており、林床にはハコベホオズキが繁茂しているほか、ドクダミやハイキンボウゲが繁茂している箇所も見られる。

表 9.2-6(1) 植物確認種

No.	科名	和名
1	トクサ科	スギナ
2	ツルシダ科	タマシダ
3	オシダ科	ベニシダ
4	メシダ科	イヌワラビ
5	ソテツ科	ソテツ
6	マツ科	クロマツ
7	スギ科	メタセコイヤ
8		ラクウショウ
9	ヒノキ科	カイツカイブキ
10		ハインズ
11		コノテガシワ
12	ヤマモモ科	ヤマモモ
13	ヤナギ科	セイヨウハコヤナギ
14		シダレヤナギ
15	カバノキ科	ハンノキ
16		イヌシデ
17	ブナ科	クリ
18		スダジイ
19		マテバシイ
20		シラカシ
21		ウバメガシ
22		コナラ
23	ニレ科	ムクノキ
24		エノキ
25		アキニレ
26		ケヤキ
27	クワ科	ヒメコウゾ
28		イチジク
29		イヌビワ
30		ホソバイヌビワ
31		トウグワ
32		ヤマグワ
33	イラクサ科	カラムシ
34	タデ科	イヌタデ
35		ツルドクダミ
36		イタドリ
37		スイバ

表 9.2-6(2) 植物確認種

No.	科名	和名
38	(タデ科)	アレチギシギシ
39		ナガバギシギシ
40		ギシギシ
41		エゾノギシギシ
42	ヤマゴボウ科	ヨウシュヤマゴボウ
43	オシロイバナ科	オシロイバナ
44	スベリヒユ科	スベリヒユ
45	ナデシコ科	ノミノツヅリ
46		オランダミミナグサ
47		ミミナグサ
48		イトツメクサ
49		キヌイトツメクサ
50		ツメクサ
51		シロバナマンデマ
52		ウシハコベ
53		コハコベ
54		ミドリハコベ
55		イヌコハコベ
56	アカザ科	シロザ
57		アリタソウ
58		コアカザ
59	ヒユ科	ヒカゲイノコズチ
60		ヒナタイノコズチ
61	モクレン科	モクレン
62		コブシ
63	マツブサ科	サネカズラ
64	クスノキ科	クスノキ
65		ゲッケイジュ
66		タブノキ
67	キンボウゲ科	センニンソウ
68		ケキツネノボタン
69		ハイキンボウゲ
70	メギ科	ヒイラギナンテン
71	アケビ科	アケビ
72	ツツラフジ科	アオツツラフジ
73	ドクダミ科	ドクダミ
74	ウマノスズクサ科	ウマノスズクサ
75	ツバキ科	ヤブツバキ
76		サザンカ
77		ハマヒサカキ
78		モッコク
79	オトギリソウ科	ビヨウヤナギ
80	ケシ科	ムラサキケマン
81		タケニグサ
82		ナガミヒナゲシ
83	アブラナ科	セイヨウアブラナ
84		ナズナ
85		タネツケバナ
86		ミチタネツケバナ
87		マメグンバイナズナ
88		ハマダイコン
89		イヌガラシ
90		スカシタゴボウ
91		イヌカキネガラシ
92	マンサク科	ヒュウガミズキ
93		イスノキ
94	ベンケイソウ科	コモチマンネングサ
95	ユキノシタ科	アジサイ
96		ユキノシタ
97	トベラ科	トベラ
98	バラ科	ヘビイチゴ
99		ヤブヘビイチゴ
100		ビワ
101		ヤマブキ
102		セイヨウバクチノキ
103		カナメモチ
104		ツルキンバイ
105		サトザクラ
106		オオシマザクラ
107		ウメ
108		イトザクラ
109		ソメイヨシノ
110		トキワサンザシ
111		カザンデマリ
112		シャリンバイ
113		ノイバラ
114		クサイチゴ

表 9.2-6(3) 植物確認種

No.	科名	和名
115	(バラ科)	ナワシロイチゴ
116		コデマリ
117		シモツケ
118		ユキヤナギ
119	マメ科	デイゴ
120		ヤハズソウ
121		メドハギ
122		クズ
123		タンキリマメ
124		ハリエンジュ
125		エンジュ
126		コメツブツメクサ
127		ベニバナツメクサ
128		ムラサキツメクサ
129		シロツメクサ
130		ヤハズエンドウ
131		スズメノエンドウ
132		フジ
133	カタバミ科	イモカタバミ
134		カタバミ
135		アカカタバミ
136		ムラサキカタバミ
137		オッタチカタバミ
138	フウロソウ科	アメリカフウロ
139	トウダイグサ科	エノキグサ
140		アブラギリ
141		コニシキソウ
142		アカメガシワ
143		ナンキンハゼ
144	ユズリハ科	ユズリハ
145		ヒメユズリハ
146	ニガキ科	シンジュ
147	ウルシ科	ヌルデ
148		ハゼノキ
149	カエデ科	トウカエデ
150		ウリカエデ
151		イロハモミジ
152	トチノキ科	トチノキ
153	モチノキ科	イヌツゲ
154		モチノキ
155		タラヨウ
156		クロガネモチ
157	ニシキギ科	ツルウメモドキ
158		ニシキギ
159		コマユミ
160		マサキ
161		マユミ
162	ブドウ科	ノブドウ
163		ヤブガラシ
164		ツタ
165		エビヅル
166	アオイ科	フヨウ
167		ムクゲ
168	アオギリ科	アオギリ
169	ジンチョウゲ科	ジンチョウゲ
170	グミ科	ツルグミ
171		ナワシログミ
172	ウリ科	カラスウリ
173		キカラスウリ
174	ミソハギ科	サルスベリ
175	フトモモ科	ブラシノキ
176		Eucalyptus 属
177	アカバナ科	メマツヨイグサ
178		コマツヨイグサ
179		ユウゲショウ
180		ヒルザキツキミソウ
181	ミズキ科	アオキ
182		アメリカヤマボウシ
183	ウコギ科	カクレミノ
184		ヤツデ
185		セイヨウキヅタ
186		キヅタ
187		マツバゼリ
188	セリ科	ツボクサ
189		ノラニンジン
190		ノチドメ
191		オオチドメ

表 9.2-6(4) 植物確認種

No.	科名	和名
192	(セリ科)	チドメグサ
193		ヒメチドメ
194		セリ
195		オヤブジラミ
196	ババイヤ科	ババイヤ
197	ザクロ科	ザクロ
198	ツツジ科	ドウダンツツジ
199		アセビ
200		サツキ
201		ヤマツツジ
202		オオムラサキ
203	サクラソウ科	コナスビ
204	カキノキ科	カキノキ
205	モクセイ科	チョウセンレンギョウ
206		レンギョウ
207		ネズミモチ
208		トウネズミモチ
209		イボタノキ
210		オリーブ
211		キンモクセイ
212		ヒイラギモクセイ
213	キョウチクトウ科	キョウチクトウ
214	ガガイモ科	ガガイモ
215	アカネ科	ヤエムグラ
216		ヘクソカズラ
217		ハクチョウゲ
218	ヒルガオ科	コヒルガオ
219		ヒルガオ
220		カロリナアオイゴケ
221		マルバルコウ
222		アサガオ
223	ムラサキ科	キュウリグサ
224	クマツヅラ科	アレチハナガサ
225	シソ科	キランソウ
226		セイヨウキランソウ
227		トウバナ
228		イヌトウバナ
229		ホトケノザ
230		ヒメオドリコソウ
231		マルバハッカ
232		アカジソ
233		アオジソ
234	ナス科	クコ
235		ハコベホオズキ
236		ワルナスビ
237		ヒヨドリジョウゴ
238		イヌホオズキ
239		アメリカイヌホオズキ
240	ゴマノハグサ科	ツタバウンラン
241		マツバウンラン
242		ムラサキサギゴケ
243		トキワハゼ
244		ビロードモウズイカ
245		タチイヌノフグリ
246		フラサバソウ
247		ムシクサ
248		オオイヌノフグリ
249	ノウゼンカズラ科	キリ
250	ハマウツボ科	ヤセウツボ
251	オオバコ科	オオバコ
252		ヘラオオバコ
253		タチオオバコ
254	スイカズラ科	ハナツクバネウツギ
255		スイカズラ
256		サンゴジュ
257		ハコネウツギ
258	キキョウ科	ヒナキキョウソウ
259	キク科	ブタクサ
260		オオブタクサ
261		ヨモギ
262		ホウキギク
263		アメリカセンダングサ
264		コセンダングサ
265		トキンソウ
266		ローマカミツレ
267		アメリカオニアザミ
268		アレチノギク

表 9.2-6(5) 植物確認種

No.	科名	和名
269	(キク科)	オオアレチノギク
270		ハルシャギク
271		マメカミツレ
272		ベニバナボロギク
273		アメリカタカサブロウ
274		ダンドボロギク
275		ヒメムカシヨモギ
276		ハルジオン
277		ツワブキ
278		ハキダメギク
279		ハハコグサ
280		チチコグサ
281		セイタカハハコグサ
282		チチコグサモドキ
283		ウラジロチチコグサ
284		キクイモ
285		オオデシバリ
286		ノニガナ
287		イワニガナ
288		カントウヨメナ
289		アキノノゲシ
290		ヤブタビラコ
291		フキ
292		ノボロギク
293		セイタカアワダチソウ
294		オニノゲシ
295		ノゲシ
296		ヒメジョオン
297		シロバナタンポポ
298		セイヨウタンポポ
299		アイノコセイヨウタンポポ
300		カントウタンポポ
301		オニタビラコ
302	ユリ科	ノビル
303		オニユリ
304		ヒメヤブラン
305		ヤブラン
306		ノシラン
307		ジャノヒゲ
308		ホソバオオアマナ
309	リュウゼツラン科	アオノリュウゼツラン
310	ヒガンバナ科	タマスダレ
311	ヤマノイモ科	ヤマノイモ
312		オニドコロ
313	アヤメ科	ニワゼキショウ
314		オオニワゼキショウ
315	イグサ科	クサイ
316		スズメノヤリ
317	ツユクサ科	マルバツユクサ
318		ツユクサ
319		シロバナツユクサ
320		ヤブミョウガ
321	イネ科	アオカモジグサ
322		カモジグサ
323		メリケンカルカヤ
324		カラスムギ
325		スホウチク
326		コバンソウ
327		ヒメコバンソウ
328		イヌムギ
329		キツネガヤ
330		ヒゲナガスズメノチャヒキ
331		ギョウギシバ
332		カモガヤ
333		メヒシバ
334		アキメヒシバ
335		イヌビエ
336		ヒメイヌビエ
337		オヒシバ
338		カゼクサ
339		オニウシノケグサ
340		ムギクサ
341		ケナシチガヤ
342		チガヤ
343		ネズミムギ
344		ホソムギ
345		ヒメアシボソ

表 9.2-6(6) 植物確認種

No.	科名	和名
346	(イネ科)	オギ
347		ススキ
348		ケチヂミザサ
349		コチヂミザサ
350		スカキビ
351		オオクサキビ
352		シマスズメノヒエ
353		キシユウスズメノヒエ
354		アメリカスズメノヒエ
355		タチスズメノヒエ
356		チカラシバ
357		ヨシ
358		アズマネザサ
359		ミゾイチゴツナギ
360		タマミゾイチゴツナギ
361		スズメノカタビラ
362		オオイチゴツナギ
363		ナガハグサ
364		イチゴツナギ
365		オオスズメノカタビラ
366		タマオオスズメノカタビラ
367		ヒエガエリ
368		クマザサ
369		アキノエノコログサ
370		キンエノコロ
371		エノコログサ
372		オオエノコロ
373		オカメザサ
374		セイバンモロコシ
375		ネズミノオ
376		シバ
377	ヤシ科	カナリーヤシ
378		シュロ
379	サトイモ科	ウラシマソウ
380		カラスビシャク
381	カヤツリグサ科	メアオスゲ
382		マスクサ
383		ナキリスゲ
384		アオスゲ
385		ノゲヌカスゲ
386		ヒメクグ
387		メリケンガヤツリ
388		ショクヨウガヤツリ
389		カヤツリグサ
390		ハマスゲ
391	カンナ科	ハナカンナ
392	ラン科	シラン
計	97 科	392 種

(イ) 注目される植物種

確認された植物のうち、文化財保護法に基づく天然記念物、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく国内希少野生動植物種、「レッドリスト（絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト 植物Ⅰ（維管束植物）」（平成 24 年 8 月 環境省）の記載種及び「レッドデータブック東京 2013（本土部）」（平成 25 年 3 月 東京都）に該当する掲載種を注目される植物種として抽出した結果、表 9.2-7 に示す 5 種が該当した。

注目される植物種の生態及び確認状況は、表 9.2-8 に示すとおりである。

表 9.2-7 注目される植物

No.	科名	種名	選定基準 ^{注)}			
			①	②	③	④
1	カバノキ科	ハンノキ				VU
2	ウマノスズクサ科	ウマノスズクサ				VU
3	マメ科	タンキリマメ				VU
4	アカネ科	ハクチョウゲ			EN	
5	ラン科	シラン			NT	
計	5 科	5 種	0 種	0 種	2 種	3 種

注)選定基準

- ①文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）、東京都文化財保護条例（昭和 51 年東京都条例第 25 号）に基づく天然記念物
- ②絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）に基づく国内希少野生動植物種
- ③「レッドリスト（絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト 植物Ⅰ（維管束植物）」（平成 24 年 8 月 環境省）の記載種
EN：絶滅危惧ⅠB類 NT：準絶滅危惧
- ④「レッドデータブック東京 2013（本土部）」（平成 25 年 3 月 東京都）の区部に該当する掲載種
VU：絶滅危惧Ⅱ類

表 9.2-8 注目される植物の生態及び確認状況

【種 名】：ハンノキ 【分 布】：北海道、本州、四国、九州、南西諸島 【形 態】：落葉高木。湿地や湿原に生育する。 【確認状況】：春季、初夏、夏季、秋季に、調査範囲南部に位置する緑道（計画地外）にある人工水路跡の縁に植栽された個体が確認された。	
【種 名】：ウマノスズクサ 【分 布】：本州、四国、九州、西南諸島 【形 態】：つる性の多年草。山野に生育する。 【確認状況】：春季にクロマツ林内（計画地外）、夏季には駐車場脇植込み周辺の芝地（計画地外）に点在している個体が確認された。また、秋季に定期的に草刈りされた緑地法面（計画地外）で確認された。	
【種 名】：タンキリマメ 【分 布】：本州（関東以西）、四国、九州、南西諸島 【形 態】：つる性の多年草。海岸や平地から低山地の草原、林縁などに生育する。 【確認状況】：夏季に調査範囲のマリーナ南側の位置するユーカリ林の林縁部（計画地外）で確認された。	
【種 名】：ハクチョウゲ 【分 布】：中国産でよく栽培され、長崎県では野生化している。 【形 態】：多くの細い枝を分枝して横に広がる。高さ 50～100cm の常緑小低木。花は 5～7 月。 【確認状況】：夏季、秋季に、調査範囲北部の公園駐車場内に造成された緑地（計画地外）に植栽された個体が確認された。	
【種 名】：シラン 【分 布】：本州中南部～琉球、中国（本土・台湾）に分布する。 【形 態】：日当たりのよい湿り気のある斜面にはえ、花期は 4～5 月。 【確認状況】：初夏、秋季に、マリーナ南側に位置するユーカリ林内の歩道脇（計画地外）で確認された。	

注) 分布及び形態は、「日本の野生植物 木本Ⅰ」（平成元年 2 月 （株）平凡社）、「日本の野生植物 木本Ⅰ」（平成元年 2 月 （株）平凡社）、「日本の野生植物 草本Ⅰ」（昭和 57 年 1 月 （株）平凡社）、「日本の野生植物 草本Ⅱ」（昭和 57 年 3 月 （株）平凡社）、「日本の野生植物 草本Ⅲ」（昭和 56 年 10 月 （株）平凡社）による。

(ウ) 植物群落

植生調査結果を基に計画地及びその周辺に分布する植物群落等を区分した結果は、表 9.2-9 に示すとおりである。

調査地域は、一年生草本群落が 2 区分、多年生草本群落が 5 区分、単子葉草本群落が 2 区分、タケ・ササ群落が 1 区分、木本群落が 5 区分、人工構造物や開放水面等が 4 区分、計 19 区分に分類された。

表 9.2-9 植生区分

植生区分	群落名	概要
一年生草本群落	メヒシバ-エノコログサ群落	メヒシバやエノコログサが優占するほか、ムラサキツメクサ、シロツメクサ、ヨモギ、コセンダングサ等が混生する。
	ヒメムカシヨモギ-オオアレチノギク群落	造成地や公園内の緑地等に成立する高茎草本群落で、ヒメムカシヨモギやオオアレチノギクが優占するほか、メマツヨイグサやアオカモジグサ等が混生する。
多年生広葉草本群落	ドクダミ群落	夢の島公園の植栽地に見られた低茎草本群落。ドクダミが優占し、ヤブガラシ、キカラスウリ、ヒナタノコズチ等が混生する。
	セイタカアワダチソウ群落	セイタカアワダチソウが優占するほか、ヨモギやススキ、コセンダングサ等が混生する。
	カゼクサ-オオバコ群落	ギョウギシバやシロツメクサが優占するほか、オオバコ、ヘラオオバコ、ムラサキツメクサ、ヨモギ等が混生する。
	ハイキンポウゲ群落	夢の島公園の植栽地に見られた低茎草本群落。ハイキンポウゲが優占し、ハコベホオズキ、ヤブガラシ、ヘクソカズラ、ヒナタイノコズチ等が混生する。
	ハコベホオズキ群落	夢の島公園の植栽地に見られた低茎草本群落。ハコベホオズキが優占し、セイタカアワダチソウ、ヤブガラシ、ツユクサ、ヒナタイノコズチ等を覆っている。
単子葉草本群落	シバ群落	シバが優占する低茎草本群落で、公園の広場やグラウンドである。シロツメクサやオオバコ、ヘラオオバコ、ヒメチドメ等が混生する。
	チガヤ群落	チガヤが優占するほか、セイタカアワダチソウ、ヨモギ、ムラサキツメクサ、ヤブガラシ等が混生する。
タケ・ササ群落	オカメザサ群落	夢の島公園の園路脇等に見られる緑地帯で、オカメザサが植栽されている。
木本群落	植栽樹林群（常緑広葉）	スダジイやマテバシイ、クスノキ等の常緑広葉樹が優占する植栽樹群。
	植栽樹林群（落葉広葉）	ケヤキやトウカエデ等の落葉広葉樹が優占する植栽樹群。
	植栽樹林群（常緑針葉）	クロマツやカイヅカイブキ、ソテツ等の常緑針葉樹が優占する植栽樹群。
	植栽樹林群（落葉針葉）	ラクウショウやメタセコイア、イチヨウ等の落葉針葉樹が優占する植栽樹群。
	植栽樹林群（混交）	各種の樹木が混生して優占種が判別できない植栽樹群。
その他	畑	夢の島総合運動公園内の市民農園、夢の島公園内の耕作地。各種野菜類のほか、花卉花木も栽培されている。
	人工構造物	土地利用が建築物等のもの。
	道路	土地利用が道路のもの。
	開放水面	運河、海域。

イ. 陸上動物の状況

(ア) 哺乳類

a. 確認種

現地調査により、計画地及びその周辺において表 9.2-10 に示すとおり 2 目 2 科 2 種の哺乳類が確認された。

春季及び夏季に夜間調査でヒナコウモリ科の飛翔が確認されたほか、冬季にハクビシンが痕跡（糞）により確認された。

表 9.2-10 哺乳類確認種

No.	目名	科名	種名	確認状況			
				平成 25 年度		平成 26 年度	
				秋季	冬季	春季	夏季
1	コウモリ目	ヒナコウモリ科	ヒナコウモリ科			○	○
2	ネコ目	ジャコウネコ科	ハクビシン		○		
計	2 目	2 科	2 種	0 種	1 種	1 種	1 種

b. 注目される種

確認された哺乳類のうち、文化財保護法に基づく天然記念物、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく国内希少野生動植物種、「レッドリスト（絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト ほ乳類）」（平成 24 年 8 月 環境省）の記載種及び「レッドデータブック東京 2013（本土部）」（平成 25 年 3 月 東京都）に該当する掲載種はなかった。

(イ) 鳥類

a. 確認種

現地調査により、計画地及びその周辺において表 9.2-11 に示すとおり 12 目 26 科 47 種の鳥類が確認された。

確認された鳥類は、陸鳥ではコゲラ、オナガ、シジュウカラ、ヒヨドリ、メジロ等樹林性の種や人工構造物の周辺ではツバメやイワツバメが多く飛翔するのが確認された（ツバメについては巣も複数確認された）。水鳥ではカモ類、カワウ、サギ類、チドリ類、シギ類等水辺に生息する種が出現したが、大部分は上空飛翔のものであった。

確認された種は留鳥が多く、夏鳥としてツバメやイワツバメの他、春季には渡去の遅れた冬鳥（キンクロハジロ、ツグミ）、旅鳥のキョウジョシギ、キアシシギも確認された。

表 9.2-11 鳥類確認種

No.	目名	科名	種名	確認状況					
				平成 25 年度		平成 26 年度			
				秋季	冬季	春季	夏季	初夏	秋季
1	カモ目	カモ科	ヒドリガモ	○					
2			マガモ	○					
3			カルガモ	○	○	○	○	○	○
4			オナガガモ	○	○				○
5			ホシハジロ	○	○				
6			キンクロハジロ	○	○	○			
7	カイツブリ目	カイツブリ科	ハジロカイツブリ		○				
8	ハト目	ハト科	キジバト	○	○	○	○	○	○
9	カツオドリ目	ウ科	カワウ	○	○	○	○	○	○
10	ペリカン目	サギ科	アオサギ			○	○	○	○
11			ダイサギ				○	○	○
12			コサギ	○		○			○
13	ツル目	クイナ科	オオバン	○	○				○
14	アマツバメ目	アマツバメ科	ヒメアマツバメ				○		
15	チドリ目	チドリ科	イカルチドリ					○	
16			コチドリ					○	
17			シロチドリ			○			
18		シギ科	キアシシギ			○			
19			イソシギ	○	○				○
20			キョウジョシギ			○			
21		カモメ科	ユリカモメ	○					
22			ウミネコ			○	○	○	○
23			カモメ	○					
24			セグロカモメ	○	○				
25	タカ目	タカ科	トビ	○					
26			ハイタカ	○	○				
27			ノスリ		○				
28	キツツキ目	キツツキ科	コゲラ		○			○	○
29	ハヤブサ目	ハヤブサ科	チョウゲンボウ						○
30	スズメ目	モズ科	モズ	○	○				
31		カラス科	オナガ	○	○	○		○	○
32			ハシボソガラス	○	○			○	○
33			ハシブトガラス	○	○	○	○	○	○
34		シジュウカラ科	シジュウカラ	○	○	○		○	○
35		ツバメ科	ツバメ			○	○	○	
36			イワツバメ				○	○	
37		ヒヨドリ科	ヒヨドリ	○	○	○		○	○
38		ウグイス科	ウグイス	○					
39		メジロ科	メジロ	○	○			○	○
40		ムクドリ科	ムクドリ	○	○	○	○	○	○
41		ヒタキ科	ツグミ		○	○			
42			ジョウビタキ	○	○				
43		スズメ科	スズメ	○	○	○	○	○	○
44		セキレイ科	ハクセキレイ	○	○		○	○	○
45		アトリ科	カワラヒワ	○	○	○	○	○	
46		ホオジロ科	アオジ	○					
47	(ハト目)	ハト科	カワラバト	○	○			○	○
計	12 目	26 科	47 種	31 種	27 種	19 種	14 種	22 種	22 種

b. 注目される種

確認された鳥類のうち、文化財保護法に基づく天然記念物、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく国内希少野生動植物種、「レッドリスト（絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト 鳥類）」（平成 24 年 8 月 環境省）の記載種及び「レッドデータブック東京 2013（本土部）」（平成 25 年 3 月 東京都）に該当する掲載種を注目される鳥類として抽出した結果、表 9.2-12 に示す 15 種が該当した。

注目される鳥類の生態及び確認状況は、表 9.2-13(1)～(3)に示すとおりである。

表 9.2-12 注目される鳥類

No.	目名	科名	種名	選定基準 ^{注)}			
				①	②	③	④
1	ペリカン目	サギ科	ダイサギ				VU
2			コサギ				VU
3	ツル目	クイナ科	オオバン				VU
4	アマツバメ目	アマツバメ科	ヒメアマツバメ				VU
5	チドリ目	チドリ科	イカルチドリ				DD
6			コチドリ				VU
7			シロチドリ			VU	VU
8		シギ科	キアシシギ				VU
9			イソシギ				VU
10			キョウジョシギ				VU
11							
12	タカ目	タカ科	トビ				NT
13			ハイタカ			NT	EN
14	ハヤブサ目	ハヤブサ科	チョウゲンボウ				EN
15	スズメ目	モズ科	モズ				VU
計	7 目	8 科	15 種	0 種	0 種	2 種	15 種

注) 選定基準

- ①文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）、東京都文化財保護条例（昭和 51 年東京都条例第 25 号）に基づく天然記念物
- ②絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）に基づく国内希少野生動植物種
- ③「レッドリスト（絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト 鳥類）」（平成 24 年 8 月 環境省）の記載種
VU: 絶滅危惧 II 類 NT: 準絶滅危惧
- ④「レッドデータブック東京 2013（本土部）」（平成 25 年 3 月 東京都）の区部に該当する掲載種
EN: 絶滅危惧 I B 類 VU: 絶滅危惧 II 類 NT: 準絶滅危惧 DD: 情報不足

表 9.2-13(1) 注目される鳥類の生態及び確認状況

【種 名】：ダイサギ 【分 布】：本州では漂鳥。四国、九州では留鳥。南西諸島では冬鳥。 【形 態】：水田、湿地、河川、湖沼、池、河口、干潟などの浅い水域で採食し、人やカラス類によるかく乱の少ない樹林で集団で営巣する。魚類や甲殻類、カエル類、昆虫類などを食べる。 【確認状況】：初夏季、夏季及び秋季に、上空を飛翔する個体や曙運河の人工構造物上で確認された。	 出典：「レッドデータブック東京 2013」
【種 名】：コサギ 【分 布】：本州、四国、九州では留鳥または漂鳥。南西諸島では冬鳥。 【形 態】：水田、河川、湖沼、干潟など浅い水辺で、採食し、人やカラス類によるかく乱の少ない樹林に集団で営巣し、休息する。魚類やカエル類、甲殻類や昆虫類などを食べる。 【確認状況】：春季、秋季に上空を飛翔する個体が確認された。	 出典：「レッドデータブック東京 2013」
【種 名】：オオバン 【分 布】：北海道、本州（東北北部）では夏鳥。本州（東北南部以南）、四国、九州では留鳥。南西諸島では冬鳥。 【形 態】：主にヨシなどが生育する湖沼、池、河川、水田などに生息し、水草の葉、茎、種子や昆虫類、貝類、甲殻類などを食べる。 【確認状況】：秋季及び冬季に、曙運河で採餌・休息する個体が確認された。	 出典：「レッドデータブック東京 2013」
【種 名】：ヒメアマツバメ 【分 布】：本州（関東南部以西）、四国、九州で留鳥。 【形 態】：主に平地から低山地の開けた場所に生息し、飛翔性昆虫類を食べる。コンクリートの建築物などで営巣する。イワツバメの巣を利用することが多い。 【確認状況】：夏季に、マリーナ南側上空を飛翔する個体が確認された。	 出典：「レッドデータブック東京 2013」
【種 名】：イカルチドリ 【分 布】：北海道、本州、四国、九州で留鳥または漂鳥。 【形 態】：砂礫地がある河川、湖沼、池、水田などに生息し、河川中・上流域の砂礫河原で営巣する。主に昆虫類を食べる。 【確認状況】：初夏季に調査範囲東側の荒地より地鳴きが確認された。	 出典：「レッドデータブック東京 2013」
【種 名】：コチドリ 【分 布】：北海道、本州、四国、九州では夏鳥。南西諸島では冬鳥。 【形 態】：河川敷、海岸の砂洲、造成地などの草の少ない砂礫地で繁殖する。主に小型のカニや底生動物、昆虫類を食べる。 【確認状況】：初夏季にグラウンド上で個体が確認された。	 出典：「レッドデータブック東京 2013」

注) 分布及び形態は、「レッドデータブック東京 2013（本土部）」（平成 25 年 3 月 東京都）による。

表 9.2-13(2) 注目される鳥類の生態及び確認状況

【種 名】：シロチドリ 【分 布】：北海道、本州、四国、九州、南西諸島で留鳥または漂鳥。 【形 態】：海岸の砂洲や河川の中州などの裸地で営巣する。昆虫類、甲殻類、ゴカイ類などを食べる。 【確認状況】：春季に調査範囲の上空を飛翔する個体が確認された。	 出典：「レッドデータブック東京 2013」
【種 名】：キアシシギ 【分 布】：北海道、本州、四国、九州、南西諸島で旅鳥。 【形 態】：干潟、河口、岩場、河川などに生息し、昆虫類や甲殻類などを食べる。 【確認状況】：春季に曙運河の人工構造物で個体が確認された。	 出典：「レッドデータブック東京 2013」
【種 名】：イソシギ 【分 布】：北海道、本州（東北北部）では夏鳥。本州（東北南部以南）、四国、九州では留鳥。南西諸島では冬鳥。 【形 態】：河川、湖沼、海岸、干潟などに生息し、昆虫類や甲殻類などを食べる。海岸の砂洲や河川の中州などの草地で営巣する。 【確認状況】：秋季、冬季に、曙運河の人工構造物上や、上空を飛翔する個体が確認された。	 出典：「レッドデータブック東京 2013」
【種 名】：キョウジョシギ 【分 布】：北海道、本州、四国、九州、南西諸島で旅鳥。 【形 態】：海岸や河口の干潟などに生息し、浅い水域で昆虫類や甲殻類、貝類などを食べる。 【確認状況】：春季に、曙運河の人工構造物で個体が確認された。	 出典：「レッドデータブック東京 2013」
【種 名】：トビ 【分 布】：北海道、本州、四国、九州では留鳥または漂鳥。南西諸島では冬鳥。 【形 態】：海岸部や平地の、河川・池沼に多いが、高山にも生息する。樹林で繁殖し、主に死肉を食べるが、ネズミ類、ヘビ類、カエル類などの小動物を食べることもある。 【確認状況】：秋季調査において、上空を飛翔する個体が確認された。	 出典：「レッドデータブック東京 2013」
【種 名】：ハイタカ 【分 布】：北海道、本州、四国では留鳥または漂鳥。九州では冬鳥。 【形 態】：平地から山地の樹林、耕作地、河川敷に生息し、営巣は普通、樹林内に行う。主にスズメ、シジュウカラなどの小鳥を食べる。 【確認状況】：秋季、冬季に、上空を飛翔する個体が確認された。	 出典：「レッドデータブック東京 2013」

注) 分布及び形態は、「レッドデータブック東京 2013（本土部）」（平成 25 年 3 月 東京都）による。

表 9.2-13(3) 注目される鳥類の生態及び確認状況

【種 名】：ノスリ 【分 布】：北海道、本州、四国では留鳥または漂鳥。九州では冬鳥。 【形 態】：山地の樹林で繁殖し、冬は広大な干拓地、河川敷、耕作地などで越冬する。主にネズミ類などの小動物を食べる。 【確認状況】：冬季に、上空を飛翔する個体が確認された。	 出典：「レッドデータブック東京 2013」
【種 名】：チョウゲンボウ 【分 布】：北海道、本州（中部以東）では留鳥または漂鳥。本州（中部以西）、四国、九州、南西諸島では冬鳥。 【形 態】：平地から山地の崖のほか、橋脚や煙突などの人工建造物で繁殖する。ネズミ類や小鳥、昆虫類を食べる。 【確認状況】：秋季に、曙運河の上空を飛翔する個体が確認された。	 出典：「レッドデータブック東京 2013」
【種 名】：モズ 【分 布】：北海道、本州、四国、九州では留鳥または漂鳥。南西諸島では冬鳥。 【形 態】：平地から山地の疎林、耕作地、河畔林、公園などに生息し、昆虫類やミミズ類、両生・は虫類などを食べる。 【確認状況】：秋季、冬季に、広葉樹林の枝で鳴く個体と、採餌する個体が確認された。	 出典：「レッドデータブック東京 2013」

注) 分布及び形態は、「レッドデータブック東京 2013（本土部）」（平成 25 年 3 月 東京都）による。

(ウ) は虫類

a. 確認種

現地調査により、計画地及びその周辺において表 9.2-14 に示すとおり 1 目 3 科 3 種のは虫類が確認された。

調査範囲内の明るい草地や樹林環境ではニホントカゲ、ニホンカナヘビが確認され、遊歩道脇ではニホンヤモリが確認された。

表 9.2-14 は虫類確認種

No.	目名	科名	種名	確認状況				
				平成 25 年度		平成 26 年度		
				秋季	冬季	春季	初夏	夏季
1	有鱗目	ヤモリ科	ニホンヤモリ				○	
2		トカゲ科	ニホントカゲ					○
3		カナヘビ科	ニホンカナヘビ			○	○	○
計	1 目	3 科	3 種	0 種	0 種	1 種	2 種	2 種

b. 注目される種

確認されたは虫類のうち、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づく天然記念物、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）に基づく国内希少野生動植物種、「レッドリスト（絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト 爬虫類）」（平成 24 年 8 月 環境省）の記載種及び「レッドデータブック東京 2013（本土部）」（平成 25 年 3 月 東京都）の掲載種を抽出した結果、表 9.2-15 に示す 3 種が該当した。

注目されるは虫類の生態及び確認状況は、表 9.2-16 に示すとおりである。

表 9.2-15 注目されるは虫類

No.	目名	科名	種名	選定基準 ^{注)}			
				①	②	③	④
1	有鱗目	ヤモリ科	ニホンヤモリ				VU
2		トカゲ科	ニホントカゲ				CR+EN
3		カナヘビ科	ニホンカナヘビ				VU
計	1 目	3 科	3 種	0 種	0 種	0 種	3 種

注) 選定基準

① 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）、東京都文化財保護条例（昭和 51 年東京都条例第 25 号）に基づく天然記念物

② 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）に基づく国内希少野生動植物種

③ 「レッドリスト（絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト 爬虫類）」（平成 24 年 8 月 環境省）の記載種

④ 「レッドデータブック東京 2013（本土部）」（平成 25 年 3 月 東京都）の区部に該当する掲載種

CR+EN：絶滅危惧 I 類 VU：絶滅危惧 II 類

表 9.2-16 注目されるは虫類の生態及び確認状況

【種 名】：ニホンヤモリ 【分 布】：本州、四国、九州 【形 態】：体色は淡い灰色に暗褐色の斑紋があるが、温度などにより大きく変わる。体は平たく指先が扁平で、壁を垂直に登ったり、天井なども巧みに素早く動く。尾は自切する。脰がなく目を閉じることはない。夜行性でガ類など昆虫類、クモ類を食べる。古い時代の大陸からの移入種。 【確認状況】：初夏季に、計画地外の人工構造物上で死体が確認された。	
【種 名】：ニホントカゲ 【分 布】：北海道、本州、四国、九州 【形 態】：体鱗には光沢があり、オスの成体は頭部が発達し、繁殖期はのどや腹部がオレンジ色になる。オスは背面が茶褐色で体側に黒褐色の帯がある。メスは幼体の体色があせた感じで、幼体は背面が黒く黄白色の5本の縦縞が入り、尾は鮮やかなコバルトブルー。昼行性でクモ類、昆虫類、陸生甲殻類などを食べる肉食性。尾は自切する。 【確認状況】：夏季に、計画地外の樹林内の伐木集積場で成体が確認された。	 出典：「レッドデータブック東京 2013」
【種 名】：ニホンカナヘビ 【分 布】：北海道、本州、四国、九州 【形 態】：ニホントカゲに比べずっと細身で尾は長く全長の3分の2強。体色は背面が褐色、腹面は白または黄色。体側に白と暗褐色の縞がはしる。背面の鱗にはうね(キール)があり、ザラザラした感じ。幼体の体色は全体に暗く、特に尾部は顕著。昼行性でクモ類や昆虫類、ダンゴムシなど陸生甲殻類などを食べる肉食性。尾は自切する。 【確認状況】：夏季に、計画地内の草地で成体が確認された。春季、初夏季には、計画地周辺の人工構造物上、遊歩道沿いで成体が確認された。	

注) 分布及び形態は、「レッドデータブック東京 2013 (本土部)」(平成 25 年 3 月 東京都) による。

(エ) 両生類

a. 確認種

現地調査により、両生類は確認されなかった。

b. 注目される種

現地調査により、両生類の注目される種は確認されなかった。

(オ) 昆虫類

a. 確認種

現地調査により、計画地及びその周辺において表 9.2-17(1)～(4)に示すとおり 10 目 94 科 289 種の昆虫類が確認された。

夢の島公園全体はユーカリ等の植栽樹林が中心であるが、南側に道路及び鉄道と並行して樹林が形成されており、林床にウマノスズクサが生育しているためジャコウアゲハが確認されたのが特徴的であった。その他、シオカラトンボ、ショウジョウトンボ、シロテンハナムグリやナガサキアゲハ、ウラナミシジミ、セグロアシナガバチ、コガタスズメバチ等、平地の人工的な樹林や花壇、草地を反映した昆虫が確認された。

表 9.2-17(1) 昆虫類確認種

No.	目名	科名	種名	確認状況				
				平成 25 年度	平成 26 年度			
				秋季	春季	初夏季	夏季	秋季
1	トンボ目(蜻蛉目)	イトトンボ科	アシイトトンボ					○
2		ヤンマ科	ギンヤンマ				○	
3		トンボ科	ショウジョウトンボ		○	○		
4			シオカラトンボ		○	○	○	
5			ウスハネトンボ				○	
6			ナツアカネ	○				
7			アキアカネ					○
8	カマキリ目(蟷螂目)	カマキリ科	ハラビロカマキリ	○				○
9			オオカマキリ					○
10	ハサミシ目(革翅目)	マルムネハサミシ科	ハマヘハサミシ		○			
11			ヒゲシロハサミシ		○			
12	ハエ目(直翅目)	ツユムシ科	ツユムシ			○		
13			ヒメクダマキモトキ					○
14		キリギリシ科	ホシササキ			○		○
15		マツムシ科	ヒロハネンタン			○		
16		カネタタキ科	カネタタキ	○				○
17		ヒバリモトキ科	マダラス					○
18			ウスグモス				○	○
19			シハス					○
20			ハエタタ				○	○
21		オンブハエタタ科	オンブハエタタ				○	○
22	カメシ目(半翅目)	ウンカ科	ヒメトビウンカ		○			
23			コブウンカ			○		
24		アオハハコロモ科	アオハハコロモ				○	○
25			クマゼミ				○	
26			アブラゼミ				○	
27			シンシゼミ				○	
28			ニイニイゼミ				○	
29		アワフキ科	シロオビアワフキ	○				
30			ハマヘアワフキ			○		
31		ヨコバエ科	クロミヤイチモンシヨコバエ					○
32			サシヨコバエ			○		
33			Pagaronia 属		○			
34			マダラヨコバエ		○			
35		サシガメ科	モモフトリイロサシガメ		○			
36		ゲンハエムシ科	アワダチソウゲンハエ		○	○		
37			タフゲンハエ		○			
38			ツツジゲンハエ		○			○
39		カスミカメシ科	ナカグロカスミカメ			○		
40			モモアハギカスミカメ		○			
41			ツマクノアハギカスミカメ			○		
42			ツマクノハギカスミカメ			○		
43			ヨツボシカスミカメ				○	
44			ウスモンミドリカスミカメ	○				
45			イネボウミドリカスミカメ		○			
46		ヘリカメシ科	ホオスギカメシ		○		○	
47			ホソヘリカメシ		○			
48			ホソハラヒロヘリカメシ		○		○	○
49			ツマキヘリカメシ		○			
50		ヒメヘリカメシ科	アキヒメヘリカメシ		○			
51			フチヒゲヒメヘリカメシ		○	○		
52		イトカメシ科	イトカメシ		○			
53		ナガカメシ科	チビヒメヒラタナガカメシ			○		
54			ホソヒメヒラタナガカメシ		○			
55			ニッポノコハネナガカメシ		○			
56			ヒメオオメナガカメシ		○			○
57			オオモンシロナガカメシ		○			
58			ヒメナガカメシ		○	○		
59			ヒゲナガカメシ		○	○		
60			ムラサキナガカメシ		○			
61		ツチカメシ科	ツチカメシ				○	○
62			マルツチカメシ		○			
63		カメシ科	ウスラカメシ		○	○		
64			ウシカメシ	○				
65			フチヒゲカメシ			○		
66			マルシラホシカメシ			○		
67			ツヤアオカメシ	○				
68			エビイロカメシ			○		
69			アカスシカメシ			○		
70			チャハネアオカメシ		○	○		
71			マルカメシ	○	○	○	○	○
72		アメンボ科	アメンボ					○
73		アブラムシ科	アブラムシ科	○				
74		ミスラムシ科	エサキミスラムシ			○		
75	アミメカゲロウ目(脈翅目)	クサカゲロウ科	ヨツボシクサカゲロウ					○
76			ヤマトクサカゲロウ	○	○	○		○
77			カオマダラクサカゲロウ	○				

表 9.2-17(2) 昆虫類確認種

No.	目名	科名	種名	確認状況				
				平成 25 年度	平成 26 年度			
				秋季	春季	初夏季	夏季	秋季
78	チョウ目(鱗翅目)	スカシハガ科	オオモフトスカシハ			○		
79		ハマキガ科	チャノコカクモンハマキ				○	
80		イカガ科	キンケウスハイカガ	○				
81		マダラガ科	ホタルガ			○		
82		セセリチョウ科	イチモンジセセリ		○	○	○	○
83			チャハセセリ					○
84		シシミチョウ科	ルリシジミ		○	○		
85			ウラキシシジミ					○
86			ウラナシシジミ	○				○
87			ベニシジミ			○		○
88			ムラサキツバメ				○	○
89			ムラサキシジミ				○	○
90			ヤマトシシミ本土亜種	○	○	○	○	○
91		タテハチョウ科	ツマクロヒョウモン		○			
92			ヒメアカタテハ				○	
93			コマダラチョウ	○	○		○	
94			キタテハ					○
95			アカタテハ					○
96		アゲハチョウ科	シジャコウアゲハ本土亜種		○	○	○	
97			アオスジアゲハ		○	○	○	○
98			キアゲハ			○		
99			ナカサゲアゲハ		○			
100			クロアゲハ本土亜種			○		
101			ナミアゲハ		○	○	○	
102		シロチョウ科	キタキチョウ			○		○
103			モンシロチョウ	○	○	○		○
104		ツトガ科	キアヤヒメノメイガ			○		
105			モンキクロノメイガ		○		○	
106			ヒメシロノメイガ				○	
107			マエアカスカシノメイガ	○	○			○
108			シロオビノメイガ					○
109		メイガ科	アオフトメイガ			○		
110		シャクガ科	コヨツメアオシャク			○		
111			フタスジオエダシャク			○		
112		スズメガ科	ウンモンスズメ			○		
113			オオスカシバ					○
114			ホシホリジャク	○				○
115		ヤガ科	ツメクサガ				○	
116			クロクモヤガ		○			
117			ソトウスグロアツハ		○			
118	ハエ目(双翅目)	ガガシホ科	ホリカワクシヒケガガシホ		○			
119			キヨボツガガシホ		○			
120		ユスリカ科	ユスリカ科	○				
121		ミスアブ科	ハラキシミスアブ		○			
122		ムシヒキアブ科	ナミカハリケムシヒキ		○			
123			シオヤアブ			○		
124		ツリアブ科	クロハネツリアブ			○	○	
125		ハナアブ科	ナカヒラタアブ		○			
126			クロヒラタアブ		○	○		
127			フタスジヒラタアブ		○			
128			ホソヒラタアブ	○	○		○	○
129			キコシハナアブ	○				○
130			シマハナアブ		○			
131			ナミホシヒラタアブ		○	○		○
132			アシアブトハナアブ	○	○			○
133			ホソツヤヒラタアブ	○				
134			ホソツヤヒラタアブ		○			
135			シマメヒラタアブ			○		
136			キアシマヒラタアブ		○			
137			オオハナアブ	○	○			○
138			ホソヒメヒラタアブ		○	○		○
139			キタヒメヒラタアブ		○			
140		ショウジョウハエ科	オウトリショウジョウハエ	○				
-			Drosophila 属	○				
141		ヤチハエ科	ヒゲナカヤチハエ					○
142		クロハエ科	ホホクロオビキンハエ	○				
143			ツマクロキンハエ	○		○		○
144		メハエ科	ムネグロメハエ		○			
145		イハエ科	セマダライハエ	○				
146			チャハネヒメクロハエ	○				
147	コウチュウ目(鞘翅目)	オサムシ科	セアカヒラコサムシ		○	○		
148			ケウスコサムシ					○
149			アカアサマルガタコサムシ					○
150			コルリアトキリコサムシ					○
151			オオコサムシ			○		
152			オオヒラタコサムシ		○			

表 9.2-17(3) 昆虫類確認種

No.	目名	科名	種名	確認状況				
				平成 25 年度	平成 26 年度			
				秋季	春季	初夏季	夏季	秋季
153	(コウチュウ目(鞘翅目))		ミト ^リ マメコ ^モ モクムシ		○			
154			ツヤマメコ ^モ モクムシ		○			
155			イトホシマメコ ^モ モクムシ		○			
156			マルカ ^タ ツヤヒラタコ ^ミ ムシ					○
157			オオクロツヤヒラタコ ^ミ ムシ	○				
158		ハシヨウ科	トウキョウヒメハシヨウ			○		
159		ガ ^ム シ科	トゲ ^バ コ ^マ フガ ^ム シ		○			
160		エンマムシ科	ニセヒメナガ ^{エン} マムシ		○			
161		シテ ^ム シ科	オオヒラタシテ ^ム シ		○	○	○	
162		ハネカクシ科	ニセユミセシジ ^ハ ネカクシ			○		
163			Philonthus 属			○		
164		クワガ ^タ ムシ科	コクワガ ^タ			○		
165		コカ ^ネ ムシ科	アオト ^ウ カ ^ネ				○	
166			ヒメサクラコカ ^ネ			○		
167			ヒメカシヨコカ ^ネ		○			
168			セマダ ^ラ コカ ^ネ			○		
169			ナミハナムク ^リ		○			
170			コアオハナムク ^リ		○		○	○
171			クロコカ ^ネ			○		
172			ヒメヒ ^ロ ウト ^コ カ ^ネ		○			
173			マルカ ^タ ビ ^ロ ウト ^コ カ ^ネ				○	
174			クワイロコカ ^ネ		○			
175			ハラゲ ^ヒ ロウト ^コ カ ^ネ		○			
176			コフ ^マ ルエンマコカ ^ネ			○	○	
177			ツヤエンマコカ ^ネ		○	○		
178			マメコカ ^ネ			○	○	
179			シロテンハナムク ^リ			○	○	
180			カナブン			○		
181		タマムシ科	ヒシモンナガ ^タ マムシ		○			
182			マキキナガ ^タ マムシ			○		
183			ウタ ^イ スナガ ^タ マムシ		○			
184			ヒメヒラタタマムシ		○			
185			クス ^ノ チビ ^タ マムシ			○		
186	コメツキムシ科		サヒ ^キ コリ		○			
187			クシコメツキ			○	○	
188			クロクシコメツキ		○	○		
189			カントウツヤミス ^キ ワコメツキ		○			
190			コハナコメツキ		○	○		
191	カウオ ^ブ シムシ科		ヒメマルカウオ ^ブ シムシ		○			
192	シバ ^ン ムシ科		ツツガ ^タ シバ ^ン ムシ			○	○	
193	テントウムシ科		ヒメアカホシテントウ			○		
194			ナナホシテントウ		○			
195			トホシテントウ			○		
196			ナミテントウ		○			
197			オオニシ ^{ョウ} ウヤホシテントウ		○	○		
198			フタホシテントウ			○		
199			キイロテントウ			○		○
200			ダ ^ン タ ^ラ テントウ	○				
201			ヒメカメノコテントウ		○			
202			クモカ ^タ テントウ	○				○
203			クロツヤテントウ			○		
204	キスムシ科		クロモンキスイ	○				
205	ネスムシ科		トビ ^イ ロデ ^オ ネスイ			○		
206	ゲキスイ科		Epuraea 属	○				
207			アカマダ ^ラ ゲキスイ		○			○
208			マルキマダ ^ラ ゲキスイ				○	○
209	ホソヒラタムシ科		フタトゲ ^ホ ソヒラタムシ		○			
210	アリモト ^キ 科		キアシクビ ^ホ ソムシ		○	○		○
211	ナカ ^ク チキムシ科		ビ ^ロ ウト ^ホ ソナカ ^ク チキ			○		
212	ゴ ^ミ ムシ ^ダ マシ科		トビ ^イ ロクチキムシ		○	○		
213			スナコ ^ミ ムシ ^ダ マシ				○	
214			ハムシ ^ダ マシ			○		
215			ユミアシコ ^ミ ムシ ^ダ マシ				○	
216			コマルムネコ ^ミ ムシ ^ダ マシ			○		
217			ヨツシジ ^ト ラカミキリ				○	
218	カミキリムシ科		ナカ ^ゴ マフカミキリ				○	
219			ラミーカミキリ		○			
220			アカハ ^ナ カミナリハムシ		○			
221	ハムシ科		ヒメテントウノミハムシ		○	○		
222			クロウリハムシ		○			
223			アオハ ^ネ サハハムシ		○			
224			チャハ ^ラ マメゾ ^ウ ムシ			○		
225			アズ ^キ マメゾ ^ウ ムシ		○			
226			ヒメト ^ウ カ ^ネ トビ ^ハ ムシ		○			
227			イモサハハムシ		○			
228			カサハラハムシ				○	
229			キハ ^ラ ルリクビ ^ホ ソハムシ		○		○	
230			アカクビ ^ホ ソハムシ			○		

表 9.2-17(4) 昆虫類確認種

No.	目名	科名	種名	確認状況				
				平成 25 年度	平成 26 年度			
				秋季	春季	初夏季	夏季	秋季
231	(コウチュウ目(鞘翅目))	(ハムシ科)	クロホシトビハムシ	○	○			○
232			オオハコトビハムシ			○		
233			ヨモギトビハムシ		○			
234			ナトビハムシ		○			
235			サシコジユハムシ				○	
236			エノキハムシ			○		
237			トウカネギルハムシ		○	○		○
238			ホソヒメカサヅウムシ		○			
239		ゾウムシ科	チビメナカゾウムシ		○	○		
240			ヒレアミメキイゾウムシ			○		
241			コフキゾウムシ		○	○		
242			アルファルファタコゾウムシ		○			
243			ケフカチゾウムシ		○			
244			チビヒョウタンゾウムシ		○			
245			ニレノミゾウムシ		○			
246			スグリゾウムシ		○	○	○	
247			サビヒョウタンゾウムシ		○			○
248			ケチビコフキゾウムシ			○		
249			チビコフキゾウムシ		○			
250			ケツチゾウムシ		○			
251		オサヅウムシ科	スキキタイヒメゾウムシ		○			
252		キクイムシ科	キクイムシ科		○			
253	ハチ目(膜翅目)	ミツハバチ科	ルリチュウレンシ			○		
254		ハバチ科	ニホシカフハラハチ					○
255		アシフトコハチ科	オニシフトコハチ			○		
256		アリ科	アシナガアリ	○	○		○	○
257			クロオアリ		○	○	○	○
258			ウメマツオアリ		○	○		
259			ハリアトシリアゲアリ		○			
260			クロヤマアリ	○	○	○	○	○
261			トビイロケアリ		○	○	○	
262			ヒゲナカケアリ	○				
263			アメイロアリ	○	○		○	
264			オオスアリ		○			
265			アミアリ		○	○		○
266			トビイロシワアリ		○			○
267		トコハチ科	オオフタオビトコハチ			○	○	
268			ミカトトクリハチ				○	
269			ミカトトコハチ			○		
270			スズハチ				○	
271			キオビチトコハチ		○			
272		スズメハチ科	ムモンホリアシナガハチ		○			
273			セグロアシナガハチ		○	○	○	
274			コカタスズメハチ		○			○
275			ヒメスズメハチ			○		
276			オオスズメハチ					○
277		ツチハチ科	ヒメハラナガツチハチ			○	○	○
278			キンケハラナガツチハチ					○
279			シロオビハラナガツチハチ		○			
280			キオビツチハチ		○	○		
281		アシタカハチ科	ナミツチカ		○	○		
282		アナハチ科	ヤマトルリシカハチ			○		
283			コクロアナハチ			○		
284		ミツハチ科	セイヨウミツハチ	○	○			○
285			キムネクマハチ		○	○		○
286		コハナハチ科	アカカネコハナハチ		○	○		○
287		ハキリハチ科	オオハキリハチ					○
288			ツルカハキリハチ			○		
289		ヒメハチ科	キオビコシフトヒメハチ		○			
計	10 目	94 科	289 種	40 種	141 種	114 種	59 種	74 種

b. 注目される種

確認された昆虫類のうち、文化財保護法に基づく天然記念物、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく国内希少野生動植物種、「レッドリスト（絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト 昆虫類）」（平成 24 年 8 月 環境省）の記載種及び「レッドデータブック東京 2013（本土部）」（平成 25 年 3 月 東京都に該当する掲載種）を注目される昆虫類として抽出した結果、表 9.2-18 に示す 2 種が該当した。

注目される昆虫類の生態及び確認状況は、表 9.2-19 に示すとおりである。

表 9.2-18 注目される昆虫類

No	目名	科名	種名	選定基準 ^{注)}			
				①	②	③	④
1	ハゲタ目	マツシ科	ヒロハネ初ンタ				DD
2	コウチュウ目	コガネムシ科	ナミハムケリ				CR
計	2 目	2 科	2 種	0 種	0 種	0 種	2 種

注)選定基準

- ①文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）、東京都文化財保護条例（昭和 51 年東京都条例第 25 号）に基づく天然記念物
- ②絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）に基づく国内希少野生動植物種
- ③「レッドリスト（絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト 昆虫類）」（平成 24 年 8 月 環境省）の記載種
- ④「レッドデータブック東京 2013（本土部）」（平成 25 年 3 月 東京都）の区部に該当する掲載種
CR：絶滅危惧ⅠA 類 DD：情報不足

表 9.2-19 注目される昆虫類の生態及び確認状況

【種 名】：ヒロバネカンタン 【分 布】：本州、四国、九州、対馬、南西諸島 【形 態】：淡緑色で、腹面は黒くならない。カンタンに似るが、オスの前翅はやや幅広く、メスの産卵器はやや長め。空地、畑地、荒地、海浜などに成立した乾性草地に生息する。 【確認状況】：初夏季に、計画地外の高茎草地で個体を確認された。	
【種 名】：ナミハナムグリ 【分 布】：北海道、本州、四国、九州、対馬 【形 態】：背面は緑黄色の被覆物に覆われつやはない。頭楯の前縁は縁どられ、中央はゆるやかに湾入する。前胸背および上翅は黄褐色の長毛をやや密に装い、上翅の縦隆線は明瞭。成虫は各種の花に集まる。 【確認状況】：春季に、計画地外のイボタに訪花する個体を確認された。	出典：「レッドデータブック東京 2013」 

注) 分布及び形態は、「レッドデータブック東京 2013 (本土部)」(平成 25 年 3 月 東京都) による。

(カ) クモ類

a. 確認種

現地調査により、計画地及びその周辺において表 9.2-20 に示すとおり 1 目 11 科 32 種のクモ類が確認された。

造網性クモ類は、ゴミグモやチュウガタシロカネグモ等、都市部でも見られる種類が多く、人工的な公園の環境を反映して、ヤハズフクログモ、チュウカカニグモ等の待ち伏せタイプやキンイロエビグモ、マミジロハエトリ等の徘徊性クモ類等、広く観察される種が多く見られた。

表 9.2-20 クモ類確認種

No.	目名	科名	種名	確認状況				
				平成 25 年度 秋季	平成 26 年度 春季	平成 26 年度 初夏季	平成 26 年度 夏季	平成 26 年度 秋季
1	クモ目	トタテグモ科	キシノウエトタテグモ			○		
2			ハイヒロヒメグモ	○				
3		ヒメグモ科	オオヒメグモ	○				
4			カニミジグモ	○				
5		アシナガグモ科	チュウガタシロカネグモ		○			
6			Leucauge 属	○				
7			ジョロウグモ	○				
8		コガネグモ科	Araneus 属		○			
9			ナガコガネグモ			○	○	
10			Argiope 属					○
11			ギンメッキゴミグモ		○			
12			ゴミグモ	○	○			
13			ドヨウオニグモ		○			
14			Neoscona 属		○			
15		ササグモ科	ササグモ	○	○			
16			Oxyopes 属		○			○
17		ハグモ科	ネコハグモ	○				
18		ウエムラグモ科	イタチグモ			○		
19		フクログモ科	マダラフクログモ					○
20			ヤハズフクログモ			○		
21			Clubiona 属		○			
22		エビグモ科	キンイロエビグモ	○	○			
23		カニグモ科	ハナグモ	○				○
24			マツモトオチバカニグモ			○		
25			ワカバグモ	○				
26			アズチグモ	○				
27			セマルトラフカニグモ	○		○		
28			チュウカカニグモ			○		
29			ヨコフカニグモ			○		
30			Xysticus 属		○	○		○
31		ハエトリグモ科	カタオカハエトリ		○			
32			マミジロハエトリ	○	○			
33			Evarcha 属					○
34			ヤガタアリグモ					○
35			ヤサアリグモ		○			
36			アリグモ		○			
37			カラスハエトリ		○			
38			Rhene 属	○				
39			アオオビハエトリ		○			
40			シラホシコグチャハエトリ			○		
41			ハエトリグモ科			○		○
計	1 目	11 科	32 種	15 種	15 種	9 種	1 種	7 種

b. 注目される種

確認されたクモ類のうち、文化財保護法に基づく天然記念物、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく国内希少野生動植物種、「レッドリスト（絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト クモ類）」（平成 24 年 8 月 環境省）の記載種及び「レッドデータブック東京 2013（本土部）」（平成 25 年 3 月 東京都に該当する掲載種を注目される昆虫類として抽出した結果、表 9.2-21 に示す 2 種が該当した。

注目されるクモ類の生態及び確認状況は、表 9.2-22 に示すとおりである。

表 9.2-21 注目されるクモ類

No	目名	科名	種名	選定基準 ^{注)}			
				①	②	③	④
1	クモ目	トタテグモ科	キシノウエトタテグモ			NT	VU
2		カニグモ科	ヨコフカニグモ				NT
計	1 目	2 科	2 種	0 種	0 種	1 種	2 種

注) 選定基準

- ①文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）、東京都文化財保護条例（昭和 51 年東京都条例第 25 号）に基づく天然記念物
- ②絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）に基づく国内希少野生動植物種
- ③「レッドリスト（絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト クモ類）」（平成 24 年 8 月 環境省）の記載種
NT: 準絶滅危惧
- ④「レッドデータブック東京 2013（本土部）」（平成 25 年 3 月 東京都）の区部に該当する掲載種
VU: 絶滅危惧 II 類 NT: 準絶滅危惧

表 9.2-22 注目されるクモ類の生態及び確認状況

【種 名】：キシノウエトタテグモ 【分 布】：本州、四国、九州 【形 態】：前体は黒褐色で歩脚はやや赤みを帯びる。腹部は紫褐色、褐色あるいは黒褐色。トタテグモ下目に属する原始的なクモで、8 眼、3 爪を有し、書肺は 2 対。上顎は強大で馬鋏を有し、下顎に多数の歯状突起を備える。前内疣の基部はやや接近する。地中に比較的短い管状住居を作り、入り口に扉をつける。 【確認状況】：初夏季に、計画地外のマテバシイの林内に設置したベイトトラップで個体が確認された。	
【種 名】：ヨコフカニグモ 【分 布】：北海道、本州、九州 【形 態】：雌の背甲は淡褐色で両側に黒褐色の縦条がある。腹部は褐色の地に白い線条や黒斑がある。雄は初期には雌と同様の色彩斑紋をしているが、時間とともに黒くなる。狩猟性で網を張らない。 【確認状況】：初夏季に、計画地外の落葉広葉樹林の林床で個体が確認された。	

注) 分布及び形態は、「レッドデータブック東京 2013（本土部）」（平成 25 年 3 月 東京都）による。

2) 生育・生息環境

ア. 地形等の状況

地形の状況は、「9.1 生物の生育・生息基盤 9.1.1 現況調査 (4)調査結果 2)地形・地質の状況」(p.29 参照)に示したとおりである。計画地は沖積低地に位置し、東京湾を埋め立てて造成された人工地盤の区域となっている。計画地及びその周辺の地盤は、東京層や関東ローム層からなる洪積層で形成され、標高は地盤面が T. P. +4m 程度の平坦な地形である。

地質の状況は、「9.1 生物の生育・生息基盤 9.1.1 現況調査 (4)調査結果 2)地形・地質の状況」(p.29 参照)に示したとおりである。計画地及びその周辺は、上総層群を基盤として、江戸川層、東京礫層、本郷層、七号地層が堆積し、表層付近に有楽町層が堆積し、その上位に埋立層が存在する。また、計画地及びその周辺の表層は、廃棄物の埋め立てにより形成されており、最上位は落葉等による腐植層、表層土及び覆土が存在する。

イ. 植生等の状況

植生等の状況は、「9.1 生物の生育・生息基盤 9.1.1 現況調査 (4)調査結果 5)植生の状況」(p.36 参照)に示したとおりである。計画地は主に「ゴルフ場・芝地」であり、夢の島公園は「残存・植栽樹群をもった公園、墓地等」に区分されている。また、夢の島公園の西側に位置する総合運動場には「ゴルフ場・芝地」が広がっている。夢の島公園の東側は工場地帯であり、夢の島大橋の北側及び一般国道 357 号（湾岸道路）の南側は「市街地」となっている。

現地調査結果によると、計画地内は円形広場にシバ群落が広がり、これを囲むように常緑広葉樹、落葉広葉樹の植栽が広がっている。計画地の南側は落葉広葉樹や混交林のまとまった植栽樹林が広がり、駐車場を挟んで一般国道 357 号（湾岸道路）沿いには帯状に常緑針葉樹と常緑広葉樹の植栽が広がる。また、計画地の北側には夢の島熱帯植物館、東側には Bumb 東京スポーツ文化館と新江東清掃工場があり、人工構造物となっている。

ウ．大気環境

計画地周辺の大気汚染常時監視測定局における平成 26 年度の二酸化窒素、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、微小粒子状物質、ダイオキシン類及び空間線量率の測定結果は、表 9.2-23～28 に示すとおりである。

二酸化窒素の日平均値の年間 98%値は、一般局で 0.043ppm～0.046ppm、自排局で 0.051ppm であり、全地点において環境基準を達成していた。

二酸化硫黄の日平均値の 2%除外値は、一般局で 0.006ppm であり、環境基準を達成していた。

一酸化炭素の日平均値の 2%除外値は、自排局で 0.7ppm であり、環境基準を達成していた。

浮遊粒子状物質の日平均値の年間 2%除外値は、一般局で 0.054mg/m³～0.061mg/m³、自排局で 0.056mg/m³ であり、全地点において環境基準を達成していた。

光化学オキシダントの昼間の 1 時間値は、一般局の 2 地点でそれぞれ 0.120ppm、0.138ppm であり、いずれの地点も環境基準を達成していなかった。

微小粒子状物質の年平均値は一般局で 15.2 μg/m³、自排局で 16.8 μg/m³、日平均値の 98%値は一般局で 36.3 μg/m³、自排局で 38.5 μg/m³ であり、いずれの地点も環境基準を達成していなかった。

気象の状況は、「9.1 生物の生育・生息基盤 9.1.1 現況調査 (4)調査結果 6)気象の状況」(p.39 参照)に示したとおりである。計画地周辺の東京管区气象台における年間降水量は 1,528.8mm、年平均気温の平年値(昭和 56 年～平成 22 年)は 15.4℃である。

表 9.2-23 大気汚染常時監視測定局測定結果(二酸化窒素)

区 分	地点番号	測定局名	年平均値 (ppm)	日平均値の 年間 98% 値 (ppm)	環境基準 達成状況	環境基準
一般環境 大気測定局	No. 1	江戸川区南葛西 測定局	0.020	0.044	○	1 時間値の 1 日 平 均 値 が 0.04ppm から 0.06ppm までの ゾーン内又は それ以下であ ること。
	No. 2	江東区豊洲 測定局	0.026	0.046	○	
	No. 3	江東区東陽 測定局	0.021	0.043	○	
自動車排出 ガス測定局	No. 4	三ツ目通り辰巳 測定局	0.029	0.051	○	

注 1) 測定値は、平成 26 年度の結果である。

2) 環境基準の達成状況は、長期的評価による。(○：達成)

3) 地点番号は、図 9.2-2 (p. 48 参照) に対応する。

出典：「大気汚染結果ダウンロード」(平成 27 年 10 月 22 日参照 東京都環境局ホームページ)

https://www.kankyo.metro.tokyo.jp/air/air_pollution/result_measurement.html

「大気汚染常時測定」(平成 27 年 10 月 22 日参照 江東区ホームページ)

<https://www.city.koto.lg.jp/seikatsu/kankyo/7289/17862.html>

表 9.2-24 大気汚染常時監視測定局測定結果(二酸化硫黄)

区 分	地点番号	測定局名	年平均値 (ppm)	日平均値の 2%除外値 (ppm)	環境基準 達成状況	環境基準
一般環境 大気測定局	No. 1	江戸川区南葛西 測定局	—	—	—	1 時間値の 1 日 平 均 値 が 0.04ppm 以下で あり、かつ、1 時 間 値 が 0.1ppm 以下で あること。
	No. 2	江東区豊洲 測定局	—	—	—	
	No. 3	江東区東陽 測定局	0.002	0.006	○	
自動車排出 ガス測定局	No. 4	三ツ目通り辰巳 測定局	—	—	—	

注 1) 測定値は、平成 26 年度の結果である。

2) 環境基準の達成状況は、長期的評価による。(○：達成)

3) 地点番号は、図 9.2-2 (p. 48 参照) に対応する。

出典：「大気汚染結果ダウンロード」(平成 27 年 10 月 22 日参照 東京都環境局ホームページ)

https://www.kankyo.metro.tokyo.jp/air/air_pollution/result_measurement.html

「大気汚染常時測定」(平成 27 年 10 月 22 日参照 江東区ホームページ)

<https://www.city.koto.lg.jp/seikatsu/kankyo/7289/17862.html>

表 9.2-25 大気汚染常時監視測定局測定結果(一酸化炭素)

区 分	地点番号	測定局名	年平均値 (ppm)	日平均値の 2%除外値 (ppm)	環境基準 達成状況	環境基準
一般環境 大気測定局	No. 1	江戸川区南葛西 測定局	—	—	—	1 時間値の 1 日 平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であ ること。
	No. 2	江東区豊洲 測定局	—	—	—	
	No. 3	江東区東陽 測定局	—	—	—	
自動車排出 ガス測定局	No. 4	三ツ目通り辰巳 測定局	0.4	0.7	○	

注 1) 測定値は、平成 26 年度の結果である。

2) 環境基準の達成状況は、長期的評価による。(○：達成)

3) 地点番号は、図 9.2-2(p. 48 参照)に対応する。

出典：「大気汚染結果ダウンロード」(平成 27 年 10 月 22 日参照 東京都環境局ホームページ)

https://www.kankyo.metro.tokyo.jp/air/air_pollution/result_measurement.html

「大気汚染常時測定」(平成 27 年 10 月 22 日参照 江東区ホームページ)

<https://www.city.koto.lg.jp/seikatsu/kankyo/7289/17862.html>

表 9.2-26 大気汚染常時監視測定局測定結果(浮遊粒子状物質)

区 分	地点番号	測定局名	年平均値 (mg/m ³)	日平均値の 2%除外値 (mg/m ³)	環境基準 達成状況	環境基準
一般環境 大気測定局	No. 1	江戸川区南葛西 測定局	0.024	0.054	○	1 時間値の 1 日 平均値が 0.10mg/m ³ 以下 であり、かつ、 1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下 であること。
	No. 2	江東区豊洲 測定局	0.022	0.060	○	
	No. 3	江東区東陽 測定局	0.022	0.061	○	
自動車排出 ガス測定局	No. 4	三ツ目通り辰巳 測定局	0.020	0.056	○	

注 1) 測定値は、平成 26 年度の結果である。

2) 環境基準の達成状況は、長期的評価による。(○：達成)

3) 地点番号は、図 9.2-2(p. 48 参照)に対応する。

出典：「大気汚染結果ダウンロード」(平成 27 年 10 月 22 日参照 東京都環境局ホームページ)

https://www.kankyo.metro.tokyo.jp/air/air_pollution/result_measurement.html

「大気汚染常時測定」(平成 27 年 10 月 22 日参照 江東区ホームページ)

<https://www.city.koto.lg.jp/seikatsu/kankyo/7289/17862.html>

表 9.1-27 大気汚染常時監視測定局測定結果(光化学オキシダント)

区 分	地点番号	測定局名	年平均値 (ppm)	昼間の1時間 値の最高値 (ppm)	環境基準 達成状況	環境基準
一般環境 大気測定局	No. 1	江戸川区南葛西 測定局	0.029	0.120	×	1 時 間 値 が 0.06ppm 以下で あること。
	No. 2	江東区豊洲 測定局	—	—	—	
	No. 3	江東区東陽 測定局	0.030	0.138	×	
自動車排出 ガス測定局	No. 4	三ツ目通り辰巳 測定局	—	—	—	

注 1) 測定値は、平成 26 年度の結果である。

2) 環境基準の達成状況は、短期的評価による。(×：非達成)

3) 地点番号は、図 9.2-2(p. 48 参照)に対応する

出典：「大気汚染結果ダウンロード」(平成 27 年 10 月 22 日参照 東京都環境局ホームページ)

https://www.kankyo.metro.tokyo.jp/air/air_pollution/result_measurement.html

「大気汚染常時測定」(平成 27 年 10 月 22 日参照 江東区ホームページ)

<https://www.city.koto.lg.jp/seikatsu/kankyo/7289/17862.html>

表 9.1-28 大気汚染常時監視測定局測定結果(PM2.5)

区 分	地点番号	測定局名	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値の 年間 98% 値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	環境基準 達成状況	環境基準
一般環境 大気測定局	No. 1	江戸川区南葛西 測定局	15.2	36.3	×	1 年 平 均 値 が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下 であり、かつ、 1 日 平 均 値 が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下 であること。
	No. 2	江東区豊洲 測定局	—	—	—	
	No. 3	江東区東陽 測定局	—	—	—	
自動車排出 ガス測定局	No. 4	三ツ目通り辰巳 測定局	16.8	38.5	×	

注 1) 測定値は、平成 26 年度の結果である。

2) 環境基準の達成状況は、長期的評価による。(×：非達成)

3) 地点番号は、図 9.2-2(p. 48 参照)に対応する。

出典：「大気汚染結果ダウンロード」(平成 27 年 10 月 22 日参照 東京都環境局ホームページ)

https://www.kankyo.metro.tokyo.jp/air/air_pollution/result_measurement.html

「大気汚染常時測定」(平成 27 年 10 月 22 日参照 江東区ホームページ)

<https://www.city.koto.lg.jp/seikatsu/kankyo/7289/17862.html>

エ. 地域社会とのつながり

計画地周辺は夢の島公園であり、公園内には夢の島熱帯植物館、BumB 東京スポーツ文化館等の施設があるほか、陸上競技場や円形広場を中心として都市部に整備された緑地が広がっている。公園内は、散歩、ジョギング、広場遊戯や休息等の多数の市民利用があり、花見等四季折々の植物や動物を身近に感じることのできる場となっている。また、北側の砂町運河沿いには夢の島マリーナにボートやヨットが多数係留され、都市部における親水利用を身近に感じることのできる場となっている。

3) 生態系の状況

動植物の現地調査結果を基に、計画地及びその周辺における生態系の機能や構成要素、食物連鎖による生態系構成要素は、表 9.2-29 に示すとおりである。

計画地及びその周辺は、生産者である植生の状況から生態系の機能として、樹林環境、草地環境、市街地等の3区分に分類される。これらの環境区分で見られる陸上植物、陸上動物について、食物連鎖による生物の相互の関係を整理し、図 9.2-3 に整理した。

生産者としては、樹林環境ではケヤキ、クロマツ、スダジイ、マテバシイ、クスノキ、タブノキ等の植栽樹林、草地環境ではメヒシバ、エノコログサ、シバ、ドクダミ、ハイキンポウゲ等の草本群落、市街地等ではクロマツ、サツキ、ユーカリ等があげられる。

生産者である植物の葉や茎、果実、種子等を採食する下位消費者としては、バッタ目、コウチュウ目、ハエ目、チョウ目等の昆虫類、キジバト等の植食性鳥類があげられる。

下位消費者である昆虫類等を捕食する中位消費者としては、ヒナコウモリ科の哺乳類、コゲラ、オナガ、シジュウカラ、メジロ、ヒヨドリ、ヒバリ、ムクドリ、ツバメ等の鳥類のほか、は虫類のニホンヤモリ、ニホントカゲ、ニホンカナヘビがあげられる。

下位から中位消費者を捕食する上位消費者としては、小型哺乳類や昆虫類等を捕食するモズ等の鳥類、雑食性のハシブトガラス等のほか、雑食性のハクビシンがあげられる。

食物連鎖の最も上位に位置する最上位消費者としては、行動圏が広く小型鳥類や昆虫類を捕食するハイタカ、ノスリ、チョウゲンボウの猛禽類があげられる。

表 9.2-29 環境区分別に見る生態系の状況

環境区分		樹林環境	草地環境	市街地等
共通する環境要素		計画地及びその周辺は、沖積低地に位置し埋立てにより平坦化された人工地盤の区域となっている。計画地周辺の標高は約4mである。 上総層群を基盤として、その上位に江戸川層、東京礫層、七号地層が堆積し、表層付近には有楽町層が堆積し、その上位に埋立層が存在する。また、計画地及びその周辺の表層は、廃棄物の埋め立てにより形成されており、最上位は落葉等による腐植層、表層土及び覆土が存在する。		
環境区分別の状況		樹林環境は、計画地内では植栽されたケヤキ、マテバシイが該当する。計画地周辺では、公園内に常緑広葉樹、落葉広葉樹等が広く植栽されている。 主な植生は、道路脇にクロマツ等が植栽されており、ケヤキ、スダジイ、マテバシイ、クスノキ、タブノキ等の植栽樹林群が分布する。 主な動物相は樹林環境に依存するコゲラ、シジュウカラ等の鳥類、コウチュウ目、セミ目等の昆虫類、ハクビシン等の中型哺乳類が生息する。	草地環境は、計画地内の中央の円形広場にシバ草地が分布する。また、計画地の西側に位置する陸上競技場にシバ草地が存在する。 主な植生は、メヒシバ、エノコログサ、シバ、ドクダミ、ハイキンボウゲ等の草本が見られる。 主な動物相は、草地環境に依存するムクドリ等の鳥類、ニホンカナヘビ等のは虫類のほか、ヒロバネカンタンやウラナミシジミ等の昆虫類が生息する。	計画地及びその周辺は、公園等を除くと供給処理施設、倉庫・運輸関係施設、事務所建築物等の混合用途の市街地が形成されている。 市街地は主に人工構造物で占められているが、道路沿いの街路樹等の植生が見られる。 主な動物相は、ヒナコウモリ科のねぐら利用、トンボ類やハチ類の昆虫類やハシブトガラス、スズメ等の鳥類の利用が見られる。
生態系構成要素	最上位消費者	鳥 類：ハイタカ、ノスリ	鳥 類：ノスリ、チョウゲンボウ	鳥 類：チョウゲンボウ
	上位消費者	哺乳類：ハクビシン 鳥 類：モズ	哺乳類：ハクビシン 鳥 類：モズ、ハシブトガラス	哺乳類：ハクビシン 鳥 類：ハシブトガラス
	中位消費者	哺乳類：ヒナコウモリ科 鳥 類：コゲラ、オナガ、シジュウカラ 等 は虫類：ニホンヤモリ クモ類：キシノウエトタテグモ、ゴミグモ 等	哺乳類：ヒナコウモリ科 鳥 類：ツグミ、ヒヨドリ、ムクドリ 等 は虫類：ニホンヤモリ、ニホントカゲ、ニホンカナヘビ クモ類：ハナグモ、ヨコフカニグモ、マミジロハエトリ 等	哺乳類：ヒナコウモリ科 鳥 類：ツバメ、スズメ 等 は虫類：ニホンヤモリ、ニホントカゲ、ニホンカナヘビ クモ類：キンイロエビグモ 等
	下位消費者	鳥 類：キジバト 等 昆虫類：クマゼミ、アブラゼミ、コクワガタ、サビキコリ 等	昆虫類：ヒロバネカンタン、ショウリョウバッタ、オンブバッタ、ウラナミシジミ 等	昆虫類：シオカラトンボ、セグロアシナガバチ 等
	生産者	植 物：ケヤキ、クロマツ、スダジイ、マテバシイ、クスノキ、タブノキ 等	植 物：メヒシバ、エノコログサ、シバ、ドクダミ、ハイキンボウゲ 等	植 物：クロマツ、サツキ、ユーカリ 等

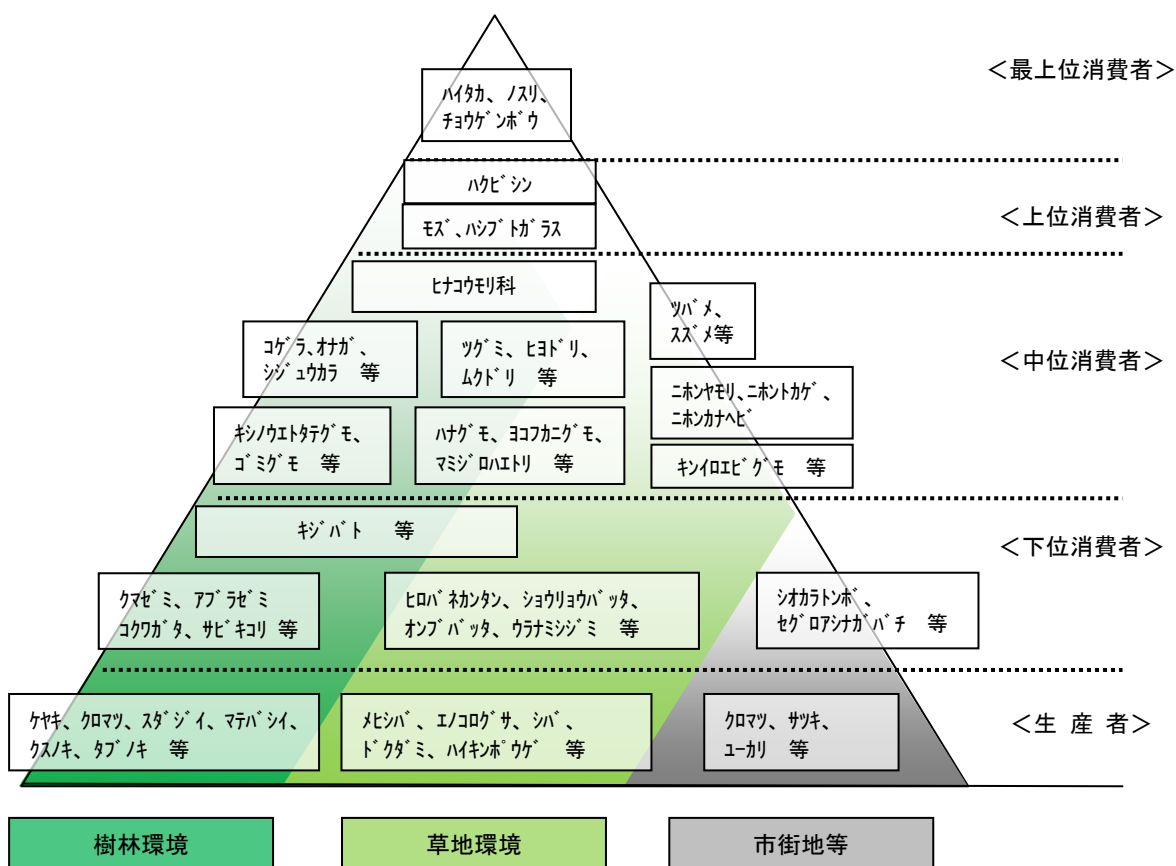


図 9.2-3 食物連鎖に注視した生物相の階層構造

4) 土地利用の状況

土地利用の状況は、「9.1 生物の生育・生息基盤 9.1.1 現況調査 (4) 調査結果 4) 土地利用の状況」(P.39 参照)に示したとおりである。計画地の土地利用は公園・運動場等となっている。また、計画地周辺の土地利用は、供給処理施設、倉庫・運輸関係施設、事務所建築物や教育文化施設等の混合用途の市街地となっている。

5) 法令等による基準等

生物・生態系に関する法令等については、表 9.2-30(1) 及び(2) に示すとおりである。

表 9.2-30(1) 生物・生態系に関する法令等

法令・条例等	責務等
文化財保護法 (昭和 25 年法律第 214 号)	(文化財の定義) 第二条 四 貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。） (現状変更等の制限及び原状回復の命令) 第二百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成 4 年法律第 75 号)	(目的) 第一条 この法律は、野生動植物が、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として人類の豊かな生活に欠かすことのできないものであることに鑑み、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより、生物の多様性を確保するとともに、良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。 (責務) 第二条 国は、野生動植物の種（亜種又は変種がある種にあつては、その亜種又は変種とする。以下同じ。）が置かれている状況を常に把握し、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する科学的知見の充実を図るとともに、その種の保存のための総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。 2 地方公共団体は、その区域内の自然的社会的諸条件に応じて、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存のための施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。 3 国民は、前二項の国及び地方公共団体が行う施策に協力する等絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に寄与するように努めなければならない。 (捕獲等の禁止) 第九条 国内希少野生動植物種及び緊急指定種（以下この節及び第五十四条第二項において「国内希少野生動植物種等」という。）の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 一 次条第一項の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合 二 生計の維持のため特に必要があり、かつ、種の保存に支障を及ぼすおそれのない場合として環境省令で定める場合 三 人の生命又は身体の保護その他の環境省令で定めるやむを得ない事由がある場合
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成 14 年法律第 88 号)	(目的) 第一条 この法律は、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するとともに、猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保（生態系の保護を含む。以下同じ。）、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。 (鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の禁止) 第八条 鳥獣及び鳥類の卵は、捕獲等又は採取等（採取又は損傷をいう。以下同じ。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 一 次条第一項の許可を受けてその許可に係る捕獲等又は採取等をするとき。 二 第十一条第一項の規定により狩猟鳥獣の捕獲等をするとき。 三 第十三条第一項の規定により同項に規定する鳥獣又は鳥類の卵の捕獲等又は採取等をするとき。

表 9.2-30(2) 生物・生態系に関する法令等

法令・条例等	責務等
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 (平成 16 年法律第 78 号)	(目的) 第一条 この法律は、特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）、輸入その他の取扱いを規制するとともに、国等による特定外来生物の防除等の措置を講ずることにより、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止し、もって生物の多様性の確保、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的とする。 (飼養等の禁止) 第四条 特定外来生物は、飼養等をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 一 次条第一項の許可を受けてその許可に係る飼養等をする場合 二 次章の規定による防除に係る捕獲等その他主務省令で定めるやむを得ない事由がある場合 (放出等の禁止) 第九条 飼養等、輸入又は譲渡し等に係る特定外来生物は、当該特定外来生物に係る特定飼養等施設の外で放出、植栽又はは種（以下「放出等」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 一 次条第一項の許可を受けてその許可に係る放出等をする場合 二 次章の規定による防除に係る放出等をする場合

6) 東京都等の計画等の状況

生物・生態系に関する東京都等の計画等については、表 9.2-31 に示すとおりである。

表 9.2-31 生物・生態系に関する計画等

関係計画等	目標・施策等
第 11 次鳥獣保護管理事業計画 (平成 27 年 3 月 東京都)	・人と野生鳥獣との共生の確保及び生物多様性の保全を基本として、野生鳥獣を適切に保護及び管理することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第 4 条第 1 項の目的を達成するため、国の定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」に基づき、東京都の地域事情を勘案して、「第 11 次鳥獣保護管理事業計画」を定める。 第一 計画の期間 第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項 第三 鳥獣の人工増殖に関する事項 第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項 第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項 第六 特定計画に関する事項 第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項 第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項 第九 その他
植栽時における在来種選定ガイドライン (平成 26 年 5 月 東京都)	・東京都は、緑の「量」の確保に加え、生態系への配慮など緑の「質」を高める施策を進めており、その地域に自然に分布している植物（以下「在来種」という。）を増やすことで、在来の生きものの生息場所を拡大する取組を行っている。本ガイドラインは、都民や事業者が緑化をする際に参考となるものとして作成されている。

9.2.2 予測

(1) 予測事項

予測事項は以下に示すとおりとした。

- 1) 陸上植物の植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度
- 2) 陸上動物の動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度
- 3) 生育・生息環境の変化の内容及びその程度
- 4) 生態系の変化の内容及びその程度

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、2020年東京大会の実施に伴う建設工事等での改変や施設撤去後の現状回復等において、生物・生態系に変化が生じる又は生じていると思われる時点とし、大会開催前、大会開催中、大会開催後のそれぞれ代表的な時点又は期間のうち、大会開催前とした。

(3) 予測地域

予測地域は、計画地及びその周辺地域とした。

(4) 予測手法

予測手法は、2020年東京大会の実施計画を基に、生物・生態系の変化の程度を把握して予測する方法とした。

(5) 予測結果

1) 陸上植物の植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度

事業の実施に伴い、計画地内の常緑広葉樹、落葉広葉樹の植栽樹群やシバ群落の植物の生育地が改変される。なお、現地調査の結果、計画地内に注目される種は生育していない。

計画地周辺には、夢の島公園内に西側の陸上競技場にまとまったシバ群落があるほか、計画地の周辺には落葉広葉樹、常緑広葉樹の植栽が広がる。公園南側には駐車場に隣接して、常緑広葉樹と落葉針葉樹の植栽が広がっていることから、周辺地域も含めた植物相及び植物群落は維持されると予測する。また、事業の実施に当たっては、計画地内の落葉広葉樹（ケヤキ、サクラ類、トチノキ等）の高木を園内計画地南側の外来種の常緑広葉樹（トウネズミモチ）の生育箇所に移植する計画としている。

2) 陸上動物の動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度

事業の実施に伴い、樹林や草地を主たる生息地とする鳥類のムクドリ、は虫類のニホンカナヘビ、バッタ目、コウチュウ目、ハエ目等の昆虫類や移動性の低い土壌動物等の生息地が改変される。また、現地調査の結果、注目されるは虫類のニホンカナヘビが確認されており、この生息地が改変される。

計画地周辺には、夢の島公園内に計画地と同様の草地環境や樹木が広く残存する。確認された鳥類、は虫類、昆虫類、クモ類の注目される種は計画地周辺で確認されており、計画地内に生息個体についても計画地周辺に移動するものと予測する。

3) 生育・生息環境の変化の内容及びその程度

事業の実施に伴い、計画地内の動植物の生育・生息環境となる草地環境が減少し、樹木等が伐採されるため、周辺の植物群落の生育環境と、移動性の低い動物相及び動物群集(昆虫類の幼虫、土壌動物等)の生息環境が変化するおそれがあると予測する。

計画地周辺には、夢の島公園内に西側の陸上競技場にまとまったシバ群落があるほか、計画地の周辺には落葉広葉樹、常緑広葉樹の植栽が広がる。公園南側には駐車場に隣接して、常緑広葉樹と落葉針葉樹の植栽が広がっている。事業の実施に当たっては、計画地内に樹木による新たな緑化は創出しないが、フィールドには約 17,000m²の張芝を行う計画としている。また、計画地内の落葉広葉樹(ケヤキ、サクラ類、トチノキ等)のうち、樹木診断等により移植すると判断した高木約 40 本を選定し、園内計画地南側の外来種の常緑広葉樹(トウネズミモチ)の生育箇所に移植する計画としていることから、周辺地域も含めた動植物の生育・生息環境は維持されるものと考えられる。

4) 生態系の変化の内容及びその程度

事業の実施に伴い、計画地内の草地環境が減少し、樹木等が伐採されるため、生態系を構成する陸上植物、陸上動物が相互に係る生育・生息環境が変化するおそれがあると予測する。

計画地周辺には、夢の島公園内に西側にまとまったシバ群落があるほか、計画地の周辺には落葉広葉樹、常緑広葉樹の植栽が広がる。公園南側には駐車場に隣接して、常緑広葉樹と落葉針葉樹の植栽が広がっている。事業の実施に当たっては、計画地内に樹木による新たな緑化は行わないが、フィールドには約 17,000m²の張芝を行う計画としている。また、計画地内の落葉広葉樹(ケヤキ、サクラ類、トチノキ等)の高木を園内計画地南側の外来種の常緑広葉樹(トウネズミモチ)の生育箇所に移植する計画としていることから、周辺地域も含めた生態系は維持されるものと考えられる。

9.2.3 ミティゲーション

(1) 予測に反映した措置

- ・計画地内に生育する落葉広葉樹(ケヤキ、サクラ類、トチノキ等)のうち、樹木診断等により移植すると判断した高木約 40 本を選定し、園内計画地南側の外来種の常緑広葉樹(トウネズミモチ)の生育箇所に移植する計画としている。
- ・フィールドには約 17,000m²の張芝を行う計画としている。

(2) 予測に反映しなかった措置

- ・予選会場を円形広場に配置し、公園内の既存樹木への影響を低減する計画としている。
- ・一部の既存樹木は、事前に根回しを行ったうえで移植する。

9.2.4 評価

(1) 評価の指標

評価の指標は、生物・生態系の現況とした。

(2) 評価の結果

事業の実施により、計画地内の常緑広葉樹、落葉広葉樹の植栽樹林群の伐採、草地や土壌の改変が行われ、動植物の生育・生息環境が減少するが、予選会場を円形広場に配置し、公園内の既存樹木への影響を低減する計画としている。また、計画地周辺の生物の生育・生息環境の改変は生じない。

事業の実施に当たっては、計画地内に新たな樹木による緑化は行わないが、事業の実施前と同様に新たに約 17,000m²の張芝を行う計画としている。また、計画地内の落葉広葉樹（ケヤキ、サクラ類、トチノキ等）のうち樹木診断等により移植すると判断した高木約 40 本を、園内計画地南側の外来種の常緑広葉樹（トウネズミモチ）の生育箇所に移植する計画であり、外来種対策に寄与するとともに、公園内における動植物の生育・生息環境の改変は低減され则认为る。

以上のことから、計画地における生物の生育・生息環境は一部減少するものの、計画地周辺も含めた公園内の生物・生態系の現況は維持され、評価の指標は満足するもの则认为る。

9.3 緑

9.3.1 現況調査

(1) 調査事項及びその選択理由

調査事項及びその選択理由は、表 9.3-1 に示すとおりである。

表 9.3-1 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①緑の状況 ②生育環境 ③土地利用の状況 ④法令等による基準等 ⑤東京都等の計画等の状況	植栽内容及び緑の量の変化が考えられることから、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

(2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

(3) 調査方法

1) 緑の状況

調査は、既存資料調査及び現地調査による方法によった。

ア. 植生等の状況

調査は、「自然環境保全基礎調査 植生調査」（平成 11 年～ 環境省自然環境局生物多様性センター）の既存資料の整理によった。また、現地調査により、計画地及びその周辺の植栽樹種の状況等を確認した。調査は、平成 26 年 8 月 6 日に実施した。

イ. 緑の量の状況

調査は、現地踏査により植生の把握を行い、緑の面積は、高木・中木・低木層の緑被面積を整理した。緑の体積は、緑被面積に高木・中木・低木層の平均高を乗じて整理した。

2) 生育環境

ア. 地形等の状況

調査は、「地形図」（国土地理院）、「土地条件図」（平成 25 年 8 月 国土地理院）の既存資料の整理によった。

イ. 気象の状況

調査は、東京管区気象台の気象データの整理によった。

ウ. 地域社会とのつながり

調査は、当該地域の利用状況において、緑の有する機能とのかかわりの整理によった。

3) 土地利用の状況

調査は、「東京の土地利用 平成 23 年東京都区部」（平成 25 年 5 月 東京都都市整備局）等の既存資料の整理によった。

4) 法令等による基準等

調査は、都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）等の法令等の整理によった。

5) 東京都等の計画等の状況

調査は、「緑施策の新展開」（平成 24 年 5 月 東京都）、「植栽時における在来種選定ガイドライン」（平成 26 年 5 月 東京都）等の計画等の整理によった。

(4) 調査結果

1) 緑の状況

ア. 植生等の状況

既存資料による計画地及びその周辺の現存植生の状況は、「9.1 生物の生育・生息基盤 9.1.1 現況調査 (4)調査結果 5)植生の状況」(p. 36 参照)に示すとおりである。計画地は主に「ゴルフ場・芝地」であり、夢の島公園は「残存・植栽樹群をもった公園、墓地等」に区分されている。また、夢の島公園の西側に位置する総合運動場には「ゴルフ場・芝地」が広がっている。夢の島公園の東側は工場地帯であり、夢の島大橋の北側及び一般国道 357 号(湾岸道路)の南側は「市街地」となっている。

現地調査結果によると、計画地内は円形広場にシバ群落が広がり、これを囲むように常緑広葉樹、落葉広葉樹の植栽が広がっている。計画地の南側は落葉広葉樹や混交林のまとまった植栽樹林が広がり、駐車場を挟んで一般国道 357 号(湾岸道路)沿いには帯状に常緑針葉樹と常緑広葉樹の植栽が広がる。また、計画地の北側には夢の島熱帯植物館、東側には BumB 東京スポーツ文化館と新江東清掃工場があり、人工構造物となっている

イ. 緑の量の状況

計画地内は夢の島公園内であり、計画地内の植生は、常緑広葉樹、落葉広葉樹のほか、円形広場を中心としたシバ群落がひろがる。計画地における緑の面積は約 5,000m²であり、体積は約 50,000m³である。

2) 生育環境

ア. 地形等の状況

地形の状況は、「9.1 生物の生育・生息基盤 9.1.1 現況調査 (4)調査結果 2)地形・地質の状況」(p. 29 参照)に示したとおりである。計画地は沖積低地に位置し、埋立てによる人工地盤の区域となっている。計画地及びその周辺の標高は、地盤面が T.P. +4m 程度の平坦な地形である。

イ. 気象の状況

気象の状況は、「9.1 生物の生育・生息基盤 9.1.1 現況調査 (4)調査結果 6)気象の状況」(p. 39 参照)に示したとおりである。東京管区気象台における年間降水量は 1,528.8mm、年平均気温の平年値(昭和 56 年～平成 22 年)は 15.4℃である。

ウ. 地域社会とのつながり

(ア) 計画地及びその周辺の歴史

計画地及びその周辺が位置する夢の島公園は、昭和 53 年 10 月 1 日に開園された都市公園であり、面積は 433,212.23m²である。

園内には陸上競技場などのスポーツ施設、バーベキュー広場があり、総合スポーツ・文化施設「BumB 東京スポーツ文化館」、夢の島熱帯植物館、第五福竜丸展示館等を備えている。また、公園の北岸には夢の島マリーナがあり、スポーツや憩いに加え文化・教育的要素のある東京港内の行楽エリアとなっている。

(イ) 注目される樹木等

計画地及びその周辺で注目される樹木等はなかった。

3) 土地利用の状況

土地利用の状況は、「9.1 生物の生育・生息基盤 9.1.1 現況調査 (4)調査結果 7)土地利用の状況」(p. 39 参照)に示したとおりである。

計画地の土地利用は公園・運動場等となっている。また、計画地周辺の土地利用は、夢の島公園の東側は工場地帯であり、夢の島大橋の北側及び一般国道 357 号(湾岸道路)の南側は供給処理施設、倉庫・運輸関係施設、事務所建築物や教育文化施設等の混合用途の市街地となっている。

4) 法令等による基準等

都市緑地法等の緑に関する法令等については、表 9.3-2 に示すとおりである。

表 9.3-2 緑に関する法令等

法令・条例等	責務等
都市緑地法 (昭和 48 年法律第 72 号)	(目的) 第一条 この法律は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。 (国及び地方公共団体の任務等) 第二条 国及び地方公共団体は、都市における緑地が住民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、都市における緑地の適正な保全と緑化の推進に関する措置を講じなければならない。 2 事業者は、その事業活動の実施に当たって、都市における緑地が適正に確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、国及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行なう措置に協力しなければならない。
都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号)	(目的) 第一条 この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。
東京における自然の保護と回復に関する条例 (平成 12 年東京都条例第 216 号)	(目的) 第一条 この条例は、他の法令と相まって、市街地等の緑化、自然地の保護と回復、野生動植物の保護等の施策を推進することにより、東京における自然の保護と回復を図り、もって広く都民が豊かな自然の恵みを享受し、快適な生活を営むことができる環境を確保することを目的とする。 (緑化計画書の届出等) 第十四条 千平方メートル以上の敷地(国及び地方公共団体が有する敷地にあつては、二百五十平方メートル以上とする。)において建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の新築、改築、増築その他の規則に定める行為を行おうとする者は、あらかじめ、規則に定める基準に基づき、緑化計画書(地上部及び建築物上の緑化についての計画書)を作成し、知事に届け出なければならない。ただし、第四十七条第一項及び第五項、第四十八条第一項並びに第四十九条第一項に定める行為については、この限りでない。
江東区みどりの条例 (平成 11 年江東区条例第 36 号)	(目的) 第 1 条 この条例は、江東区を健全で恵み豊かなみどりにあふれたまちにするため、みどりの育成と保全に係る措置を講じ、もって区民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。 (建築行為等に係る緑化計画) 第 8 条 規則で定める規模以上の敷地について規則で定める建築行為等を行おうとする者は、事前にその行為に係る敷地の緑化に関する計画書(以下「緑化計画書」という。)を区長に提出し、認定を受けなければならない。 2 前項の緑化計画書は、規則で定める緑化基準に適合するものでなければならない。

5) 東京都等の計画等の状況

緑に関する東京都の計画等については、表 9.3-3 に示すとおりである。

表 9.3-3 緑に関する計画等

関係計画等	目標・施策等
緑施策の新展開 (平成 24 年 5 月 東京都)	緑の「10 年後の東京」(平成 18 年)の折り返し地点を迎え、これまでに取り組んできた緑施策を踏まえ、同計画では、緑施策を強化し、発展させ、人と自然とが共生できる緑豊かな都市東京の実現に向け、東京都が取り組んでいる様々な施策の整理がなされたものである。
植栽時における在来種選定ガイドライン (平成 26 年 5 月 東京都)	東京都は、緑の「量」の確保に加え、生態系への配慮など緑の「質」を高める施策を進めており、その地域に自然に分布している植物(以下「在来種」という。)を増やすことで、在来の生きものの生息場所を拡大する取組を行っている。本ガイドラインは、都民や事業者が緑化をする際に参考となるものとして作成されている。
江東区みどりと自然の基本計画 (平成 19 年 7 月 江東区)	「江東区みどりと自然の基本計画」は、都市緑地法第 4 条に記されている「緑地の保全および緑化の推進に関する基本計画(緑の基本計画)」として、今後 20 年間の江東区における「みどりと自然のまちづくり」を進めていくためのガイドラインとなるものである。 臨海地区の取り組み方針を『東京湾の水面を取り込み、みどりが映える新たな都市空間を創造するまち』とし、今後の都市開発の際に緑化を積極的に進めていくことや、防災拠点としての緑、豊洲・有明北地区への適正な都市公園の整備等を掲げている。
夢の島公園マネジメントプラン (平成 27 年 5 月 東京都建設局)	「夢の島公園マネジメントプラン」は、今後新たな 10 年間を見据えた公園づくりに必要な目標を設定し、当該目標を実現するための計画・整備・管理に係る基本的な取組方針を定めている。 目標 1: 東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて準備する都立公園 目標 2: 日本の熱帯植物を後世に引継ぎ世界に発信する都立公園 目標 3: 民間活力の導入による新たな魅力を持った都立公園 目標 4: 地震災害時への対応のため、防災機能を強化・充実した都立公園 目標 5: スポーツによる健康づくりの場となる都立公園
江東区 CIG ビジョン (平成 24 年 7 月 江東区)	「水と緑豊かな地球環境にやさしいまち」の実現を目指し、「江東区 CITY IN THE GREEN」の更なる推進のため、目指すべき都市像を示す「江東区 CIG ビジョン」が策定されている。同ビジョンでは、目指すべき都市像として「まちづくり」「文化創造」「区民生活」「協働」「基金活用」の 5 つ視点でビジョンを掲げている。 <5 つのビジョン> 1. 緑の施策の強化により「緑の中の都市」が実現している(まちづくり) 2. 江東区ならではの「緑を育む文化」を創造している(文化創造) 3. 「緑に親しむライフスタイル」が定着している(区民生活) 4. 区民・事業者・行政が一体となって推進している(協働) 5. 「みどり・温暖化対策基金」を積極的に活用している(基金活用) 「江東区 CITY IN THE GREEN」は、本区の緑化推進事業の総称であり、「江東区 CITY IN THE GREEN」により、区民の緑への愛着を育み、憩いのある都市空間を創出するとともに、地球温暖化やヒートアイランド現象の防止にも貢献することを目指している。

9.3.2 予測

(1) 予測事項

予測事項は、以下に示すとおりとした。

- 1) 植栽内容（植栽基盤等）の変化の程度
- 2) 緑の量（緑被率や緑化面積等）の変化の程度

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、2020年東京大会の実施に伴う建設工事等での改変や施設撤去後の現状回復等において、緑に変化が生じる又は生じていると思われる時点とし、大会開催前、大会開催中、大会開催後のそれぞれ代表的な時点又は期間のうち、大会開催前とした。

(3) 予測地域

予測地域は、計画地及びその周辺とした。

(4) 予測手法

予測手法は、2020年東京大会の実施計画を基に、緑の変化の程度を把握して予測する方法によった。

(5) 予測結果

1) 植栽内容の変化の程度

計画地内は夢の島公園内の円形広場周辺であり、常緑広葉樹（マテバシイ）、落葉広葉樹（ケヤキ、サクラ類、トチノキ等）の植栽が存在する。

事業の実施に伴い、現状の約 480 本の植栽樹のうち、低木を含めた約 440 本が伐採されるが、計画地周辺には常緑広葉樹（マテバシイ）をはじめとする同様の植栽樹が生育しており、これらの公園内の植栽樹の改変は生じない。また、計画地内に生育する落葉広葉樹（ケヤキ、サクラ類、トチノキ等）のうち、樹木診断等により移植すると判断した高木約 40 本を選定し、園内計画地南側の外来種の常緑広葉樹（トウネズミモチ）の生育箇所に移植する計画としている。

したがって、現況と同様の植栽内容が維持されると予測する。

2) 緑の量の変化の程度

計画地内は夢の島公園内の円形広場周辺であり、常緑広葉樹（マテバシイ）、落葉広葉樹（ケヤキ、サクラ類、トチノキ等）の植栽が存在し、現状の緑の面積は約 5,000m²である。

「7. アーチェリー会場（夢の島公園）の計画の目的及び内容 7.2 内容 7.2.4 事業の基本計画（7）緑化計画」（p. 13 参照）に示したとおり、競技との兼ね合いから計画地内に樹木による緑化は行わないが、フィールドには約 17,000m²の張芝を行う計画としている。したがって、現状の緑の面積約 5,000m²と芝生が消失するが、新たに約 17,000m²の張芝を行うことにより緑地が復元されると予測する。

9.3.3 ミティゲーション

(1) 予測に反映した措置

- ・計画地内に生育する落葉広葉樹（ケヤキ、サクラ類、トチノキ等）のうち、樹木診断等により移植すると判断した高木約 40 本を選定し、園内計画地南側の外来種の常緑広葉樹（トウネズミモチ）の生育箇所に移植する計画としている。
- ・フィールドには約 17,000m²の張芝を行う計画としている。

(2) 予測に反映しなかった措置

- ・予選会場を円形広場に配置し、公園内の既存樹木への影響を低減する計画としている。
- ・一部の既存樹木は、事前に根回しを行ったうえで移植する。

9.3.4 評価

(1) 評価の指標

評価の指標は、事業による影響の低減とした。

(2) 評価の結果

事業の実施により、計画地内の常緑広葉樹、落葉広葉樹の植栽樹林群の伐採が行われ、約 5,000m²の樹木が減少するが、予選会場を円形広場に配置し、公園内の既存樹木への影響を低減する計画としている。

事業の実施に当たっては、計画地内に新たな樹木による緑化は行わないが、計画地内の落葉広葉樹（ケヤキ、サクラ類、トチノキ等）のうち樹木診断等により移植すると判断した高木約 40 本を、園内計画地南側の外来種の常緑広葉樹（トウネズミモチ）の生育箇所に移植する計画としている。これにより、外来種に関する対策に寄与し、適切な生態系の保持につながるとともに、過密な植栽密度による視界の閉塞を緩和することで、公園利用時の安全性の向上にも繋がるものと考ええる。加えて、計画地内には事業の実施前と同様に新たに約 17,000m²の張芝を行う計画としており、現状における公園内の開放的な緑地空間の機能は維持され、事業による影響を低減するものと考ええる。

以上のことから、計画地における植栽樹林は一部減少するものの、高木の移植や張芝による緑地空間の創出により、評価の指標は満足するものと考ええる。

9.4 自然との触れ合い活動の場

9.4.1 現況調査

(1) 調査事項及びその選択理由

自然との触れ合い活動の場の現況調査の調査事項及び選択理由は、表9.4-1に示すとおりである。

表 9.4-1 調査事項及び選択理由

調査事項	選択理由
①自然との触れ合い活動の場等の状況 ②地形等の状況 ③土地利用の状況 ④法令等による基準等 ⑤東京都等の計画等の状況	事業の実施に伴い自然との触れ合い活動の場の状況、機能及び利用経路の変化が考えられることから、左記の事項に係る調査が必要である。

(2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

(3) 調査方法

1) 自然との触れ合い活動の場等の状況

調査は、既存資料調査及び現地調査によった。

ア. 既存資料調査

調査は、既存資料を用い、計画地及びその周辺の公園等の施設の名称、位置、目的、施設別の活動内容、周辺駅からの利用経路等を整理した。

イ. 現地調査

現地調査により、計画地及びその周辺の公園等の施設における自然との触れ合い活動の状況を確認した。

調査期間は、表9.4-2に示すとおりである。

表 9.4-2 調査期間

調査項目	調査時期	調査日	調査時間帯
自然との触れ合いの活動の場調査	春季	平日：平成26年5月14日(水) 休日：平成26年5月11日(日)	6:30～17:00
	夏季	平日：平成26年8月8日(金) 休日：平成26年8月9日(土)	6:30～17:00
	秋季	平日：平成26年11月4日(火) 休日：平成26年11月3日(月・祝)	6:30～16:30
	冬季	平日：平成27年1月16日(金) 休日：平成27年1月17日(土)	6:30～16:30

2) 地形等の状況

調査は、「地形図」(国土地理院)、「土地条件図」(国土地理院)等の既存資料の整理によった。

3) 土地利用の状況

調査は、「東京の土地利用 平成23年東京都区部」(平成25年5月 東京都都市整備局)等の既存資料の整理によった。

4) 法令等による基準等

調査は、都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）、都市公園法（昭和 43 年法律第 100 号）の法律の整理によった。

5) 東京都等の計画等の状況

調査は、「江東区都市計画マスタープラン」（平成 23 年 3 月 江東区）等の既存資料の整理によった。

(4) 調査結果

1) 自然との触れ合い活動の場等の状況

ア. 自然との触れ合い活動の場の状況

自然との触れ合い活動の場としては、緑や水辺空間といった自然に親しむことができる公園や、「観光まちあるきガイド」（平成 21 年 2 月 江東区）に設定された遊歩道等を抽出した。

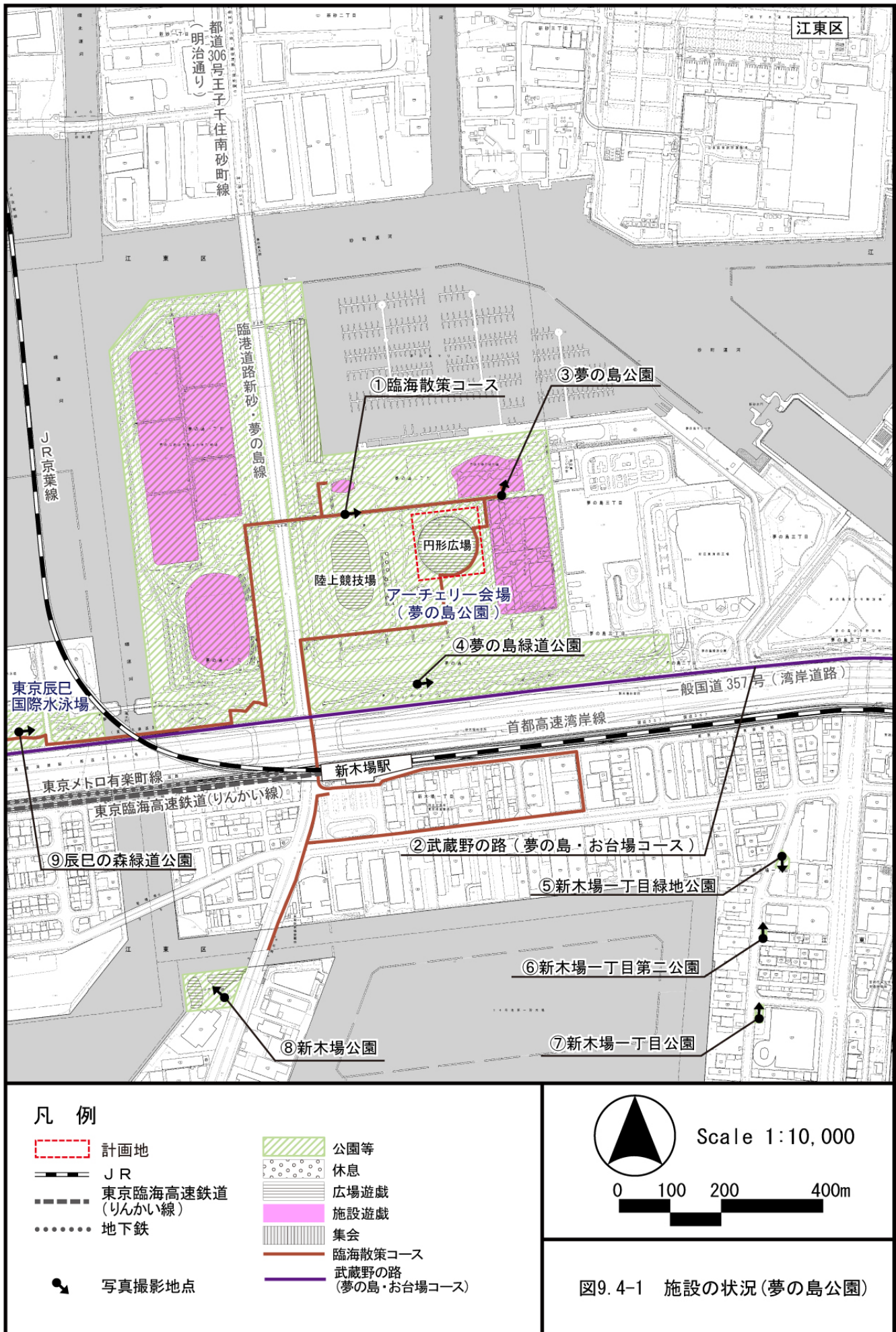
計画地は夢の島公園内の円形広場であり、見晴らしの良い芝地が広がり、その周囲にはマテバシイやサクラ類の植栽が見られる。

計画地周辺には、計画地を含む夢の島公園のほか、一般国道 357 号（湾岸道路）を挟んで南側には新木場公園、南東側には新木場一丁目緑地公園、新木場一丁目第二公園、新木場一丁目公園が存在する。また、計画地及びその周辺には江東区が設定した「臨海散策コース」が存在する。

自然との触れ合い活動の場等の名称及び位置は表 9.4-3 及び図 9.4-1 に、状況は写真 9.4-1(1) 及び(2)に示すとおりである。

表 9.4-3 自然との触れ合い活動の場の名称及び位置

区 分	番号	名称	位置	目的等
遊歩道、 道路	①	臨海散策コース	辰巳駅－辰巳の森緑道公園－かもめ橋－第五福竜丸展示館－夢の島熱帯植物館－夢の島公園－木材・合板博物館－貯木場－新木場駅（約 5.1km）	明るく開放感のあるベイエリアの風景を眺めながら、公園や植物園等のヒーリングスポットや、第五福竜丸展示館や木材・合板博物館等、知的な思索に耽りながら見どころを廻る散策コース。
	②	武蔵野の路（夢の島・お台場コース）	葛西臨海公園－若洲海浜公園－夢の島公園－辰巳の森海浜公園－東京テレポートタウン－お台場－船の科学館（約 16.7km）	武蔵野の路は、自然・歴史・文化にふれながら東京を周回する全長約 270km の散策路であり、夢の島・お台場コースは東京湾の眺望と共に海浜公園、スポーツ公園、史跡公園が連続する散策コースである。
公園、児童遊園	③	夢の島公園	江東区夢の島（約 433,212m ² ）	運河と水路に囲まれた埋立地に造られた公園。熱帯植物館や競技場、第五福竜丸展示館を備えており、約 120 本のサクラがあり、のんびりと四季を通じてさまざまな野草が観察できる。
	④	夢の島緑道公園	江東区夢の島一丁目・二丁目・三丁目（約 105,094m ² ）	夢の島公園に隣接した緑道公園で、藤棚やベンチが設置され、園内には起伏のある園路が整備されている。
	⑤	新木場一丁目緑地公園	江東区新木場 1-10-3（約 588m ² ）	新木場一丁目の倉庫・運輸関係施設に囲まれた街区公園。芝生の広場と砂場があり、ベンチが設置されている。
	⑥	新木場一丁目第二公園	江東区新木場 1-11-6（約 114m ² ）	新木場一丁目の倉庫・運輸関係施設に囲まれた街区公園。水飲み場とベンチが設置されている。
	⑦	新木場一丁目公園	江東区新木場 1-12-8（約 492m ² ）	新木場一丁目の倉庫・運輸関係施設に囲まれた街区公園。カラフルな遊具と水飲み場、ベンチが設置されている。
	⑧	新木場公園	江東区新木場 2 丁目（約 7,596m ² ）	砂町運河に隣接した海上公園。なだらかな丘になっており、バーベキューのできる多目的広場と芝生広場がある。運河沿いでは釣りが楽しめる。
	⑨	辰巳の森緑道公園	辰巳の森緑道公園（約 145,503m ² ）	辰巳の森海浜公園に隣接した公園で長い園路、広場がある。園内には、花木も多く四季折々に楽しめる。芝生の広場には、遊具、小山もある。園内はサイクリング、ジョギングやウォーキングコースが整備されている。





①臨海散策コース



②武蔵野の路（夢の島・お台場コース）



③夢の島公園



④夢の島緑道公園



⑤新木場一丁目緑地公園



⑥新木場一丁目第二公園



⑦新木場一丁目公園



⑧新木場公園

写真 9.4-1(1) 自然との触れ合い活動の場の状況



⑨辰巳の森緑道公園

写真 9.4-1(2) 自然との触れ合い活動の場の状況

イ. 自然との触れ合い活動の場が持つ機能

計画地は夢の島公園内の円形広場であり、見晴らしの良い芝地が広がり、その周囲にはマテバシイやサクラ類の植栽が見られる。このため、計画地は広場遊戯や散策、休息等の自然との触れ合い活動の場となっている。計画地周辺には、計画地を含む夢の島公園内のほか、南側に新木場公園、南東側に新木場一丁目公園等があり、各施設内には広場、ベンチ、水飲み場、トイレ等が設置されている。また、夢の島公園内を中心とした臨海散策コースが存在する。

平日の利用形態としては、各公園や散策コースで散歩のほか、周辺施設で働く人々の休息利用が多く見られている。周辺の住居地域が少ないことから、平日の利用者は少ない傾向が見られた。

休日の利用形態としては、夢の島公園内での散策、休息のほか、家族づれでボール遊び等の広場遊戯が見られた。また、夢の島公園内は、夢の島熱帯植物館や第五福竜丸展示館を訪れる利用者の利用経路となっている。計画地南側の新木場公園では、多目的広場でのバーベキュー利用や、運河沿いで釣り人が見られた。一方、新木場一丁目公園の周辺では、休日の利用者はほとんど見られなかった。夢の島公園、新木場公園及び臨海散策コースでの散歩、休息、サイクリング、ジョギング、釣り等の利用者数は、平日よりも休日に多く確認された。

表 9.4-4 自然との触れ合い活動の場が持つ機能

区 分	番号	名称	場が持つ機能
遊歩道、 道路	①	臨海散策コース	夢の島公園と辰巳の森緑道公園の園内を通るコースでは、四季折々の花木を楽しみながら散策する利用者やジョギング、サイクリング等の利用が見られる。新木場駅の南側では、貯木場や木材・合板博物館を見学しながらの散策が見られる。
	②	武蔵野の路（夢の島・お台場コース）	夢の島緑道公園と辰巳の森緑道公園と隣接するコースでは、四季折々の花木を楽しみながらサイクリングをする利用者が見られる。
公園、 児童遊 園	③	夢の島公園	夢の島公園東側には芝生の広がる多目的コロシアムがあり、家族連れの散策や休息、ボール遊び等が見られる。園内には 10,000 本以上の高木が植栽され、四季折々の花木を楽しみながら、散策やジョギングが楽しめる。
	④	夢の島緑道公園	公園内の西側には高木が植栽され、花木や藤棚を見ながら散策や休息利用が見られる。園内東側の海沿いの散策路では、ジョギングやサイクリング、ウォーキング利用が見られる。
	⑤	新木場一丁目緑地公園	倉庫・運輸関係施設に囲まれた公園で、周辺で働く人々の憩いの場として散策や休息利用が見られる。
	⑥	新木場一丁目第二公園	倉庫・運輸関係施設に囲まれた公園で、周辺で働く人々の憩いの場として散策や休息利用が見られる。
	⑦	新木場一丁目公園	倉庫・運輸関係施設に囲まれた公園で、周辺で働く人々の憩いの場として散策や休息利用が見られる。
	⑧	新木場公園	なだらかな丘にある多目的広場と芝生広場では、散策や広場遊戯、バーベキュー等の利用が見られる。また、運河沿いでは釣り利用が見られる。
	⑨	辰巳の森緑道公園	一般国道 357 号（湾岸道路）に隣接した東西に長い園路内には植樹帯が多く、四季折々の花木を楽しめる園路は散策、サイクリング、ジョギング等の利用が見られる。また、小山と遊具のある芝生広場は、親子連れの広場遊戯や休息利用が見られる。

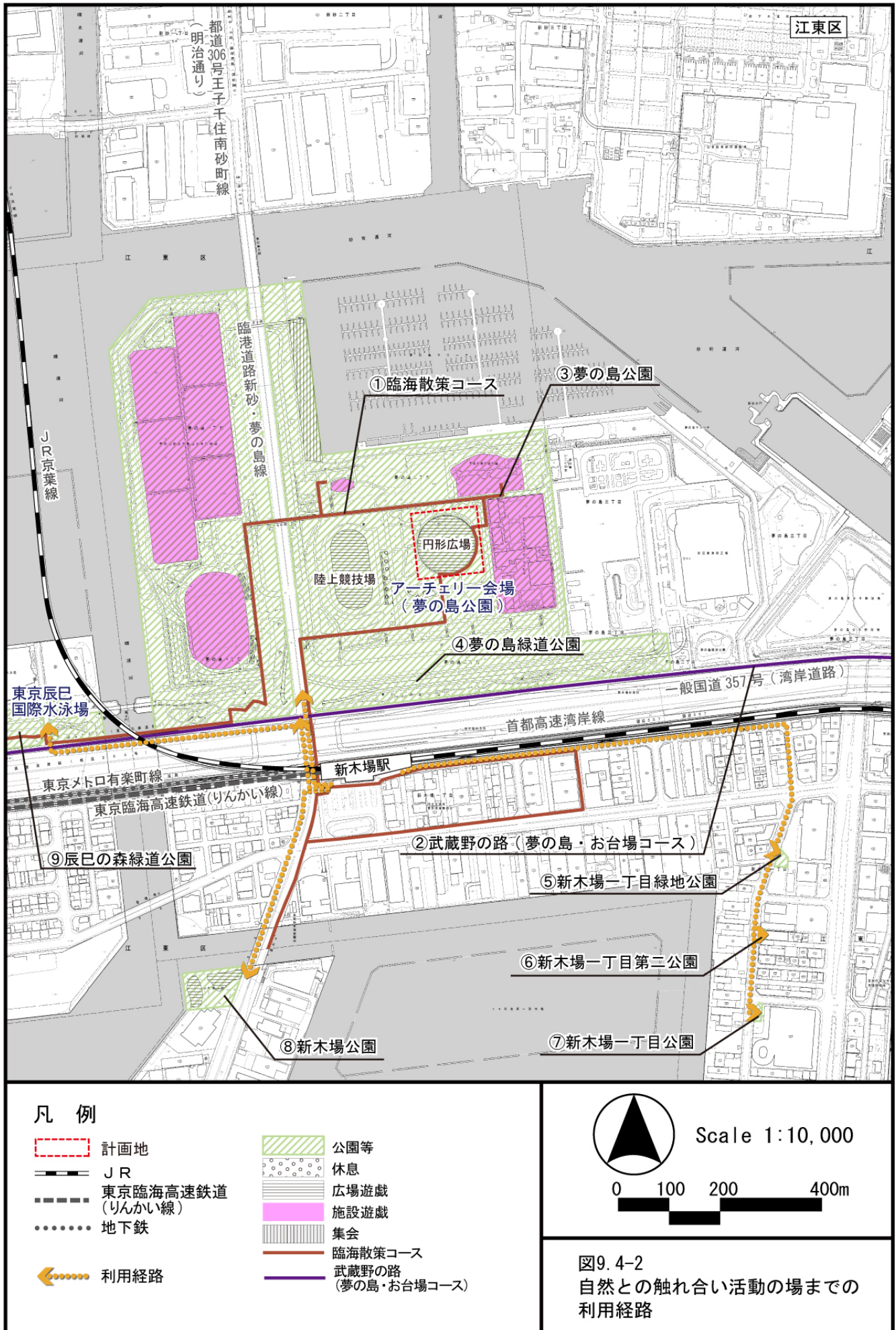
ウ. 自然との触れ合い活動の場までの利用経路

アクセス経路（歩行者動線計画）の状況は、「7.2.4 事業の基本計画（5）歩行者動線計画」に示したとおりである。

また、鉄道路線の各駅からのアクセス経路と所要時間は、表 9.4-5 及び図 9.4-2 に示すとおりである。

表 9.4-5 自然との触れ合い活動の場までの利用経路の状況

区 分	番号	名称	駅名	距離	標準所要時間
遊歩道、 道路	①	臨海散策コース	新木場駅	0m	約 0 分
	②	武蔵野の路（夢の島・お台場コース）	新木場駅	280m	約 3 分
公園、 児童遊園	③	夢の島公園	新木場駅	400m	約 6 分
	④	夢の島緑道公園	新木場駅	290m	約 3 分
	⑤	新木場一丁目緑地公園	新木場駅	1,000m	約 13 分
	⑥	新木場一丁目第二公園	新木場駅	1,200m	約 15 分
	⑦	新木場一丁目公園	新木場駅	1,600m	約 20 分
	⑧	新木場公園	新木場駅	600m	約 8 分
	⑨	辰巳の森緑道公園	新木場駅	700m	約 9 分



2) 地形等の状況

地形の状況は、「9.1 生物の生育・生息基盤 9.1.1 現況調査 (4)調査結果 2)地形・地質の状況」(p. 29 参照)に示したとおりである。計画地及びその周辺は沖積平野に位置し、埋め立てによる人工地形となっている。

3) 土地利用の状況

土地利用の状況は、「9.1 生物の生育・生息基盤 9.1.1 現況調査 (4)調査結果 7)土地利用の状況」(p. 39 参照)に示したとおりである。計画地の土地利用は公園・運動場等となっている。また、計画地周辺の土地利用は、夢の島公園の東側は工場地帯であり、夢の島大橋の北側及び一般国道 357 号(湾岸道路)の南側は供給処理施設、倉庫・運輸関係施設、事務所建築物や教育文化施設等の混合用途の市街地となっている。

4) 法令等による基準等

自然との触れ合い活動の場に関する法令等による基準等は、表 9.4-6 に示すとおりである。

表 9.4-6 自然との触れ合い活動の場に関する法令等

法令・条例等	責務等
都市緑地法 (昭和 48 年法律第 72 号)	(目的) 第一条 この法律は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まつて、良好な都市環境の形成を図り、もつて健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。 (国及び地方公共団体の任務等) 第二条 国及び地方公共団体は、都市における緑地が住民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、都市における緑地の適正な保全と緑化の推進に関する措置を講じなければならない。 (緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画) 第四条 市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めることができる。
都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号)	(目的) 第一条 この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。 (国、地方公共団体及び住民の責務) 第三条 国及び地方公共団体は、都市の整備、開発その他都市計画の適切な遂行に努めなければならない。

5) 東京都等の計画等の状況

自然との触れ合い活動の場に関する東京都等の計画等は、表 9.4-7 に示すとおりである。

表 9.4-7 自然との触れ合い活動の場に関する計画等

関係計画等	目標・施策等
夢の島公園マネジメントプラン (平成 27 年 5 月東京都建設局)	「夢の島公園マネジメントプラン」は、今後新たな 10 年間を見据えた公園づくりに必要な目標を設定し、当該目標を実現するための計画・整備・管理に係る基本的な取組方針を定めている。 目標 1：東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて準備する都立公園 目標 2：日本の熱帯植物を後世に引継ぎ世界に発信する都立公園 目標 3：民間活力の導入による新たな魅力を持った都立公園 目標 4：地震災害時への対応のため、防災機能を強化・充実した都立公園 目標 5：スポーツによる健康づくりの場となる都立公園
江東区都市計画マスタープラン (平成 23 年 3 月江東区)	(南部地区のまちづくりの目標) ～水とみどり豊かな環境が共生した複合市街地の形成～ ・湾岸道路より北側では、水辺の眺望景観を生かした、うるおいのある居住環境の形成とともに、学校等の公共公益施設等の適切な配置、生活の豊かさ向上に寄与する文化・レクリエーション等の機能を整備します ・湾岸道路より南側では、国際コンベンション機能の充実やファッション、商業、業務機能、宿泊機能の誘導により活気とにぎわいのある拠点形成を図ります。

9.4.2 予測

(1) 予測事項

予測事項は以下に示すとおりとした。

- 1) 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度
- 2) 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度
- 3) 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、2020年東京大会の実施に伴う建設工事等において、自然との触れ合い活動の場及び自然との触れ合い活動に変化が生じるとと思われる時点とし、大会開催前、大会開催中、大会開催後のそれぞれ代表的な時点又は期間のうち、大会開催前とした。

(3) 予測地域

予測地域は、計画地及びその周辺とした。

(4) 予測手法

予測手法は、自然との触れ合い活動の場の位置、区域及び分布状況並びに活動内容と2020年東京大会大会計画とを比較（重ね合わせなど）する方法によった。

(5) 予測結果

1) 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度

計画地内は夢の島公園内の円形広場であり、見晴らしの良い芝地が広がり、広場遊戯や散策、休息等の自然との触れ合い活動の場となっている。また、計画地内は遊歩道「臨海散策コース」の経路の一部に位置付けられている。事業の実施により、計画地内の現況の利用形態による自然との触れ合い活動の場と、遊歩道「臨海散策コース」の一部が改変されるが、フィールドには約17,000m²の張芝を行う計画であり、新たな場として活用される。計画地周辺の夢の島公園内では、散策、休息、広場遊戯等、計画地内の円形広場周辺と同様の利用が見られており、これらの自然との触れ合い活動の場は、事業による改変は生じない。また、「7.アーチェリー会場（夢の島公園）の計画の目的及び内容 7.2 内容 7.2.6 供用の計画」（p.15 参照）に示したとおり、大会後にはアーチェリーを中心に様々なスポーツの機会を提供し、広く一般に供用する計画であることから、新たな自然との触れ合い活動の場として活用されると予測する。

2) 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度

事業の実施により、建設機械の稼働に伴う大気汚染、騒音・振動、工事用車両の走行に伴う影響が考えられるが、排出ガス対策型建設機械及び低騒音型建設機械の採用、低公害型の工事用車両の極力採用、不要なアイドリングの防止等のミティゲーションを実施することにより、その影響を低減する。

計画地周辺の夢の島公園内では、散策、休息のほか、家族づれでボール遊び等の広場遊戯が見られた。また、夢の島公園内は夢の島熱帯植物館や第五福竜丸展示館を訪れる利用者の利用経路となっている。これらの計画地周辺の自然との触れ合い活動の場を直接改変することはない。このため、建設機械の稼働及び工事用車両の走行におけるミティゲーションの実施により、周辺地域における自然との触れ合い活動は継続されると予測する。

3) 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

事業の実施に伴う工事用車両の走行については、計画地周辺の自然との触れ合い活動の場への利用経路が、いずれも近接する駅等から歩道や歩道橋によって歩車分離が確保されていることから、工事用車両の走行による影響は小さいと予測する。

また、夢の島公園内は夢の島熱帯植物館や第五福竜丸展示館を訪れる利用者の利用経路として利用されていることから、夢の島公園内の園路等を占用する工事を行う場合には、代替路を設定するとともに、交通整理員の配置等を計画し、夢の島熱帯植物館等夢の島公園内の施設へのアクセス経路を確保する予定である。

9.4.3 ミティゲーション

(1) 予測に反映した措置

- ・フィールドには約 17,000m²の張芝を行う計画としている。
- ・排出ガス対策型建設機械及び低騒音型建設機械の採用により、大気質の影響の低減に努める。
- ・低公害型の工事用車両を極力採用し、不要なアイドリングの防止を徹底する計画である。
- ・計画地からの工事用車両の出入りに際しては交通整理員を配置し、交通渋滞とそれに伴う大気汚染、騒音・振動の低減に努める。
- ・夢の島公園内の園路等を占用する工事を行う場合には、代替路を設定するとともに、交通整理員の配置等を計画し、夢の島熱帯植物館等夢の島公園内の施設へのアクセス経路を確保する。

(2) 予測に反映しなかった措置

- ・資材の搬出入に際しては、走行ルートを検討、安全走行等により、騒音及び振動の低減に努める計画である。

9.4.4 評価

(1) 評価の指標

評価の指標は、自然との触れ合い活動の場及び人と自然との触れ合い活動の現況とした。

(2) 評価の結果

1) 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度

事業の実施により、計画地内の自然との触れ合い活動の場と遊歩道の一部は改変されるが、周辺の自然との触れ合い活動の場の改変は生じない。また、フィールドには約 17,000m²の張芝を行う計画であり、新たな触れ合い活動の場が創出される。

また、大会後にはアーチェリーを中心に様々なスポーツの機会を提供し、新たな自然との触れ合い活動の場として活用され则认为。

以上より、周辺の自然との触れ合い活動の場の現状は維持され、かつ、計画地内に新たな自然との触れ合い活動の場が創出されることから、地域の自然との触れ合い活動の場は充実し、評価の指標は満足するものとする。

2) 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度

事業の実施における建設機械の稼働、工事用車両の走行により、計画地周辺における自然との触れ合い活動が阻害されるおそれがあるが、排出ガス対策型建設機械及び低騒音型建設機械の採用、低公害型の工事用車両を極力採用、不要なアイドリングの防止等のミティゲーションを実施すること

により、その影響を低減する。

以上より、周辺地域における自然との触れ合い活動の現況は維持され、評価の指標を満足するものとする。

3) 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

事業の実施における工事用車両の走行については、近接する自然との触れ合い活動の場への利用経路が駅等から歩道や歩道橋によって歩車分離が確保されており、一般歩行者の通行は現状と変化しない。また、夢の島公園内の園路等を占用する工事を行う場合には、代替路を設定するとともに、交通整理員の配置等を計画し、夢の島熱帯植物館等夢の島公園内の施設へのアクセス経路を確保する計画としており、利用経路に与える影響は小さいと考える。

以上より、周辺の自然との触れ合い活動の場までの利用経路は維持され、評価の指標を満足するものとする。

9.5 廃棄物

9.5.1 現況調査

(1) 調査事項及びその選択理由

調査事項及びその選択理由は、表 9.5-1 に示すとおりである。

表 9.5-1 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①工事等に伴う廃棄物の状況 ②再利用・再資源化の状況 ③法令等の目的、方針、基準等 ④東京都等の計画等の状況	事業の実施に伴い廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等の影響が考えられることから、左記の事項に係る調査が必要である。

(2) 調査地域

調査地域は、特に設定しない。

(3) 調査方法

1) 工事等に伴う廃棄物の状況

調査は、国土交通省等の既存資料の整理によった。

2) 再利用・再資源化の状況

調査は、国土交通省等の既存資料の整理によった。

3) 法令等の目的、方針、基準等

調査は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 100 号）等の法令等の整理によった。

4) 東京都等の計画等の状況

調査は、「東京都廃棄物処理計画」（平成 23 年 6 月 東京都）、「東京都リサイクル推進計画」（平成 20 年 4 月 東京都）等の計画等の整理によった。

(4) 調査結果

1) 工事等に伴う廃棄物の状況

東京における建設工事から発生した建設廃棄物の状況は、表 9.5-2 及び図 9.5-1 に示すとおりである。

平成 24 年度における建設廃棄物の発生量は、総量で 7,719.4 千 t であり、品目別ではコンクリート塊が最も多く、次いでアスファルト・コンクリート塊、建設汚泥が多くなっている。

表 9.5-2 東京都の建設廃棄物の発生状況（平成 24 年度）

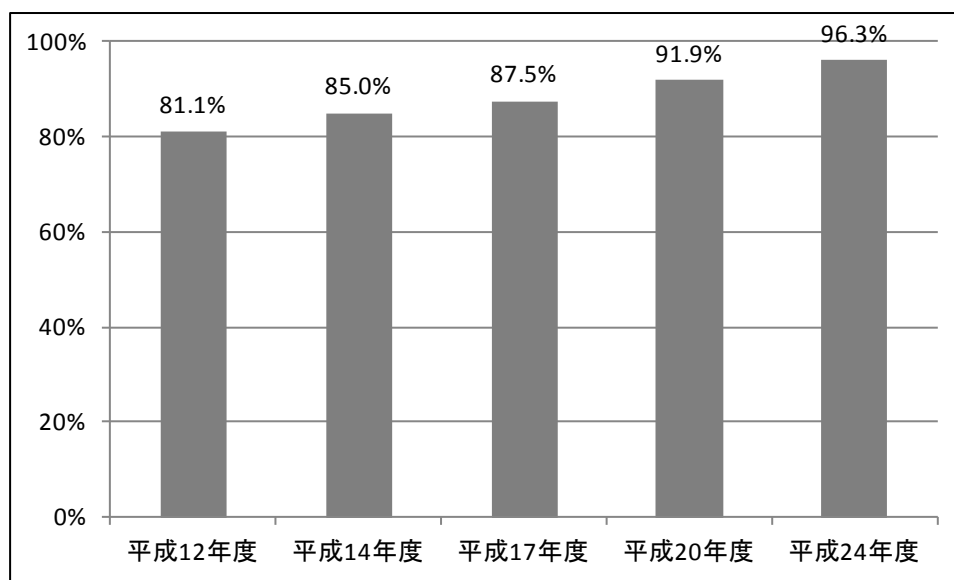
単位：千 t

品目	建設工事全体							都関連工事	
	発生量	現場内 利用量	現場内 減量化量	搬出量			再資源化等率		
				再資源化等量		最終処分量			
				再資源化量	減量化量				
コンクリート塊	2,988.2	18.5	0.0	2,953.4	0.0	16.3	99.5%	99.2%	
アスファルト・コンクリート塊	2,102.3	6.0	0.0	2,092.8	0.0	3.5	99.8%	99.8%	
建設発生木材	353.0	5.8	0.0	324.6	5.9	16.7	95.2%	95.3%	
建設汚泥	1,608.2	1.8	0.5	1,173.8	284.8	147.3	90.8%	87.2%	
建設混合廃棄物	410.0	0.0	0.0	311.8	4.8	93.4	77.2%	69.8%	
その他	257.7	0.0	44.2	193.9	11.3	8.3	96.1%	99.1%	
合計	7,719.4	32.1	44.7	7,050.2	306.8	285.5	96.3%	97.4%	

注 1) 建設発生木材には、伐木材・除根材等を含む。

2) 再資源化等率は、右記の式にて算出。 再資源化等率＝再資源化等量÷搬出量

出典：「平成 24 年度建設副産物実態調査結果」（国土交通省総合政策局）



注 1) 建設発生土を除く。

2) 平成 12 年度及び平成 14 年度は、（再利用量+中間処理減量）／（再利用量+中間処理減量+最終処分量）の集計結果、平成 17 年度、平成 20 年度及び平成 24 年度は、（再資源化量+減量化量）／（搬出量）の集計結果を示す。

出典：「建設副産物実態調査結果」（国土交通省総合政策局）

図 9.5-1 東京都における建設廃棄物（建設工事全体）の再資源化等率の推移

2) 再利用・再資源化の状況

工事等に伴う廃棄物の再資源化等率は、表 9.5-2 に示したとおりであり、建設廃棄物はその大部分が再資源化されており、現場内利用や減量化の割合は小さくなっている。現場内利用や減量化も含めた平成 24 年度における再資源化等率は、東京都平均で 95%を超えており、最もリサイクル率の低い建設混合廃棄物で 77%、コンクリート塊やアスファルト・コンクリート塊ではほぼ 100%のリサイクル率となっている。

また、図 9.5-1 に示すとおり再資源化等率の推移をみると、経年的に増加している。

3) 法令等の目的、方針、基準等

廃棄物に関する法令等については、表 9.5-3(1)～(3)に示すとおりである。

表 9.5-3(1) 廃棄物に関する法令等

法令・条例等	責務等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号)	(目的) 第一条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。 (事業者の責務) 第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。 3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。
資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成 3 年法律第 48 号)	(目的) 第一条 この法律は、主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国において、近年の国民経済の発展に伴い、資源が大量に使用されていることにより、使用済物品等及び副産物が大量に発生し、その相当部分が廃棄されており、かつ、再生資源及び再生部品の相当部分が利用されずに廃棄されている状況にかんがみ、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用の促進に関する所要の措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。 (事業者等の責務) 第四条 工場若しくは事業場(建設工事に係るものを含む。以下同じ。)において事業を行う者及び物品の販売の事業を行う者(以下「事業者」という。)又は建設工事の発注者は、その事業又はその建設工事の発注を行うに際して原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源及び再生部品を利用するよう努めなければならない。 2 事業者又は建設工事の発注者は、その事業に係る製品が長期間使用されることを促進するよう努めるとともに、その事業に係る製品が一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された後その全部若しくは一部を再生資源若しくは再生部品として利用することを促進し、又はその事業若しくはその建設工事に係る副産物の全部若しくは一部を再生資源として利用することを促進するよう努めなければならない。

表 9.5-3(2) 廃棄物に関する法令等

法令・条例等	責務等
循環型社会形成推進基本法 (平成 12 年法律第 110 号)	(目的) 第一条 この法律は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の基本理念にのっとり、循環型社会の形成について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。 (事業者の責務) 第十一条 事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに際しては、原材料等がその事業活動において廃棄物等となることを抑制するために必要な措置を講ずるとともに、原材料等がその事業活動において循環資源となった場合には、これについて自ら適正に循環的な利用を行い、若しくはこれについて適正に循環的な利用が行われるために必要な措置を講じ、又は循環的な利用が行われない循環資源について自らの責任において適正に処分する責務を有する。 2 製品、容器等の製造、販売等を行う事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに際しては、当該製品、容器等の耐久性の向上及び修理の実施体制の充実その他の当該製品、容器等が廃棄物等となることを抑制するために必要な措置を講ずるとともに、当該製品、容器等の設計の工夫及び材質又は成分の表示その他の当該製品、容器等が循環資源となったものについて適正に循環的な利用が行われることを促進し、及びその適正な処分が困難とならないようにするために必要な措置を講ずる責務を有する。 3 前項に定めるもののほか、製品、容器等であって、これが循環資源となった場合におけるその循環的な利用を適正かつ円滑に行うためには国、地方公共団体、事業者及び国民がそれぞれ適切に役割を分担することが必要であるとともに、当該製品、容器等に係る設計及び原材料の選択、当該製品、容器等が循環資源となったものの収集等の観点からその事業者の果たすべき役割が循環型社会の形成を推進する上で重要であると認められるものについては、当該製品、容器等の製造、販売等を行う事業者は、基本原則にのっとり、当該分担すべき役割として、自ら、当該製品、容器等が循環資源となったものを引き取り、若しくは引き渡し、又はこれについて適正に循環的な利用を行う責務を有する。 4 循環資源であって、その循環的な利用を行うことが技術的及び経済的に可能であり、かつ、その循環的な利用が促進されることが循環型社会の形成を推進する上で重要であると認められるものについては、当該循環資源の循環的な利用を行うことができる事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに際しては、これについて適正に循環的な利用を行う責務を有する。 5 前各項に定めるもののほか、事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動に際しては、再生品を使用すること等により循環型社会の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力する責務を有する。

表 9.5-3(3) 廃棄物に関する法令等

法令・条例等	責務等
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法) (平成 12 年法律第 104 号)	(目的) 第一条 この法律は、特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。 (建設業を営む者の責務) 第五条 建設業を営む者は、建築物等の設計及びこれに用いる建設資材の選択、建設工事の施工方法等を工夫することにより、建設資材廃棄物の発生を抑制するとともに、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を低減するよう努めなければならない。 2 建設業を営む者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材(建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を使用した建設資材を含む。次条及び第四十一条において同じ。)を使用するよう努めなければならない。 (発注者の責務) 第六条 発注者は、その注文する建設工事について、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材の使用等により、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に努めなければならない。
東京都廃棄物条例 (平成 4 年東京都 条例第 140 号)	(目的) 第一条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物の適正な処理が行われるように必要な措置を講ずることによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用される都市の形成を図り、もって都民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。 (事業者の基本的責務) 第八条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物を減量しなければならない。 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物(以下「事業系廃棄物」という。)を自らの責任において適正に処理しなければならない。 3 事業者は、従業者の教育訓練の実施体制その他の必要な管理体制の整備に努め、前二項の責務の達成に向けて継続的かつ計画的な取組を行わなければならない。 4 事業者は、事業系廃棄物の減量及び適正な処理を確保するために講じている取組の内容を積極的に公表し、自らが排出する廃棄物の処理に対する信頼性の向上に努めなければならない。 5 廃棄物の処理を受託する事業者は、受託した廃棄物の処理の透明性を確保するため、その処理の状況の公表その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 6 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し都の施策に協力しなければならない。 (事業系廃棄物の減量等) 第十条 事業者は、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等再利用を促進するために必要な措置を講ずる等により、その事業系廃棄物を減量しなければならない。 2 事業者は、その事業系廃棄物の処理に当たっては、再生、破碎、圧縮、焼却、油水分離、脱水等の処理を行うことにより、その減量を図らなければならない。 3 事業者は、事業系廃棄物の適正な処理について、自ら又は共同して技術開発を図らなければならない。

4) 東京都等の計画等の状況

廃棄物に関する東京都等の計画等については、表 9.5-4(1)～(2)に示すとおりである。

表 9.5-4(1) 廃棄物に関する計画等

関係計画等	目標・施策等																																	
建設リサイクル 推進計画 2014 (平成 26 年 9 月 国土交通省)	(計画の目標) <table><tr><th colspan="2">対象品目</th><th>平成 24 年度 (実績)</th><th>平成 30 年度 目標</th></tr><tr><td rowspan="2">アスファルト・コンクリート塊 コンクリート塊</td><td>再資源化率</td><td>99.5%</td><td>99%以上</td></tr><tr><td></td><td>99.3%</td><td>99%以上</td></tr><tr><td rowspan="2">建設発生木材 建設汚泥</td><td>再資源化・縮減率</td><td>94.4%</td><td>95%以上</td></tr><tr><td></td><td>85.0%</td><td>90%以上</td></tr><tr><td rowspan="2">建設混合廃棄物</td><td>排出率</td><td>3.9%</td><td>3.5%以下</td></tr><tr><td>再資源化・縮減率</td><td>58.2%</td><td>60%以上</td></tr><tr><td>建設廃棄物全体</td><td>再資源化・縮減率</td><td>96.0%</td><td>96%以上</td></tr><tr><td>建設発生土</td><td>建設発生土有効利用率</td><td>—</td><td>80%以上</td></tr></table> 注) 目標値の定義は次のとおり。 <再資源化率> ・建設廃棄物として排出された量に対する再資源化された量と工事間利用された量の合計の割合 <再資源化・縮減率> ・建設廃棄物として排出された量に対する再資源化及び縮減された量と工事間利用された量の合計の割合 <建設混合廃棄物排出率> ・全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合 <建設発生土有効利用率> ・建設発生土発生量に対する現場内利用およびこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用量の合計の割合	対象品目		平成 24 年度 (実績)	平成 30 年度 目標	アスファルト・コンクリート塊 コンクリート塊	再資源化率	99.5%	99%以上		99.3%	99%以上	建設発生木材 建設汚泥	再資源化・縮減率	94.4%	95%以上		85.0%	90%以上	建設混合廃棄物	排出率	3.9%	3.5%以下	再資源化・縮減率	58.2%	60%以上	建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	96.0%	96%以上	建設発生土	建設発生土有効利用率	—	80%以上
対象品目		平成 24 年度 (実績)	平成 30 年度 目標																															
アスファルト・コンクリート塊 コンクリート塊	再資源化率	99.5%	99%以上																															
		99.3%	99%以上																															
建設発生木材 建設汚泥	再資源化・縮減率	94.4%	95%以上																															
		85.0%	90%以上																															
建設混合廃棄物	排出率	3.9%	3.5%以下																															
	再資源化・縮減率	58.2%	60%以上																															
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	96.0%	96%以上																															
建設発生土	建設発生土有効利用率	—	80%以上																															
東京都廃棄物処理 計画 (平成 23 年 6 月 東京都)	「東京都環境基本計画」に基づき、都の廃棄物行政の基本的な方向性を示すものであり、計画期間を平成 23～27 年度の 5 年間として策定している。また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき策定する法定計画であり、東京から循環型社会を実現していくために必要な施策を定めている。 計画目標は、平成 27 年度の最終処分量を平成 19 年度比 30%減とし、以下の 3 つの主要施策を挙げている。 ・ 3 R 施策の促進 ・ 適正処理の促進 ・ 静脈ビジネス発展の促進																																	
東京都「持続可能な 資源利用」に向けた 取組方針 (平成 27 年 3 月 東京都)	○本指針の位置づけ ・「東京都長期ビジョン」で明らかにした「持続可能な循環型都市の構築」を実現していくため、都のこれからの資源循環施策に関する基本的考え方や方向性を明確化するとともに推進に向けた取組を示したものである。 ・基本的考え方や今後の施策の方向性の明確化により、持続可能な資源利用に関する企業等の先駆的行動と議論を促進していく。また、企業、都民、NGO、区市町村、関係団体や専門家等の意見を踏まえて更なる対策を検討し、新たな東京都廃棄物処理計画の策定等に反映していく。 ○東京都が目指す姿 東京は、2020 年オリンピック・パラリンピックとその後を見据え、「東京の持続的発展を確保するため、世界一の都市・東京にふさわしい資源循環を実現」 ○3 つの柱 ・資源ロスの削減の促進 ・エコマテリアルの利用の促進 ・廃棄物の循環利用の更なる促進 ○具体的な取組 ・先進企業等と共同した「持続可能な資源利用」に向けたモデル事業の実施 ・事業系廃棄物のリサイクルルールづくり ・廃家電等の不適正処理・違法輸出の防止 ・都民・NGO 等との連携 ・区市町村との連携 ・世界の大都市等との連携																																	

表 9.5-4(2) 廃棄物に関する計画等

関係計画等	目標・施策等																																																				
東京都建設リサイクル推進計画 (平成 20 年 4 月 東京都)	本計画は、公共・民間の区別なく、都内で行われる様々な行為の一連の過程において、建設資源の循環利用等を促進することを対象にしている。本計画を定める施策を着実に実施し、都内における建設資源循環を促進していくため、関係者全員が目指すべき統一した目標を設定している。 (目標値) (上段：全体の目標値、下段：都関連工事の目標値) <table><tr><th>対 象 品 目</th><th>平成 22 年度 (規定値)</th><th>平成 27 年度</th></tr><tr><td rowspan="2">建設廃棄物</td><td>94% (92%)</td><td>95%</td></tr><tr><td>97% (96%)</td><td>98%</td></tr><tr><td rowspan="2">アスファルト・コンクリート塊</td><td>99%以上 (99%)</td><td>99%以上</td></tr><tr><td>99%以上 (99%)</td><td>99%以上</td></tr><tr><td rowspan="2">コンクリート塊</td><td>99%以上 (99%)</td><td>99%以上</td></tr><tr><td>99%以上 (99%)</td><td>99%以上</td></tr><tr><td rowspan="2">建設発生木材</td><td>95% (94%)</td><td>97%</td></tr><tr><td>99%以上 (96%)</td><td>99%以上</td></tr><tr><td rowspan="2">建設泥土</td><td>85% (83%)</td><td>90%</td></tr><tr><td>90% (86%)</td><td>95%</td></tr><tr><td>建設混合廃棄物</td><td>平成 17 年度排出量に 対して 25%削減</td><td>平成 17 年度排出量に 対して 50%削減</td></tr><tr><td rowspan="2">建設発生土</td><td>90% (84%)</td><td>92%</td></tr><tr><td>95% (90%)</td><td>99%以上</td></tr></table> 注 1) ()内は、平成 17 年度の実績値 注 2) 建設発生木材は、実績値・目標値ともに焼却施設での縮減を含む。 (目標値の定義) <table><tr><th>対 象 品 目</th><th>計 算 式</th></tr><tr><td colspan="2">再資源化率</td></tr><tr><td>a) アスファルト・コンクリート塊 b) コンクリート塊</td><td>(再使用量＋再生利用量) / 発生量</td></tr><tr><td colspan="2">再資源化・縮減率</td></tr><tr><td>c) 建設発生木材</td><td>(再使用量＋再生利用量＋熱回収量＋焼却による減量化量) / 発生量</td></tr><tr><td>d) 建設泥土</td><td>(再使用量＋再生利用量＋脱水等の減量化量) / 発生量</td></tr><tr><td colspan="2">利用土砂の建設発生土利用率</td></tr><tr><td>e) 建設発生土</td><td>(土砂利用量のうち土質改良を含む建設発生土利用量) / 土砂利用量 ※利用量には現場内利用量を含む。</td></tr></table>	対 象 品 目	平成 22 年度 (規定値)	平成 27 年度	建設廃棄物	94% (92%)	95%	97% (96%)	98%	アスファルト・コンクリート塊	99%以上 (99%)	99%以上	99%以上 (99%)	99%以上	コンクリート塊	99%以上 (99%)	99%以上	99%以上 (99%)	99%以上	建設発生木材	95% (94%)	97%	99%以上 (96%)	99%以上	建設泥土	85% (83%)	90%	90% (86%)	95%	建設混合廃棄物	平成 17 年度排出量に 対して 25%削減	平成 17 年度排出量に 対して 50%削減	建設発生土	90% (84%)	92%	95% (90%)	99%以上	対 象 品 目	計 算 式	再資源化率		a) アスファルト・コンクリート塊 b) コンクリート塊	(再使用量＋再生利用量) / 発生量	再資源化・縮減率		c) 建設発生木材	(再使用量＋再生利用量＋熱回収量＋焼却による減量化量) / 発生量	d) 建設泥土	(再使用量＋再生利用量＋脱水等の減量化量) / 発生量	利用土砂の建設発生土利用率		e) 建設発生土	(土砂利用量のうち土質改良を含む建設発生土利用量) / 土砂利用量 ※利用量には現場内利用量を含む。
対 象 品 目	平成 22 年度 (規定値)	平成 27 年度																																																			
建設廃棄物	94% (92%)	95%																																																			
	97% (96%)	98%																																																			
アスファルト・コンクリート塊	99%以上 (99%)	99%以上																																																			
	99%以上 (99%)	99%以上																																																			
コンクリート塊	99%以上 (99%)	99%以上																																																			
	99%以上 (99%)	99%以上																																																			
建設発生木材	95% (94%)	97%																																																			
	99%以上 (96%)	99%以上																																																			
建設泥土	85% (83%)	90%																																																			
	90% (86%)	95%																																																			
建設混合廃棄物	平成 17 年度排出量に 対して 25%削減	平成 17 年度排出量に 対して 50%削減																																																			
建設発生土	90% (84%)	92%																																																			
	95% (90%)	99%以上																																																			
対 象 品 目	計 算 式																																																				
再資源化率																																																					
a) アスファルト・コンクリート塊 b) コンクリート塊	(再使用量＋再生利用量) / 発生量																																																				
再資源化・縮減率																																																					
c) 建設発生木材	(再使用量＋再生利用量＋熱回収量＋焼却による減量化量) / 発生量																																																				
d) 建設泥土	(再使用量＋再生利用量＋脱水等の減量化量) / 発生量																																																				
利用土砂の建設発生土利用率																																																					
e) 建設発生土	(土砂利用量のうち土質改良を含む建設発生土利用量) / 土砂利用量 ※利用量には現場内利用量を含む。																																																				
東京都建設リサイクルガイドライン (平成 23 年 6 月 東京都)	・「東京都建設リサイクル推進計画」(以下「推進計画」という。)に基づき策定されている。推進計画では、再資源化等に係る目標を達成するため 10 の戦略を掲げており、本ガイドラインは、この戦略を着実に推進するため、各種の施策の実施について必要な事項を定めたもの。 ・対象工事は都・都監理団体・区市町村発注工事 (都関連工事)。 ・取組内容は以下の通り。 <建設資源循環> ①長期使用：建築物や工作物の長期使用。 ②発生抑制：建設工事等の施行に当たり、まず発生抑制を徹底。 ③事前調査及び利用調整等：毎年度、建設副産物の発生予測量等の調査を行い、現場内利用、工事間利用等の促進のため利用調整を行う。各工事ごとにリサイクル計画を作成、リサイクルが不十分な場合は阻害要因を明確にする。 ④分別解体等及び再資源化等：再資源化施設の受入基準等を踏まえ、建設資材廃棄物を種類ごとに分別する。発生した建設資材廃棄物は、できる限り再資源化等を行う。 ⑤情報システムの活用：建設副産物の再資源化等に当たり、建設副産物に係る情報システム等を活用する。 ⑥実態調査及び補足改善：現場内利用、工事間利用、再資源化等の実施状況は、毎年度、実態調査で把握し、効果の大きい施策を継続、不十分な部分を補足改善する。 ⑦再生建設資材等の活用：建設工事等で使用する建設資材には、できる限り建設副産物を再資源化することにより得られた物を活用する。 ・対象となる建設副産物等は以下の通り。 ・社会資本等の整備・更新等にもなう副産物：建設廃棄物、建設発生土、しゅんせつ土等) ・社会資本等の維持管理に伴う副産物：しゅんせつ土、せん定枝葉等 ・都民生活や産業活動等に係る廃棄物処理後の副産物 (一般廃棄物、上水スラッジ、下水汚泥等) ・建設資材として使用を促進する環境物品等 ・熱帯雨林材等、使用を抑制すべき物品等																																																				

9.5.2 予測

(1) 予測事項

予測事項は、廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等とした。

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、2020年東京大会の実施のための建設工事又は改修工事、大会開催での施設運営等で廃棄物の発生が予想される時点とし、大会開催前、大会開催中及び大会開催後においてそれぞれ代表的な時点又は期間のうち、大会開催前とした。

(3) 予測地域

予測地域は、計画地とした。

(4) 予測手法

予測手法は、施行計画等から推定する方法によった。

伐採樹木の発生量の予測は、現時点における施工計画から既存樹木の伐採量を推定する方法によった。

また、廃棄物の再資源化量については、施工計画からその割合を推定する方法によった。

(5) 予測結果

本事業における排出される廃棄物は、伐採樹木である。

計画地内の既存樹木については、約480本が確認された。このうち、約40本を移植し、低木も含めた約440本を伐採する予定である。

伐採木については、中間処理施設へ搬出し、チップ化によるマテリアルリサイクルや、バイオマス燃料・ペレット等へのサーマルリサイクルとしての利用を検討し、再資源化もしくは縮減を基本とする計画であり、再資源化等率は99%以上になると予測する。

9.5.3 ミティゲーション

(1) 予測に反映した措置

- ・計画地内の既存樹木のうち、健全度が良好で樹形の良い高木約 40 本を選定し、移植を行う計画としている。
- ・伐採樹木については、中間処理施設へ搬出し、チップ化によるマテリアルリサイクルや、バイオマス燃料・ペレット等へのサーマルリサイクルとしての利用を検討する。

(2) 予測に反映しなかった措置

- ・工事事務所等で発生する軍手類、乾電池及び蛍光灯等についても、徹底した分別を行い再資源化に努める。
- ・再利用できないものが発生した場合には、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。
- ・資材の搬入、副産物の搬出に当たっては、あらかじめ再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、実施状況は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書にて記録・保存を行う。
- ・産業廃棄物が発生した場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び東京都廃棄物条例に基づき、収集・運搬・処分の許可を得た産業廃棄物処理業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。

9.5.4 評価

(1) 評価の指標

評価の指標は、「東京都建設リサイクル推進計画」における建設発生木材の平成27年度の目標値とした。

(2) 評価の結果

伐採樹木については、チップ化によるマテリアルリサイクルや、バイオマス燃料・ペレット等へのサーマルリサイクルとしての利用を検討する。

以上のことから、評価の指標を満足するものとする。

9.6 エコマテリアル

9.6.1 現況調査

(1) 調査事項及びその選択理由

調査事項及びその選択理由は、表9.6-1に示すとおりである。

表 9.6-1 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①種類及び供給状況 ②工事等に伴うエコマテリアルの状況 ③東京都等の目標、方針、基準等	事業の実施に伴うエコマテリアルの利用への取組み・貢献の影響が考えられることから、左記の事項に係る調査が必要である。

(2) 調査地域

調査地域は、特に設定しない。

(3) 調査方法

1) 種類及び供給状況

調査は、事業計画、既存資料の整理によった。

2) 工事等に伴うエコマテリアルの状況

調査は、既存資料の整理によった。

3) 東京都等の目標、方針、基準等

調査は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）（以下「グリーン購入法」という。）、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 27 年 2 月 3 日変更閣議決定）、「平成 27 年度東京都環境物品等調達方針（公共工事）」（平成 27 年 4 月 東京都）の目標、方針、基準等の整理によった。

(4) 調査結果

1) 種類及び供給状況

ア. エコマテリアルの種類

国の公共工事における特定調達品目の「資材」は、表9.6-2に示すとおりである。

表 9.6-2 国が公共工事の中で設定する特定調達品目（資材）

品目分類	品目名
盛土材等	建設汚泥から再生した処理土
	土工用水砕スラグ
	銅スラグを用いたケーソン中詰め材
	フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材
地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ
コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材
	フェロニッケルスラグ骨材
	銅スラグ骨材
	電気炉酸化スラグ骨材
アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物
	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物
	中温化アスファルト混合物
路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材
	再生骨材等
小径丸太材	間伐材
混合セメント	高炉セメント
	フライアッシュセメント
セメント	エコセメント
コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート
鉄鋼スラグ水和固化体	鉄鋼スラグブロック
吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート
塗料	下塗用塗料（重防食）
	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料
	高日射反射率塗料
防水	高日射反射率防水
舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）
	再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）
園芸資材	バークたい肥
	下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）
道路照明	環境配慮型道路照明
中央分離帯ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック
タイル	陶磁器質タイル
建具	断熱サッシ・ドア
製材等	製材
	集成材
	合板
	単板積層材
フローリング	フローリング
再生木質ボード	パーティクルボード
	繊維板
	木質系セメント板
ビニル系床材	ビニル系床材
断熱材	断熱材
照明機器	照明制御システム
変圧器	変圧器
空調用機器	吸収冷温水機
	氷蓄熱式空調機器
	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機
	送風機
	ポンプ
配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管
衛生器具	自動水栓
	自動洗浄装置及びその組み込み小便器
	洋風便器
コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠
	合板型枠

出典：「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 27 年 2 月 3 日変更閣議決定）

東京都では、公共工事にあたって「平成27年度東京都環境物品等調達方針（公共工事）」により、環境物品等を最大限に活用することとしている。

特に、「東京都建設リサイクル推進計画」及び同ガイドラインにおいて、都が政策として、各種の副産物対策や環境負荷の軽減のため建設（実施）する施設や事業等における副産物又は製品を、「特別品目」として指定している。このうち、副産物の有効利用に関するものは、表9.6-3に示すとおりであり、建設発生土、建設泥土等の有効利用を図る副産物等が指定されている。

表 9.6-3 東京都が定める特別品目

分 類	エコマテリアルの種類
建設発生土の有効利用を図るもの	建設発生土、良質土（道路上工事で使用するもの）、普通土（再利用センタースtock土、青梅事業所stock土）、改良土、粒状改良土、流動化処理土、一体の施工システム内処理土、分級処理土、しゅんせつ土、しゅんせつ土改良土
建設泥土の有効利用を図るもの	建設泥土改良土、流動化処理土
建設発生木材の有効利用を図るもの	再生木質ボード類
熱帯雨林材等の使用を抑制するもの	環境配慮型型枠（複合合板型枠等）
コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等の有効利用を図るもの	再生クラッシュラン、再生粒度調整碎石、再生砂、再生加熱アスファルト（混合物、処理混合物）、再生骨材（均し（捨て）コンクリート等（均しコンクリート、捨てコンクリート、裏込めコンクリート等、杭、耐圧版、基礎梁、鋼管充填コンクリート等）及びレディーミクストコンクリート） 再生コンクリート（路盤材、碎石等）、道床碎石
廃棄物処理に伴う副産物の有効利用を図るもの	エコセメント（直接利用、均し（捨て）コンクリート等、レディーミクストコンクリート、コンクリート二次製品） 熔融スラグ（直接利用、コンクリート二次製品、再生加熱アスファルト混合物） スーパーアッシュ（コンクリート二次製品（管渠、人孔、ボックスカルバート、セグメント、基礎くい）、土木材料） アスファルト混合物用汚泥焼却灰を用いた加熱アスファルト混合物（再生・一般） 浄水場発生土（グラウンド舗装材、緑化用土、土ブロック）
都内の森林再生のため多摩産材の有効利用を図るもの	多摩産材（直接利用、道路（林道を含む）施設材料、河川（治山を含む）施設材料、建設材料、仮設材料）
温室効果ガスの削減を図るもの	温室効果ガスの削減に資する資材・建設機械・工法・目的物、高効率空調用機器（熱源機器、熱源以外の空調機器）、発光ダイオードを用いた交通信号機、高効率のランプ等を使用した照明器具（道路照明、道路照明以外）、ノンフロン断熱材
ヒートアイランド対策を図るもの	ヒートアイランド対策に資する資材・建設機械・工法・目的物、高反射率塗料
その他環境負荷の低減に寄与するもの	環境に配慮した公共用照明器具、ハロゲンフリー電線・ケーブル、鉛フリー電線・ケーブル・亀甲金網、低 VOC 塗料、都内産の緑化植物（支給材、請負材）、電炉鋼材などのリサイクル鋼材

出典：「平成 27 年度東京都環境物品等調達方針（公共工事）」（平成 27 年 4 月 東京都）

イ. エコマテリアルの供給状況

公共工事において利用量が多い再生骨材及び混合セメントの供給量は、表9.6-4及び表9.6-5に示すとおりである。

東京都に出荷されている砕石は、平成22年～平成26年で、約8,600千t～約9,500千tであるのに対して、再生骨材は、平成24年で281千tとなっている。

また、東京都におけるセメントの販売高は、平成22年～平成26年で、約3,200千t～約3,500千tであり、各年とも80%以上がポルトランドセメントとなっている。

表 9.6-4 東京都への砕石及び再生骨材の出荷量

年次	砕 石			再生骨材		
	東京都への出荷合計			東京都への出荷合計		
	(千 t)	出荷元		(千 t)	出荷元	
		都内	都外		都内	都外
		(千 t)	(千 t)		(千 t)	(千 t)
平成 22 年	9,489	3,757	5,732	X	X	—
平成 23 年	9,110	3,516	5,594	(43)	X	43
平成 24 年	8,646	3,473	5,173	281	240	41
平成 25 年	8,844	3,657	5,187	(6)	X	6
平成 26 年	8,834	3,615	5,219	(5)	X	5

注 1) 表中の「—」は実績なし、「X」は数字の秘匿を示す。

2) 表中の () 内の数値は、数字の秘匿分を除いた合計値を示す。

出典：「平成 22 年砕石等統計年報」(経済産業省製造産業局住宅産業窯業建材課)

「平成 23 年砕石等統計年報」(経済産業省製造産業局住宅産業窯業建材課)

「平成 24 年砕石等統計年報」(経済産業省製造産業局住宅産業窯業建材課)

「平成 25 年砕石等統計年報」(経済産業省製造産業局住宅産業窯業建材課)

「平成 26 年砕石等統計年報」(経済産業省製造産業局住宅産業窯業建材課)

表 9.6-5 セメントの種類別販売高（東京都）

年次	ポルトランドセメント		混合セメント		その他のセメント		計
	(t)	(%)	(t)	(%)	(t)	(%)	
平成 22 年	2,619,787	82.3	544,835	17.1	18,015	0.6	3,182,637
平成 23 年	2,875,080	85.1	483,527	14.3	19,437	0.6	3,378,044
平成 24 年	2,830,987	83.2	558,706	16.4	14,659	0.4	3,404,352
平成 25 年	2,865,918	82.5	589,602	17.0	18,815	0.5	3,474,335
平成 26 年	2,791,476	85.0	473,951	14.4	18,643	0.6	3,284,070

出典：「2010 年暦年度 都道府県別種類別販売高」(平成 28 年 1 月 5 日参照 (一社)セメント協会ホームページ)
「2011 年暦年度 都道府県別種類別販売高」(平成 28 年 1 月 5 日参照 (一社)セメント協会ホームページ)
「2012 年暦年度 都道府県別種類別販売高」(平成 28 年 1 月 5 日参照 (一社)セメント協会ホームページ)
「2013 年暦年度 都道府県別種類別販売高」(平成 28 年 1 月 5 日参照 (一社)セメント協会ホームページ)
「2014 年暦年度 都道府県別種類別販売高」(平成 28 年 1 月 5 日参照 (一社)セメント協会ホームページ)
<http://www.jcassoc.or.jp/cement/1jpn/jh3.html>

2) 工事等に伴うエコマテリアルの状況

公共工事における資材の特定調達品目の使用実績は、表 9.6-6(1) 及び(2)に示すとおりである。

適用品目の数量割合は、90%以上の品目が多くなっているが、吹付けコンクリート、送風機については、70%を下回る割合となっている。

盛土材等の特定調達品目は、「建設汚泥から再生した処理土」、「土工用水砕スラグ」、「銅スラグを用いたケーソン中詰め材」及び「フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材」であり、適用品目の数量割合は約 90%となっている。

表 9.6-6(1) 特定調達品目実績集計表（公共工事（資材））

品目名		単位	数 量			特定調達物品等 数量割合 ①／③
品目分類	品目名		特定調達物品等 ①	類似品等 ②	合計③ (=①+②)	
盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	m ³	410,551	61,728	555,266	88.9%
	土工用水砕スラグ	m ³	13,786			
	銅スラグを用いたケーソン中詰め材	m ³	43,118			
	フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	m ³	26,084			
地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	m ³	85,323	11,575	96,897	88.1%
アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	t	2,957,961	13,879	3,034,194	99.5%
	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	t	1,147			
	中温化アスファルト混合物	t	61,207			
コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	m ³	6,401	14	14,451	99.9%
	フェロニッケルスラグ骨材	m ³	1,068			
	銅スラグ骨材	m ³	6,818			
	電気炉酸化スラグ骨材	m ³	150			
路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	m ³	47,490	124,205	5,096,336	97.6%
	再生骨材等	m ³	4,924,641			
小径丸太材	間伐材	m ³	52,021			
混合セメント	高炉セメント	t	743,471	30,118	845,198	96.4%
	フライアッシュセメント	t	71,610			
	生コンクリート(高炉)	m ³	5,494,742	57,362	5,646,185	99.0%
	生コンクリート(フライアッシュ)	m ³	94,080			
セメント	エコセメント	個	85,605			
コンクリート及び コンクリート製品	透水性コンクリート	m ³	4,223			
	透水性コンクリート 2 次製品	個	784,829			
鉄鋼スラグ水和固 化体	鉄鋼スラグブロック	kg	15,830,548	47,482	15,878,030	99.7%
吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコン クリート	m ³	47,194	138,960	186,154	25.4%
塗料	下塗用塗料（重防食）	kg	566,580	3,242	569,822	99.4%
	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水 性塗料	m ²	2,012,461	1,559	2,014,020	99.9%
	高日射反射率塗料	m ²	33,965	6,217	40,182	84.5%
防水	高日射反射率防水	m ²	86,659	14,353	101,011	85.8%
舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック （焼成）	m ²	7,848	705	17,210	95.9%
	再生材料を用いた舗装用ブロック類 （プレキャスト無筋コンクリート製品）	m ²	8,657			
園芸資材	バークたい肥	kg	17,897,569	12,565	18,034,125	99.9%
	下水道汚泥を用いた汚泥発酵肥料 （下水汚泥コンポスト）	kg	123,991			
道路照明	環境配慮型道路照明	台	14,046	329	14,375	97.7%
中央分離帯ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブ ロック	個	6,221	1,502	7,723	80.6%
タイル	陶磁器質タイル	m ²	136,254	11,413	147,667	92.3%
建具	断熱サッシ・ドア	工事数	2,701			

注1) 品目名については、平成25年度基本方針に基づく名称としている。

2) 類似品目が共通しているものは、該当する特定調達物品全体の数量割合を算出している。

3) 間伐材、エコセメント、透水性コンクリート、透水性コンクリート二次製品、断熱サッシ・ドア、製材、集成材、合板、単板積層材、フローリング、断熱材、再生材料を使用した型枠の特定調達物品等数量割合は、類似品目の特定が困難なため算出していない。

4) 基本方針に定める品目名「透水性コンクリート」は、透水性コンクリートと透水性コンクリート二次製品に分けて計上している。

5) 「排水・通気用再生硬質塩化ビニル管」の集計にあたっては、特定調達物品等の数量を、m で計上している場合と工事数で計上している場合がある。

6) 太枠内は、本事業で実施する盛土工事に関連して、参考となる実績を示す。

出典：「平成 25 年度国等の機関によるグリーン購入の実績及びその環境負荷低減効果等」

（平成 28 年 1 月 5 日参照 環境省ホームページ）<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>

表 9.6-6(2) 特定調達品目実績集計表 (公共工事 (資材))

品目名		単位	数 量			特定調達物品等 数量割合 ①/③
品目分類	品目名		特定調達物品等 ①	類似品等 ②	合計③ (=①+②)	
製材等	製材	m ³	9,842			
	集成材	m ³	4,816			
	合板	m ²	724,226			
		m ³	1,775			
	単板積層材	m ³	320			
フローリング	フローリング	m ²	212,705	2,193	214,898	99.0%
再生木質ボード	パーティクルボード	m ²	59,179	99	59,278	99.8%
	繊維板	m ²	14,398	266	14,664	98.2%
	木質系セメント板	m ²	26,216	862	27,077	96.8%
ビニル系床材	ビニル系床材	m ²	972,591	22,758	995,349	97.7%
断熱材	断熱材	工事数	36,881			
照明機器	照明制御システム	工事数	1,118	84	1,202	93.0%
変圧器	変圧器	台	1,664	67	1,731	96.1%
空調用機器	吸収冷温水機	台	123	1	124	99.2%
	氷蓄熱式空調機器	台	80	0	80	100.0%
	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	台	1,527	56	1,583	96.5%
	送風機	台	2,455	1,551	4,006	61.3%
	ポンプ	台	1,357	108	1,465	92.6%
配管材	排水・通気用再生硬質塩化ビニル管	m	163,254	64,259	227,514	71.8%
		工事数	228	3	231	98.7%
衛生器具	自動水栓	工事数	1,025	9	1,034	99.1%
	自動洗浄装置及びその組み込み小便器	工事数	672	12	684	98.2%
	洋風便器	工事数	1,180	16	1,196	98.7%
コンクリート用 型枠	再生材料を使用した型枠	工事数	6,783			

注1) 品目名については、平成25年度基本方針に基づく名称としている。

2) 類似品目が共通しているものは、該当する特定調達物品全体の数量割合を算出している。

3) 間伐材、エコセメント、透水性コンクリート、透水性コンクリート二次製品、断熱サッシ・ドア、製材、集成材、合板、単板積層材、フローリング、断熱材、再生材料を使用した型枠の特定調達物品等数量割合は、類似品目の特定が困難なため算出していない。

4) 基本方針に定める品目名「透水性コンクリート」は、透水性コンクリートと透水性コンクリート二次製品に分けて計上している。

5) 「排水・通気用再生硬質塩化ビニル管」の集計にあたっては、特定調達物品等の数量を、m で計上している場合と工事数で計上している場合がある。

出典：「平成 25 年度国等の機関によるグリーン購入の実績及びその環境負荷低減効果等」

(平成 28 年 1 月 5 日参照 環境省ホームページ) <http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>

3) 東京都等の目標、方針、基準等

エコマテリアルに関する東京都等の目標、方針、基準等については、表 9.6-7(1)～(4)に示すとおりである。

また、東京都では平成 14 年 6 月より「建築物環境計画書制度」を導入しており、延床面積 5,000m² を超える新築・増築を行う建築物には、建築主自身が環境配慮の取組みを評価した書類を計画・変更時・完了時に提出することが義務付けられている。この中で、エコマテリアルについての項目と評価基準は、表 9.6-8 に示すとおりであり、再生骨材や混合セメント、リサイクル鋼材等の利用についての評価基準が設定されている。

なお、エコマテリアルに関連する各種リサイクルに係る方針等については、「9.5 廃棄物 9.5.1 現況調査 (4) 調査結果 4) 東京都等の計画等の状況」(p.116～117 参照)に示したとおりである。

表 9.6-7(1) エコマテリアルに関する目標、方針、基準等

関係計画等	目標・施策等
国等による環境物品等の調達推進等に関する法律 (平成 12 年法律第 100 号)	(目的) 第一条 この法律は、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人による環境物品等の調達推進、環境物品等に関する情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定めることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。 (国及び独立行政法人等の責務) 第三条 国及び独立行政法人等は、物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に当たっては、環境物品等への需要の転換を促進するため、予算の適正な使用に留意しつつ、環境物品等を選択するよう努めなければならない。 2 国は、教育活動、広報活動等を通じて、環境物品等への需要の転換を促進する意義に関する事業者及び国民の理解を深めるとともに、国、地方公共団体、事業者及び国民が相互に連携して環境物品等への需要の転換を図る活動を促進するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 (地方公共団体及び地方独立行政法人の責務) 第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じて、環境物品等への需要の転換を図るための措置を講ずるよう努めるものとする。 2 地方独立行政法人は、当該地方独立行政法人の事務及び事業に関し、環境物品等への需要の転換を図るための措置を講ずるよう努めるものとする。 (事業者及び国民の責務) 第五条 事業者及び国民は、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合には、できる限り環境物品等を選択するよう努めるものとする。 (環境物品等の調達の基本方針) 第六条 国は、国及び独立行政法人等における環境物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するため、環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 国及び独立行政法人等による環境物品等の調達の推進に関する基本的方向 二 国及び独立行政法人等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類（以下「特定調達品目」という。）及びその判断の基準並びに当該基準を満たす物品等（以下「特定調達物品等」という。）の調達の推進に関する基本的事項 三 その他環境物品等の調達の推進に関する重要事項 (環境物品等の調達方針) 第七条 各省各庁の長及び独立行政法人等の長（当該独立行政法人等が特殊法人である場合にあっては、その代表者。以下同じ。）は、毎年度、基本方針に即して、物品等の調達に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成しなければならない。 2 前項の方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 特定調達物品等の当該年度における調達の目標 二 特定調達物品等以外の当該年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標 三 その他環境物品等の調達の推進に関する事項 3 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、第一項の方針を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 4 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、第一項の方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うものとする。

表 9.6-7(2) エコマテリアルに関する目標、方針、基準等

関係計画等	目標・施策等										
環境物品等の調達 の推進に関する基 本方針 (平成 27 年 2 月 3 日変更閣議決定)	<環境物品等の調達推進の基本的考え方> ・国等の各機関は、以下の考え方に則り調達を行う。 ①調達に当たっては、環境負荷の低減に資することが要素の一つとなる。 ②地球温暖化、大気汚染、水質汚濁、生物多様性の減少、廃棄物の増大等の多岐にわたる環境負荷項目をできる限り包括的にとらえ、かつライフサイクル全体についての環境負荷の低減を考慮した物品等を選択する。また、地域に特有の環境問題を抱える地域にあっては、当該環境問題に対応する環境負荷項目に重点を置いて、物品等を調達する。 ③調達総量を抑制するよう合理的な使用等に努めるものとし、調達された環境物品等について長期使用や適正使用、分別廃棄などに留意する。 ・特定調達品目について ①各機関は、特定調達品目ごとに、毎年度調達目標を設定する。 ②特定調達品目ごとに数値等の明確な判断基準を設定する。ただし、判断基準のみでなく、ライフサイクル全体で環境負荷低減を図った物品調達に努めることが望ましい。 ③特定調達品目と判断の基準等は、適宜見直し・追加を行う。 ④公共工事については資材等の他に環境負荷の少ない工法等を含む種々の方策が考えられ、ライフサイクル全体にわたった総合的な観点からの検討を進める。 ・特定調達品目の分野及び品目一覧(公共工物品目) <table border="1"> <thead> <tr> <th>分野</th><th>品目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資材</td><td> 建設汚泥から再生した処理土／土工用水砕スラグ 銅スラグを用いたケーソン中詰め材 フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材／地盤改良用製鋼スラグ 高炉スラグ骨材／フェロニッケルスラグ骨材／銅スラグ骨材 電気炉酸化スラグ骨材／再生加熱アスファルト混合物 鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物／中温化アスファルト混合物 鉄鋼スラグ混入路盤材／再生骨材等／間伐材／高炉セメント フライアッシュセメント／エコセメント／透水性コンクリート 鉄鋼スラグブロック／フライアッシュを用いた吹付けコンクリート 下塗用塗料（重防食）／低揮発性有機溶剤型の路面標示水性塗料 高日射反射率塗料／高日射反射率防水 再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成） 再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品） バークたい肥／下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト） 環境配慮型道路照明／再生プラスチック製中央分離帯ブロック 陶磁器質タイル／断熱サッシ・ドア／製材／集成材／合板／単板積層材 フローリング／パーティクルボード／繊維板／木質系セメント板 ビニル系床材／断熱材／照明制御システム／変圧器／吸収冷温水機 氷蓄熱式空調機器／ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機／送風機／ポンプ 排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管／自動水栓 自動洗浄装置及びその組み込み小便器／洋風便器／再生材料を使用した型枠 合板型枠 </td></tr> <tr> <td>建設機械</td><td>排出ガス対策型建設機械／低騒音型建設機械</td></tr> <tr> <td>工法</td><td> 低品質土有効利用工法／建設汚泥再生処理工法／ コンクリート塊再生処理工法／路上表層再生工法／路上再生路盤工法 伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法 泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法 </td></tr> <tr> <td>目的物</td><td>排水性舗装／透水性舗装／屋上緑化</td></tr> </tbody> </table>	分野	品目	資材	建設汚泥から再生した処理土／土工用水砕スラグ 銅スラグを用いたケーソン中詰め材 フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材／地盤改良用製鋼スラグ 高炉スラグ骨材／フェロニッケルスラグ骨材／銅スラグ骨材 電気炉酸化スラグ骨材／再生加熱アスファルト混合物 鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物／中温化アスファルト混合物 鉄鋼スラグ混入路盤材／再生骨材等／間伐材／高炉セメント フライアッシュセメント／エコセメント／透水性コンクリート 鉄鋼スラグブロック／フライアッシュを用いた吹付けコンクリート 下塗用塗料（重防食）／低揮発性有機溶剤型の路面標示水性塗料 高日射反射率塗料／高日射反射率防水 再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成） 再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品） バークたい肥／下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト） 環境配慮型道路照明／再生プラスチック製中央分離帯ブロック 陶磁器質タイル／断熱サッシ・ドア／製材／集成材／合板／単板積層材 フローリング／パーティクルボード／繊維板／木質系セメント板 ビニル系床材／断熱材／照明制御システム／変圧器／吸収冷温水機 氷蓄熱式空調機器／ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機／送風機／ポンプ 排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管／自動水栓 自動洗浄装置及びその組み込み小便器／洋風便器／再生材料を使用した型枠 合板型枠	建設機械	排出ガス対策型建設機械／低騒音型建設機械	工法	低品質土有効利用工法／建設汚泥再生処理工法／ コンクリート塊再生処理工法／路上表層再生工法／路上再生路盤工法 伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法 泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	目的物	排水性舗装／透水性舗装／屋上緑化
分野	品目										
資材	建設汚泥から再生した処理土／土工用水砕スラグ 銅スラグを用いたケーソン中詰め材 フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材／地盤改良用製鋼スラグ 高炉スラグ骨材／フェロニッケルスラグ骨材／銅スラグ骨材 電気炉酸化スラグ骨材／再生加熱アスファルト混合物 鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物／中温化アスファルト混合物 鉄鋼スラグ混入路盤材／再生骨材等／間伐材／高炉セメント フライアッシュセメント／エコセメント／透水性コンクリート 鉄鋼スラグブロック／フライアッシュを用いた吹付けコンクリート 下塗用塗料（重防食）／低揮発性有機溶剤型の路面標示水性塗料 高日射反射率塗料／高日射反射率防水 再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成） 再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品） バークたい肥／下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト） 環境配慮型道路照明／再生プラスチック製中央分離帯ブロック 陶磁器質タイル／断熱サッシ・ドア／製材／集成材／合板／単板積層材 フローリング／パーティクルボード／繊維板／木質系セメント板 ビニル系床材／断熱材／照明制御システム／変圧器／吸収冷温水機 氷蓄熱式空調機器／ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機／送風機／ポンプ 排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管／自動水栓 自動洗浄装置及びその組み込み小便器／洋風便器／再生材料を使用した型枠 合板型枠										
建設機械	排出ガス対策型建設機械／低騒音型建設機械										
工法	低品質土有効利用工法／建設汚泥再生処理工法／ コンクリート塊再生処理工法／路上表層再生工法／路上再生路盤工法 伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法 泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法										
目的物	排水性舗装／透水性舗装／屋上緑化										

表 9.6-7(3) エコマテリアルに関する目標、方針、基準等

関係計画等	目標・施策等									
平成27年度東京都環境物品等調達方針 （公共工事） （平成27年4月 東京都）	< 基本的事項 > (1) 目的 本方針は、公共工事における資材（材料及び機材を含む。以下同じ。）、建設機械、工法、目的物などについて、環境物品等の使用及び環境影響物品等（原材料の調達や製造に環境破壊を伴うもの、使用することにより環境に悪影響を与えるもの、エネルギーや資源を浪費するものなどをいう。以下同じ。）の使用抑制に関し必要な事項を定め、これに基づく環境物品等の使用の推進及び環境影響物品等の使用抑制を行うことにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図り、もって現在及び将来の都民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。 (2) 適用範囲 都が平成27 年度に施工する公共工事のうち、起工額が500万円以上の建設工事等（解体工事のみの場合を除く。）に適用する。都の監理団体が施工するものを含む。都の報告団体が施工する工事についてもできる限り本方針に基づき環境物品等の使用の推進及び環境影響物品等の使用抑制に努めることが望ましいとしている。 また、区市町村が発注する工事については、グリーン購入法第10 条及びガイドラインに基づき、独自の環境物品等の調達方針（公共工事）を作成し公表することが望ましいとしているが、独自の環境物品等の調達方針（公共工事）が未整備の段階においては、本方針を準用して環境物品等の調達を推進するとしている。 (3) 基本的考え方 ・ 建設資源循環への寄与 ・ 廃棄物の減量化及び最終処分場の延命化 ・ 他産業廃棄物の減量化及び最終処分場の延命化 ・ 都内産の資材の活用 ・ 温室効果ガスの削減 ・ 環境影響物品等の使用抑制 ・ 関係法令等の遵守 < 調達方針 > (1) 調達する環境物品等 都等が公共工事において調達する環境物品等は、以下の3品目からとし、重複する場合は①を優先する。 <table><tr><th></th><th>品目</th><th>要件</th></tr><tr><td>①</td><td>特別品目</td><td>都が政策として、副産物対策や環境負荷軽減のため建設（実施）する施設・事業等における副産物又は製品。 1 建設発生土の有効利用を図るもの 2. 建設泥土の有効利用を図るもの 3. 建設発生木材の有効利用を図るもの 4. 熱帯雨林材及び針葉樹材の使用を抑制するもの 5. コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等の有効利用を図るもの 6. 廃棄物処理に伴う副産物の有効利用を図るもの 7. 都内の森林育成のため多摩産材の有効利用を図るもの 8. 温室効果ガスの削減を図るもの 9. ヒートアイランド対策を図るもの 10. その他環境負荷の低減に寄与するもの</td></tr><tr><td>②</td><td>特定調達品目</td><td>国がグリーン購入法に基づき策定する「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」のうち、「公共工事」に分類される資材、建設機械、工法、目的物などの環境物品等と原則として同じもの。ただし、都等で調達することが適当でないものは除き、用語の表現や仕様等の一部は都独自の表現に改める。</td></tr></table>		品目	要件	①	特別品目	都が政策として、副産物対策や環境負荷軽減のため建設（実施）する施設・事業等における副産物又は製品。 1 建設発生土の有効利用を図るもの 2. 建設泥土の有効利用を図るもの 3. 建設発生木材の有効利用を図るもの 4. 熱帯雨林材及び針葉樹材の使用を抑制するもの 5. コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等の有効利用を図るもの 6. 廃棄物処理に伴う副産物の有効利用を図るもの 7. 都内の森林育成のため多摩産材の有効利用を図るもの 8. 温室効果ガスの削減を図るもの 9. ヒートアイランド対策を図るもの 10. その他環境負荷の低減に寄与するもの	②	特定調達品目	国がグリーン購入法に基づき策定する「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」のうち、「公共工事」に分類される資材、建設機械、工法、目的物などの環境物品等と原則として同じもの。ただし、都等で調達することが適当でないものは除き、用語の表現や仕様等の一部は都独自の表現に改める。
	品目	要件								
①	特別品目	都が政策として、副産物対策や環境負荷軽減のため建設（実施）する施設・事業等における副産物又は製品。 1 建設発生土の有効利用を図るもの 2. 建設泥土の有効利用を図るもの 3. 建設発生木材の有効利用を図るもの 4. 熱帯雨林材及び針葉樹材の使用を抑制するもの 5. コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等の有効利用を図るもの 6. 廃棄物処理に伴う副産物の有効利用を図るもの 7. 都内の森林育成のため多摩産材の有効利用を図るもの 8. 温室効果ガスの削減を図るもの 9. ヒートアイランド対策を図るもの 10. その他環境負荷の低減に寄与するもの								
②	特定調達品目	国がグリーン購入法に基づき策定する「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」のうち、「公共工事」に分類される資材、建設機械、工法、目的物などの環境物品等と原則として同じもの。ただし、都等で調達することが適当でないものは除き、用語の表現や仕様等の一部は都独自の表現に改める。								

表 9.6-7(4) エコマテリアルに関する目標、方針、基準等

関係計画等	目標・施策等		
平成27年度東京都環境物品等調達方針 (公共工事) (平成27年4月 東京都) <続き>		品目	要 件
	③	調達推進品目	1. 環境省「グリーン購入法に係る公共工事の特定調達品目候補群」に掲載された資材、建設機械、工法、目的物。 2. 都各局の新材料や新工法に関する取扱要領等により公募・評価のうえ採用された環境物品等。 3. 国土交通省「官庁施設の環境保全性に関する基準」に記載されている環境物品等。 4. 環境省ホームページに掲載されているエコマーク・エコ商品ねっと・エコリーフ環境ラベル・PCグリーンラベル等で認定している環境物品等。 5. 国土交通省「新技術情報提供システム」(NETIS)に登録されている環境物品等。 6. (財) 建材試験センターその他の公的機関の登録制度などの対象となる環境物品等。 7. 他道府県等が運用する環境物品等の登録制度等の対象品目。 8. 建設業団体が団体独自に定める環境物品等及び当該工事の請負者(建設業者)がISO14001等環境管理システムを有し、独自に定める環境物品等。
	注：平成27年度に調達する特別品目は表9. 6-3に示す品目であり、平成27年度に調達する特定調達品目は、表9. 6-8 (2) に示す品目のうち、「中温化アスファルト混合物」「再生プラスチック製中央分離帯ブロック」及び「路上表層再生工法」を除く品目である。		
	(2)環境物品等の調達目標 調達目標は、この基準に基づき最大限に環境物品等の調達を行うことをもって目標とし、今年度以降の調達実績を踏まえて定量的な目標のあり方について検討していくものとする。		
東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針 (平成27年3月 東京都)	「東京都長期ビジョン」で明らかにした「持続可能な循環型都市の構築」を実現していくため、都のこれからの資源循環施策に関する基本的考え方や方向性を明確化するとともに推進に向けた取組を示したものである。 ○東京都が目指す姿 東京は、2020年オリンピック・パラリンピックとその後を見据え、「東京の持続的発展を確保するため、世界一の都市・東京にふさわしい資源循環を実現」 ○3つの柱 ・資源ロスの削減の促進 ・エコマテリアルの利用の促進 ・廃棄物の循環利用の更なる促進 ○具体的な取組 ・先進企業等と共同した「持続可能な資源利用」に向けたモデル事業の実施 ・事業系廃棄物のリサイクルルールづくり ・廃家電等の不適正処理・違法輸出の防止 ・都民・NGO等との連携 ・区市町村との連携 ・世界の大都市等との連携		

表 9.6-8 建築物環境計画書制度のエコマテリアルに関する評価基準

項 目	評価基準
再生骨材等利用 (任意評価項目)	次のいずれかの材料として、再生骨材等を利用していること。 ①捨てコンクリート ②工作物に用いられる現場打ちコンクリート又はコンクリート製品 ③その他これらに準ずるもの
混合セメント等利用	杭、特定建築物の地下部分その他の当該セメントが利用できる部分に、次に掲げるセメントのいずれかを利用していること。 ①高炉セメントB種若しくはC種又はフライアッシュセメントB種若しくはC種 ②廃棄物を焼却した際に発生する灰を主たる原料としたセメント ③その他環境に配慮したセメント
リサイクル鋼材利用	電炉鋼材その他のリサイクル鋼材を鉄筋以外の構造用材料として利用していること。ただし、特定建築物の全部が鉄筋コンクリート造である場合は適用しない。

出典：「東京都建築物環境計画書作成の手引（第3版）」（平成26年7月 東京都環境局）

9.6.2 予測

(1) 予測事項

予測事項は、エコマテリアルの利用への取組み・貢献の程度とした。

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、2020 年東京大会の実施においてエコマテリアルの利用が可能な期間とし、大会開催前、大会開催中及び大会開催後においてそれぞれ代表的な時点又は期間のうち、大会開催前とした。

(3) 予測地域

予測地域は、計画地とした。

(4) 予測手法

予測手法は、施工計画等から推定する方法によった。

(5) 予測結果

建設工事にあたっては、「平成27年度東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等に基づき、盛土材に係る環境物品の調達に配慮し、環境影響物品等は使用しない予定である。

したがって、エコマテリアルの利用が図られると予測する。

9.6.3 ミティゲーション

(1) 予測に反映した措置

- ・盛土材について環境物品を利用するよう努める計画である。
- ・「平成 27 年度東京都環境物品等調達方針」（平成 27 年 4 月 東京都）を踏まえ、建設発生土等の有効利用を積極的に進める。

(2) 予測に反映しなかった措置

- ・今後、開発・実用化される素材についても、積極的に利用を努める計画である。
- ・資材の搬入、副産物の搬出にあたっては、あらかじめ再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、実施状況は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書にて記録・保存を行う。
- ・エコマテリアルの使用状況確認については、フォローアップで確認する。

9.6.4 評価

(1) 評価の指標

評価の指標は、標準的なエコマテリアルの活用水準として、「平成27年度東京都環境物品等調達方針（公共工事）」の水準とした。

(2) 評価の結果

建設工事にあたっては、「平成27年度東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等に基づき、建設発生土等の有効利用や環境影響物品等の使用抑制を図ることから、エコマテリアルの利用が図られると考える。

以上のことから、エコマテリアルの活用が図られ、評価の指標を満足するものとする。

9.7 公共交通へのアクセシビリティ

9.7.1 現況調査

(1) 調査事項及びその選択理由

調査事項及びその選択理由は、表9.7-1に示すとおりである。

表 9.7-1 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①公共交通機関の状況 ②アクセス経路の状況 ③土地利用の状況 ④規制等の状況	事業の実施に伴い会場から公共交通機関までのアクセス性の変化が考えられることから、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

(2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

(3) 調査方法

1) 公共交通機関の状況

調査は、「東京都鉄道路線図」(東京都)、「みんくるガイド」(平成26年4月 東京都交通局)等の既存資料調査によった。

2) アクセス経路の状況

調査は、「道路地図」等の既存資料の整理及び現地踏査によった。

3) 土地利用の状況

調査は、「東京の土地利用 平成23年東京都区部」(平成25年5月 東京都都市整備局)等の既存資料の整理によった。

4) 規制等の状況

調査は、「道路地図」等の既存資料の整理によった。

(4) 調査結果

1) 公共交通機関の状況

ア. 鉄道

計画地周辺の鉄道乗車人員の推移は、表 9.7-2 に示すとおりである。また、計画地周辺駅の位置は、図 9.7-1 に示すとおりであり、新木場駅（JR 京葉線、東京メトロ有楽町線、東京臨海高速鉄道（りんかい線））がある。

利用者数は、平成 25 年度の場合、JR 京葉線が 2,585 万人（日平均では 70,833 人）、東京メトロ有楽町線が 1,869 万人（日平均では 51,216 人）、東京臨海高速鉄道（りんかい線）が 1,106 万人（日平均では 30,312 人）となっている。

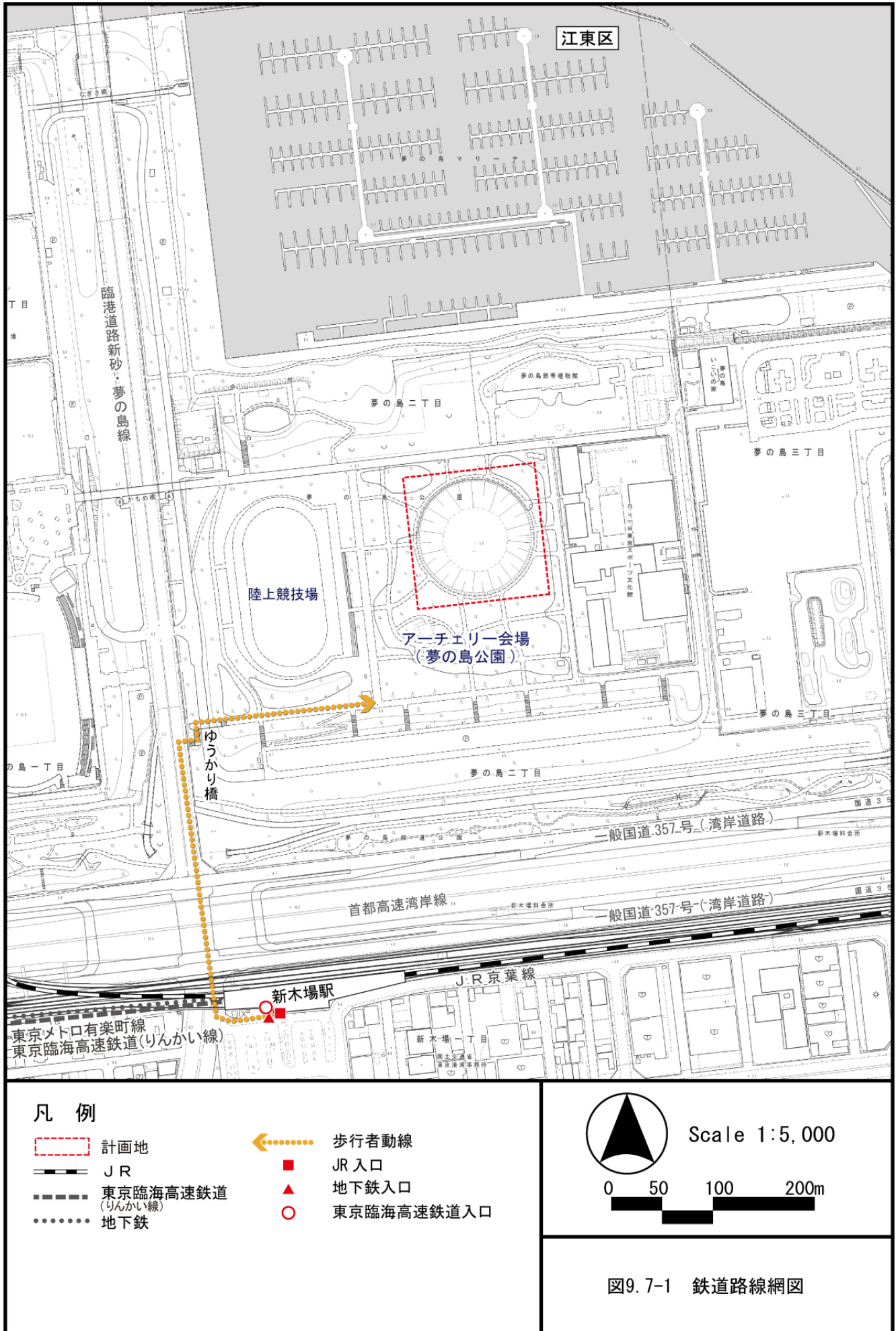
表 9.7-2 鉄道乗車人員の推移

(単位：千人)

項目		乗車人員				
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
JR 京葉線	新木場駅	24,622	24,010	23,602	24,670	25,854
東京メトロ有楽町線	新木場駅	17,660	17,696	17,319	17,902	18,694
東京臨海高速鉄道 りんかい線	新木場駅	9,720	9,650	9,475	10,594	11,064

出典：「東京都統計年鑑」（東京都総務局ホームページ 平成 27 年 11 月 10 日参照）

<http://www.toukei.metro.tokyo.jp/tnenkan/tn-index.htm>



イ. バス路線

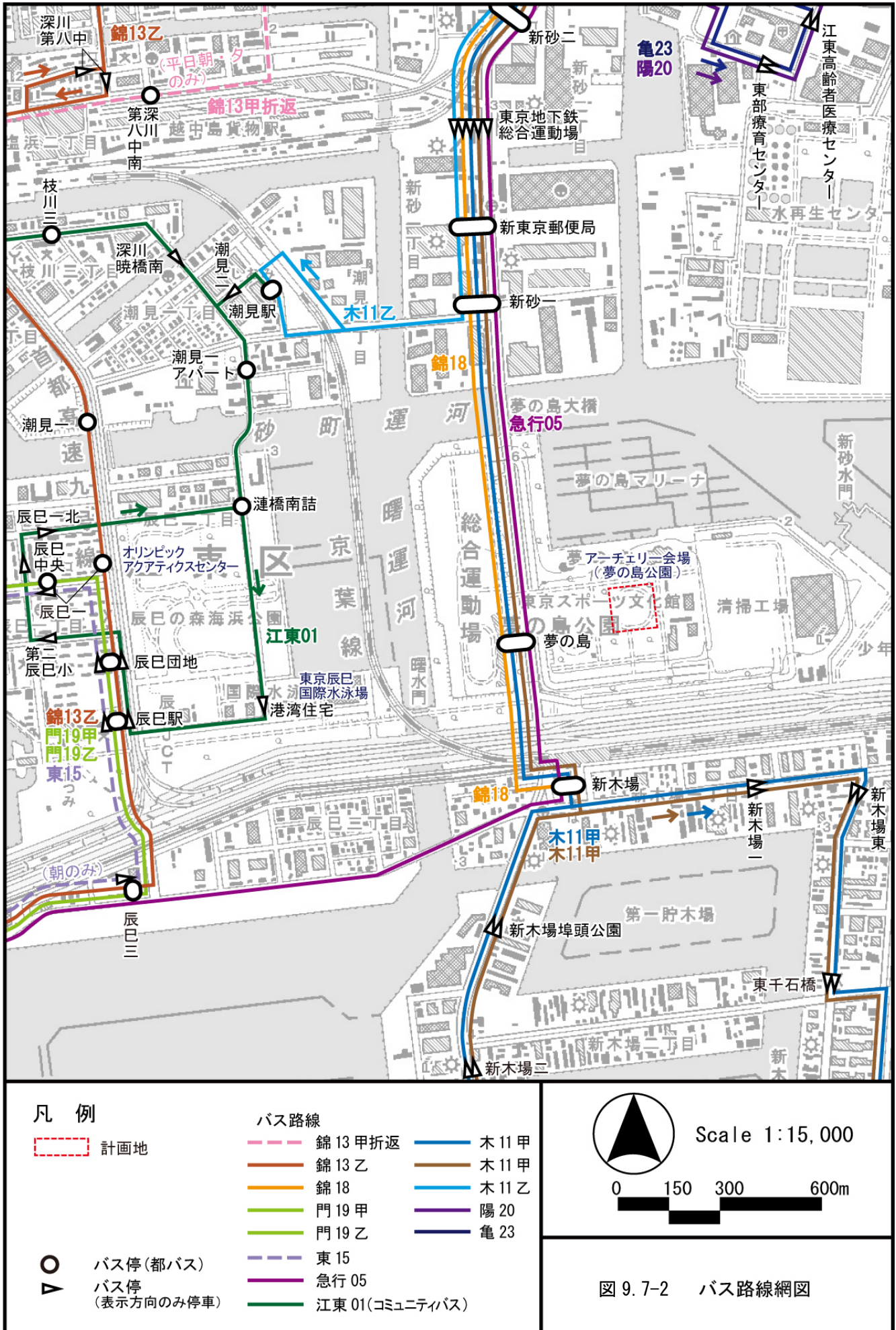
計画地周辺の主なバス路線網は、表 9.7-3 及び図 9.7-2 に示すとおりである。

計画地周辺では、都道を中心に路線バス及びコミュニティバスが整備されており、最寄りのバス停は計画地西側約 210m の夢の島バス停である。

表 9.7-3 計画地周辺のバス路線

区分	系統	起点	主な経由地	終点
都営 バス	錦 13 甲折返	東陽町駅前	枝川二丁目	昭和大学江東豊洲 病院前
	錦 13 乙	錦糸町駅前	東陽三丁目	深川車庫前 晴海埠頭
	錦 18	錦糸町駅前	境川	新木場駅前
	門 19 甲	東京ビッグサイト	豊洲駅前	門前仲町
	門 19 乙	深川車庫前	豊洲駅前	門前仲町
	東 15	深川車庫前	東雲都橋	東京駅八重洲口
	急行 05	錦糸町駅前	新木場駅前	日本科学未来館
	木 11 甲	木場駅前 東陽町駅前	新木場駅前	東陽町駅前 若洲キャンプ場前
	木 11 甲	木場駅前 東陽町駅前	新木場駅前	東陽町駅前 若洲キャンプ場前
	木 11 乙	東陽町駅前	新砂一丁目	潮見駅前
	陽 20	東陽町駅前	江東高齢者医療センター	東大島駅前
	亀 23	亀戸駅前	江東高齢者医療センター（循環）	亀戸駅前
コミュ ニティ バス	江東 01	潮見駅前	辰巳駅 （循環）	潮見駅前

出典：「みんくるガイド」（平成27年4月 東京都交通局）



2) アクセス経路の状況

公共交通機関から計画地までの主なアクセス経路は、表 9.7-4 に示したとおりであり、新木場駅（JR 京葉線、東京臨海高速鉄道（りんかい線）、東京メトロ有楽町線）から、臨港道路新砂・夢の島線を経て、既存のゆうかり橋により計画地へアクセスする経路、夢の島バス停から既存のゆうかり橋またはかもめ橋により計画地へアクセスする経路がある。これらの経路は歩道が整備され、図 9.7-3 に示すとおりマウンドアップやガードレールの安全施設との組合せにより、車道と分離されている。

表 9.7-4 主要なアクセス経路の状況

アクセス経路	道路名	歩道の状況	安全施設の状況	所要時間
新木場駅～計画地	一般国道 357 号 (湾岸道路) 臨港道路新砂・夢の島線	幅員 3～5m 程度の歩道が整備されている	マウンドアップ及びガードレールが設置されている。	約 9 分
夢の島バス停 ～計画地	臨港道路新砂・夢の島線	幅員 3～5m 程度の歩道が整備されている	マウンドアップ及びガードレールが設置されている。	約 4 分

3) 土地利用の状況

土地利用の状況は、「9.1 生物の生育・生息基盤 9.1.1 現況調査 (4) 調査結果 7) 土地利用の状況」(p. 39 参照) に示したとおりである。

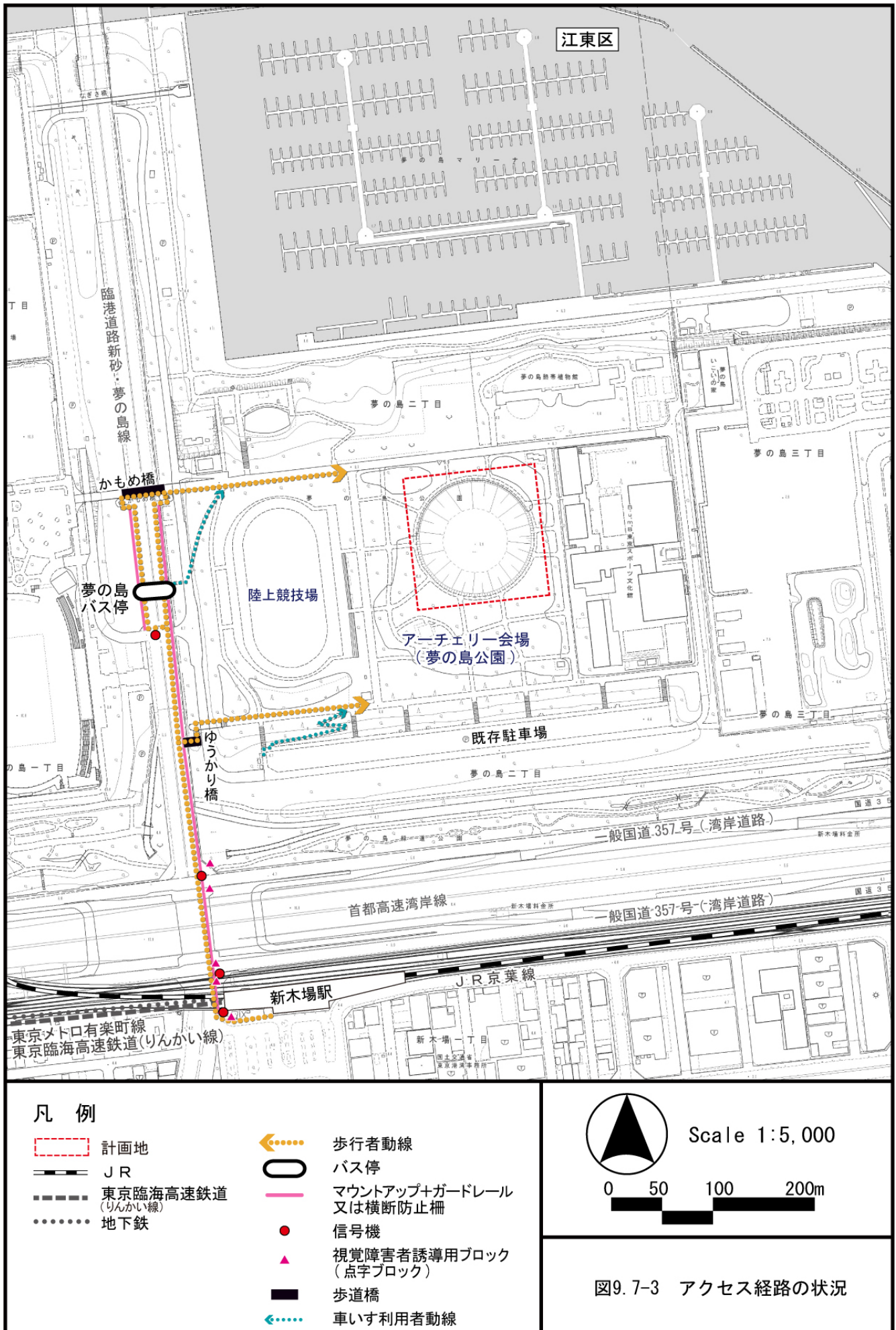
計画地の土地利用は公園・運動場等となっており、計画地周辺の土地利用は、供給処理施設、倉庫・運輸関係施設、事務所建築物や教育文化施設等の混合用途の市街地となっている。

計画地及びその周辺は、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)に基づく第一種住居地域となっている。

また、計画地は、夢の島公園内に位置する。

4) 規制等の状況

新木場駅からの経路である臨港道路新砂・夢の島線は 6 車線であり、法定速度は 60km/h である。



9.7.2 予測

(1) 予測事項

予測事項は、工事用車両の走行に伴う会場から公共交通機関までのアクセス性の変化の程度とした。

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、2020年東京大会の実施に伴う建設工事、大会開催時の交通規制、新規建設による来場者の増加などで会場から公共交通機関までのアクセス性に变化が生じるとされる時点または期間のうち、大会開催前とした。

(3) 予測地域

予測地域は、計画地及びその周辺とした。

(4) 予測手法

予測手法は、公共交通機関から計画地周辺までのアクセス経路及び工事用車両の走行ルートから状況から推定する方法とした。

(5) 予測結果

計画地は、夢の島公園内に位置し、夢の島公園へのアクセス経路としては、新木場駅（JR京葉線、東京臨海高速鉄道（りんかい線）、東京メトロ有楽町線）から、臨港道路新砂・夢の島線より既存のゆかり橋を渡り、夢の島公園内の園路を経てアクセスする経路、夢の島バス停から既存のゆかり橋またはかもめ橋を渡り、夢の島公園内の園路を経てアクセスする経路がある。

工事用車両の走行ルートは、図7.2-4（p.16参照）に示したとおりである。

夢の島公園までのアクセス経路は、臨港道路新砂・夢の島線が工事用車両の走行ルートと重なるが、マウントアップ形式とガードレールにより歩道と車道が分離されている。また、夢の島公園駐車場に続く公園内の道路は、歩道橋を利用して渡る構造となっているため、立体的に車道と分離されている。一方、公園内の園路は歩道と車道が分離されていない区間もある。

工事用車両の走行に当たっては、工事用車両の出入口に交通整理員を配置する計画とし、計画地周辺の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮するほか、安全走行を徹底する。また、工事の実施に当たり、公園内の園路等道路の通行規制が生じる場合には、適切な代替路を設定し、アクセスルートを確保する。

したがって、工事用車両の走行に伴い、公共交通からのアクセス経路が阻害されることはなく、夢の島公園へのアクセスの所要時間に大きな変化は生じない。

これらのことから、工事用車両の走行に伴うアクセス性の変化は小さいと予測する。

9.7.3 ミティゲーション

(1) 予測に反映した措置

- ・工事用車両の走行ルートは、計画地までのアクセス性への配慮のため主に一般国道 357 号線（湾岸道路）を利用する
- ・工事用車両の出入口には交通整理員を配置する計画とし、計画地周辺の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮する。
- ・夢の島公園内の園路等を占用する工事を行う場合には、代替路を設定するとともに、交通整理員の配置等を計画し、夢の島熱帯植物館等の夢の島公園内の施設へのアクセス経路を確保する。
- ・工事用車両の走行に当たっては、安全走行を徹底する。

(2) 予測に反映しなかった措置

- ・工事工程の平準化や施工計画の検討により、工事用車両が集中しないこと等に努める。

9.7.4 評価

(1) 評価の指標

評価の指標は、アクセス性が確保されていることとした。

(2) 評価の結果

計画地は、夢の島公園内に位置し、夢の島公園へのアクセス経路としては、新木場駅（JR 京葉線、東京臨海高速鉄道（りんかい線）、東京メトロ有楽町線）から、臨港道路新砂・夢の島線を経て、既存のゆうかり橋により計画地へアクセスする経路、夢の島バス停から既存のゆうかり橋またはかもめ橋を渡り、夢の島公園内の園路を経てアクセスする経路がある。

夢の島公園へのアクセス経路は、工事用車両が走行する計画であるが、工事用車両の走行に当たっては、工事用車両の出入口には交通整理員を配置する計画とし、計画地周辺の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮するほか、安全走行を徹底する。また、工事の実施に当たり、公園内の園路等道路の通行規制が生じる場合には、適切な代替路を設定しアクセス経路を確保する。

したがって、工事用車両の走行に伴い、公共交通からのアクセス経路が阻害されることはなく、夢の島公園へのアクセスの所要時間に大きな変化は生じない。

以上のことから、アクセス性が確保され、評価の指標は満足するものとする。

9.8 交通安全

9.8.1 現況調査

(1) 調査事項及びその選択理由

調査事項及びその選択理由は、表 9.8-1 に示すとおりである。

表 9.8-1 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①公共交通機関の状況 ②交通量等の状況 ③道路及び交通安全施設等の状況 ④アクセス経路の状況 ⑤土地利用の状況 ⑥規制等の状況 ⑦公共での移動に関する法令等の基準	事業の実施に伴う交通安全の変化が考えられることから、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

(2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

(3) 調査方法

1) 公共交通機関の状況

「東京都鉄道路線図」（東京都）、「みんくるガイド」（平成 27 年 4 月 東京都交通局）等の既存資料調査によった。

2) 交通量等の状況

調査は、現地調査によった。

3) 道路及び交通安全施設等の状況

調査は、「道路地図」等の既存資料の整理及び現地踏査によった。

4) アクセス経路の状況

調査は、「道路地図」等の既存資料の整理及び現地踏査によった。

5) 土地利用の状況

調査は、「東京の土地利用 平成 23 年東京都区部」（平成 25 年 3 月 東京都都市整備局）等の既存資料の整理によった。

6) 規制等の状況

調査は、「道路地図」等の既存資料の整理によった。

7) 公共での移動に関する法令等の基準

調査は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）の法令の整理によった。

(4) 調査結果

1) 公共交通機関の状況

ア. 鉄道

計画地周辺の鉄道の状況は、「9.7 公共交通へのアクセシビリティ 9.7.1 現況調査 (4) 調査結果 1) 公共交通機関の状況」(p.138 参照)に示したとおりである。

計画地周辺の鉄道駅は、新木場駅(JR 京葉線、東京メトロ有楽町線、東京臨海高速鉄道(りんかい線))がある。

利用者数は、平成 25 年度の場合、JR 京葉線が 2,585 万人(日平均では 70,833 人)、東京メトロ有楽町線が 1,869 万人(日平均では 51,216 人)、東京臨海高速鉄道(りんかい線)が 1,106 万人(日平均では 30,312 人)となっている。

イ. バス路線

計画地周辺のバス路線の状況は、「9.7 公共交通へのアクセシビリティ 9.7.1 現況調査 (4) 調査結果 1) 公共交通機関の状況」(p.138 参照)に示したとおりである。

計画地周辺では、都道を中心に路線バス及びコミュニティバスが整備されており、最寄りのバス停は計画地西側約 210m の夢の島バス停である。

2) 交通量等の状況

計画地西側の臨港道路新砂・夢の島線が接続する都道 306 号王子千住南砂町線(明治通り)の周辺の平日の交通量は、26,603 台/日、大型車混入率は 34.0%、休日の交通量は 22,470 台/日、大型車混入率は 25.5%である。

3) 道路及び交通安全施設等の状況

計画地周辺の主な道路は、計画地西側には臨港道路新砂・夢の島線があり、計画地南側には一般国道 357 号線(湾岸道路)及び首都高速湾岸線がある。いずれの道路もマウントアップやガードレールの安全施設が設置されている。

臨港道路新砂・夢の島線と一般国道 357 号(湾岸通り)が交差する夢の島交差点には、歩行者用の信号機と横断歩道が設置されている。

4) アクセス経路の状況

アクセス経路の状況は、「9.7 公共交通へのアクセシビリティ 9.7.1 現況調査 (4) 調査結果 2)アクセス経路の状況」(p.142 参照)に示したとおりである。

公共交通機関から会場エリアまでの主なアクセス経路は、新木場駅(JR 京葉線、東京臨海高速鉄道(りんかい線)、東京メトロ有楽町線)から、臨港道路新砂・夢の島線を経て、既存のゆうかり橋により計画地へアクセスする経路、夢の島バス停から既存のゆうかり橋またはかもめ橋により計画地へアクセスする経路がある。この経路は歩道が整備され、マウントアップやガードレールの安全施設との組合せにより、車道と分離されている。

5) 土地利用の状況

土地利用の状況は、「9.1 生物の生育・生息基盤 9.1.1 現況調査 (4) 調査結果 7) 土地利用の状況」(p.39 参照)に示したとおりである。

計画地の土地利用は公園・運動場等となっており、計画地周辺の土地利用は、供給処理施設、倉庫・運輸関係施設、事務所建築物や教育文化施設などの混合用途の市街地となっている。

計画地及びその周辺は、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)に基づく第一種住居地域となっている。

また、計画地は、夢の島公園内に位置する。

工事用車両の走行ルート及び計画地周辺の教育施設や福祉施設等の位置関係は、表 9.8-2 及び図 9.8-1 に示すとおりである。工事用車両の走行ルート沿道には、教育施設や福祉施設、標識設置道路及び通学路は存在しない。

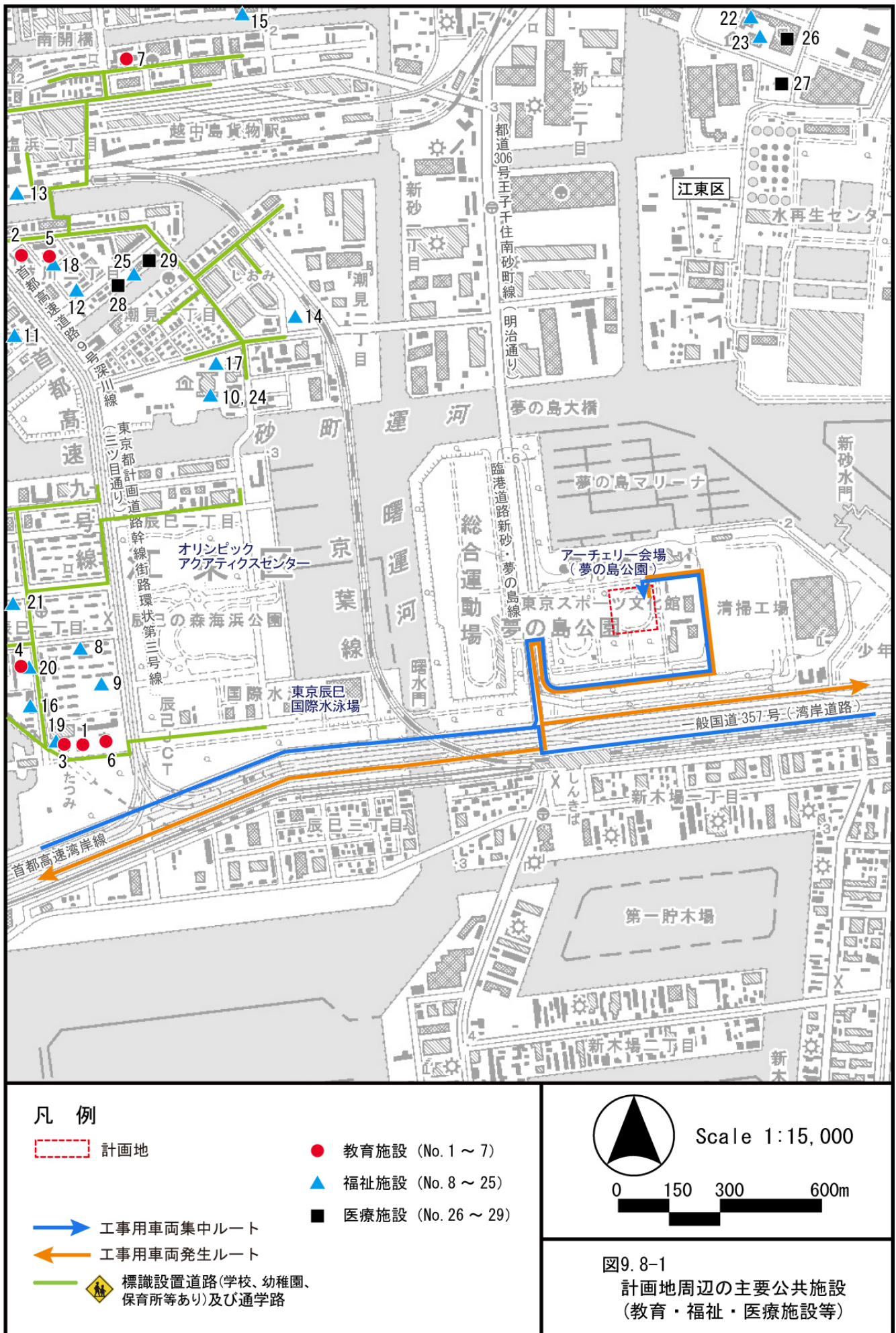
表 9.8-2 計画地周辺の主要な公共施設（教育・福祉・医療施設等）

区 分		番号	施設名	住所
教育施設	幼稚園	1	江東区立辰巳幼稚園	江東区辰巳 1-11-1
		2	江東区立枝川幼稚園	江東区枝川 3-4-1-101
	小学校	3	江東区立辰巳小学校	江東区辰巳 1-11-1
		4	江東区立第二辰巳小学校	江東区辰巳 1-1-22
		5	江東区立枝川小学校	江東区枝川 3-5-3
	中学校	6	江東区立辰巳中学校	江東区辰巳 1-10-57
		7	江東区立深川第八中学校	江東区塩浜 2-21-14
福祉施設	保育園、児童施設	8	江東区立辰巳第二保育園	江東区辰巳 1-10-65-101
		9	江東区立辰巳第三保育園	江東区辰巳 1-10-81-101
		10	潮見保育園	江東区潮見 1-29-15-101
		11	深川愛隣保育園	江東区枝川 2-25-10
		12	愛隣シャローム保育園	江東区枝川 3-6-15
		13	江東区立塩崎保育園	江東区塩浜 2-6-3
		14	マミーナ潮見	江東区潮見 2-7-1
		15	東陽町 YMCA 保育園	江東区東陽 2-2-20
		16	辰巳児童館 辰巳学童クラブ	江東区辰巳 1-1-36
		17	潮見学童クラブ	江東区潮見 1-29-16
		18	キッズクラブ枝川	江東区枝川 3-5-3
		19	キッズクラブ辰巳	江東区辰巳 1-11-1
		20	キッズクラブ二辰	江東区辰巳 1-1-22
	高齢者福祉施設、障害者福祉施設	21	放課後等デイサービス大夢	江東区辰巳 1-2-9
		22	介護老人保健施設 メディケアイースト	江東区新砂 3-3-38
		23	特別養護老人ホーム 三井陽光苑 三井陽光苑高齢者在宅サービスセンター 長寿サポート新砂（三井陽光苑在宅介護支援センター）	江東区新砂 3-3-37
		24	養老老人ホーム 潮見老人ホーム	江東区潮見 1-29-15
		25	介護老人保健施設 かがやきライフ江東 グループホーム サンライズホーム	江東区枝川 3-8-18
医療施設	病院	26	順天堂大学医学部附属 順天堂東京江東高齢者医療センター	江東区新砂 3-3-20
		27	東京都立東部療育センター	江東区新砂 3-3-25
		28	医療法人社団青藍会 鈴木リハビリテーション病院	江東区枝川 3-8-13
		29	医療法人社団青峰会くじらホスピタル	江東区枝川 3-8-25

注) 地点番号は、図 9.8-1 の表記に対応する。

出典: 「江東区施設案内」(平成 27 年 10 月 22 日参照 江東区ホームページ)

<https://www.city.koto.lg.jp/sisetsu/>



6) 規制等の状況

交通規制等の状況は、「9.7 公共交通へのアクセシビリティ 9.7.1 現況調査 (4) 調査結果

4) 規制等の状況」(p.142 参照) に示したとおりである。

新木場駅からの経路である臨港道路新砂・夢の島線は6車線であり、法定速度は60km/hである。

7) 公共での移動に関する法令等の基準

公共での移動に関する法令等については、表9.8-3に示すとおりである。

表 9.8-3 交通安全に係る法律等

法令・条例等	責務等
道路交通法 (昭和35年法律 第105号)	(目的) 第一条 この法律は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的とする。 (通行区分) 第十七条 車両は、歩道又は路側帯（以下この条において「歩道等」という。）と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。ただし、道路外の施設又は場所に入出するためやむを得ない場合において歩道等を横断するとき、又は第四十七条第三項若しくは第四十八条の規定により歩道等で停車し、若しくは駐車するため必要な限度において歩道等を通行するときは、この限りでない。
道路構造令 (昭和45年政令 第320号)	(この政令の趣旨) 第一条 この政令は、道路を新設し、又は改築する場合における高速自動車国道及び一般国道の構造の一般的技術的基準（都道府県道及び市町村道の構造の一般的技術的基準にあつては、道路法（以下「法」という。）第三十条第一項第一号、第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものに限る。）並びに道路管理者である地方公共団体の条例で都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準（同項第一号、第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものを除く。）を定めるに当たって参酌すべき一般的技術的基準を定めるものとする。 第十一条 第四種の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第三種（第五級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道を設ける第三種の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 2 第三種の道路（自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては三・五メートル以上、その他の道路にあつては二メートル以上とするものとする。 4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては三メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては二メートル、並木を設ける場合にあつては一・五メートル、ベンチを設ける場合にあつては一メートル、その他の場合にあつては〇・五メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第三種第五級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

9.8.2 予測

(1) 予測事項

予測事項は、2020 年東京大会の実施に伴う、会場等の周辺及び会場等までのアクセス経路における歩車動線の分離の向上又は低下等、交通安全の変化の程度とした。

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、2020 年東京大会の実施に伴う建設工事、大会開催時の交通規制などで交通安全に変化が生じると思われる期間のうち、大会開催前とした。

(3) 予測地域

予測地域は、計画地及びその周辺とした。

(4) 予測手法

予測手法は、公共交通機関から計画地等の周辺及び計画地等までのアクセス経路における歩車道線分離の状況から推定する方法とした。

(5) 予測結果

計画地は、夢の島公園内に位置し、夢の島公園へのアクセス経路としては、新木場駅（JR 京葉線、東京臨海高速鉄道（りんかい線）、東京メトロ有楽町線）から、臨港道路新砂・夢の島線より既存のゆうかり橋を渡り、夢の島公園内の園路を経てアクセスする経路、夢の島バス停から既存のゆうかり橋またはかもめ橋を渡り、夢の島公園内の園路を経てアクセスする経路がある。

工事用車両の走行ルートは、図 7.2-4（p.16 参照）に示したとおりである。

夢の島公園へのアクセス経路は、臨港道路新砂・夢の島線が工事用車両の走行ルートと重なるが、マウントアップ形式とガードレールにより歩道と車道が分離されており、一般国道 357 号（湾岸道路）は信号及び横断歩道が設置された夢の島交差点を横断する。また、夢の島公園駐車場に続く公園内の道路は、歩道橋を利用して渡る構造となっているため、立体的に車道と分離されている。一方、公園内の園路は歩道と車道が分離されていない区間もある。

工事用車両の走行に当たっては、工事用車両の出入口に交通整理員を配置する計画とし、計画地周辺の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮するほか、安全走行を徹底する。また、工事の実施に当たり道路の通行規制が生じる場合には、適切な代替路を設定し、一般歩行者の交通安全を確保する。特に夢の島公園内の園路を走行する際は低速度で走行し、公園利用者の通行を優先するよう指導を徹底する。

これらのことから、工事用車両の走行に伴う交通安全の変化の程度は小さいと予測する。

9.8.3 ミティゲーション

(1) 予測に反映した措置

- ・工事用車両の走行ルートは、計画地までの交通安全への配慮のため主に一般国道 357 号（湾岸道路）を利用する。
- ・工事用車両の出入口には交通整理員を配置する計画とし、計画地周辺の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮する。
- ・夢の島公園内の園路等を占用する工事を行う場合には、代替路を設定するとともに、交通整理員の配置等を計画し、夢の島熱帯植物館等夢の島公園内の施設利用者、公園内散策コース利用者の安全を確保する。
- ・工事用車両の走行に当たっては、安全走行を徹底する。
- ・夢の島公園内は低速度で走行し、公園利用者の通行を優先するよう指導を徹底する。

(2) 予測に反映しなかった措置

- ・工事用車両の集中稼働を行わないよう、工事工程の平準化に努める計画である。

9.8.4 評価

(1) 評価の指標

評価の指標は、歩車動線分離の現況とした。

(2) 評価の結果

計画地は、夢の島公園内に位置し、夢の島公園へのアクセス経路としては、新木場駅（JR 京葉線、東京臨海高速鉄道（りんかい線）、東京メトロ有楽町線）から、臨港道路新砂・夢の島線より既存のゆうかり橋を渡り、夢の島公園内の園路を経てアクセスする経路、夢の島バス停から既存のゆうかり橋またはかもめ橋を渡り、夢の島公園内の園路を経てアクセスする経路がある。

夢の島公園へのアクセス経路は、工事用車両が走行する計画であるが、工事用車両の走行に当たっては、工事用車両の出入口に交通整理員を配置する計画とし、計画地周辺の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮するほか、安全走行を徹底する。また、工事の実施に当たり、公園内の園路等の道路の通行規制が生じる場合には、適切な代替路を設定し、一般歩行者の交通安全を確保する。特に夢の島公園内の園路を走行する際は低速度で走行し、公園利用者の通行を優先するよう指導を徹底する。

以上のことから、工事用車両の走行に伴い、現況の歩車道分離が変化することはない、交通安全が確保され、評価の指標は満足するものと考ええる。

10. 評価書案対象事項に係る調査計画書の修正の経過及びその内容

10.1 修正の経過

本環境影響評価書案の作成にあたっては、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価調査計画書審査意見書について」（平成26年5月29日 26環都環第104号）に記載された環境局長の意見及び都民からの意見を勘案するとともに、事業計画の具体化に伴い、調査計画書の内容を修正した。

調査計画書の修正箇所、修正事項、修正内容及び修正理由は、表10.1-1に示すとおりである。

表 10.1-1 調査計画書の修正の経過及びその内容

調査計画書の修正箇所	修正事項	評価書案における修正内容及び修正理由
4. 2020年東京大会個別計画の内容		
(24) 夢の島公園	会場の概要	施設計画の具体化に伴い、配置計画、緑化計画等を整理した。(p. 10～13 参照)
7. 環境影響評価の項目	環境影響要因	開催前の環境影響要因の「施設の存在」を「建築物の出現」に修正した。(p. 21 参照) 現時点では、予選会場の工作物等のオーバーレイの計画、決勝会場を含む仮設工作物や大会の開催中及び開催後に係る環境影響要因については計画の諸元が未定であることから、今後、計画の熟度に応じて、別途環境影響評価の実施を検討することとした。(p. 21 参照)
7.1 会場ごと	環境影響評価の項目	「大気等」「騒音・振動」については、開催前の工事用車両の走行及び建設機械の稼働に伴う影響は、影響がほとんどないと考えられることから選定しなかった。(p. 25 参照) 計画地に有害物質に汚染された土壌を埋立てた経緯は無く、環境確保条例第 117 条第一項に基づく土地利用の履歴等調査の結果、計画地には有害物質の取扱事業場が存在した履歴はない。また、廃棄物層底面下の土壌の改変は生じない。開催後については、新たな土地の掘削等の工事は実施せず、事業活動では土壌汚染に影響を及ぼすおそれのある要因はないため、「土壌」については選定しなかった。(p. 25 参照) 「景観」については、建築物の新設は行わないことから選定しなかった。(p. 25 参照) 「歩行者空間の快適性」については、公共交通機関から施設への歩行者経路に変化は生じないことから選定しなかった。(p. 25 参照) 「温室効果ガス」「エネルギー」については、開催前の建設機械の稼働に伴う影響は、限られた工事期間内・敷地内での稼働であり、本事業による影響は小さいと考えられることから選定しなかった。(p. 25 参照) 「土地利用」については、計画地内に自然地や未利用地は存在しないことから選定しなかった。(p. 25 参照) 「地域分断」については、地域住民等の生活動線の分断は生じないことから選定しなかった。(p. 25 参照) 「交通渋滞」については、工事用車両の走行による交通量及び交通流への影響は軽微であることから選定しなかった。(p. 25 参照)
8. 調査等の手法		
8.2.24 夢の島公園		
(2) 緑	調査方法	環境局長審査意見書を踏まえ、夏季の現地調査を実施した。(p. 89 及び 90 参照)

10.2 調査計画書審査意見書に記載された環境局長の意見

「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価調査計画書審査意見書について」（平成26年5月29日 26環都環第104号）に記載された環境局長の意見は、表10.2-1(1)～(6)に示すとおりである。なお、環境局長の意見は、個別の会場のみに対するものではなく、調査計画書で示した会場等の全体に対するものであり、原文のまま掲載している。

表 10.2-1(1) 調査計画書に対する環境局長の意見の内容

調査計画書は、おおむね「2020年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」に従って作成されたものであると認められる。 なお、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会 実施段階環境影響評価書案」を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意し、その記載内容が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。	
項目	1. 総括的事項
2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、オリンピック競技大会が2020年7月24日（金曜日）に開会式が催され、同年8月9日（日曜日）に閉会式が催される。また、パラリンピック競技大会は、2020年8月25日（火曜日）から同年9月6日（日曜日）までとなっている。オリンピック・パラリンピック競技大会は37施設を会場とし、オリンピック競技大会は28競技、パラリンピック競技大会は22競技が計画されている。 1990年代以降のオリンピック・パラリンピックムーブメントにおいて、環境は、スポーツ、文化と並ぶ3本の柱の一つとして位置づけられており、IOCは、立候補都市に対して、大会開催に向け選定した全ての競技会場及びメディアセンターについて、環境影響評価を実施することを求めている。 東京が2013年1月にIOCに提出した、詳細な開催計画である「立候補ファイル」においては、東京が2020年大会開催都市に選定された場合には、きめ細かい実施段階環境影響評価を行うことが明記されている。 これを受けて実施されている、2020年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント（以下「本アセス」という。）は、東京都環境影響評価条例に準じて環境アセスメント制度のチェック機能を活用し、大会開催に伴う環境影響の回避・最小化・代償を行うとともに、大会を契機とした東京の持続可能性の向上に資することを目的としている。 本アセスでは、東京都内の競技会場、競技及び全体計画を対象とし、また、大会の開催前、開催中、開催後について、それぞれの環境影響を予測・評価する。さらに、社会経済項目についても予測・評価項目としている。 調査計画書における調査事項の選定、予測・評価項目及び事項の選定については、施設計画、大会運営計画それぞれについて未確定の部分が多い段階において実施されたものであり、今後、計画の熟度が向上していく過程で、必要に応じて再検討することが求められる。 以下に、まず、調査計画書全体に関して、考慮されたい観点についての意見を述べ、以降、中項目毎に意見を付すこととする。 今後、評価書案策定に当たっては、これらの意見も踏まえ内容の充実を図られたい。	
(1) 本事業は、近年にない大規模なイベントであり、事業計画地の周辺には、多くの住宅、教育施設、福祉施設、医療機関等の環境上配慮すべき施設が存在している。このことから、本事業の実施に伴う環境負荷の低減や適切な環境保全のための措置を実施するなど、周辺地域への環境負荷の一層の低減に努めること。 (2) 本事業は、コンパクトな会場配置をコンセプトとし、競技施設の多くが選手村から半径8キロメートル圏内に建設されることから、当該圏内において環境への影響が特に懸念される。このことから、工事の施工計画を明らかにするとともに、使用する建設機械の種類や台数、工事用車両の走行ルート及び環境保全のための措置等について、評価書案において記載すること。 (3) 一部の事業計画地について、周辺に住居等が存在しないことから、予測・評価項目として選定しないとしているが、周辺に教育施設、福祉施設、公園等の環境上配慮すべき施設が存在している場合には、必要に応じて予測・評価項目として選定すること。 (4) 一部の事業計画地について、延床面積1万平方メートル未満の仮設施設であることや、既存施設内を一部改修して利用することなどから、予測・評価項目として選定しないとしているが、工事の施工方法や工事期間等が明らかでなく、影響を及ぼすおそれはないとした根拠についての記述も不足している。このため、これらの施工方法等について明らかにしたうえで、必要に応じて予測・評価項目として選定すること。	

表 10.2-1(2) 調査計画書に対する環境局長の意見の内容

項目	2. 項目別事項
(1) 【主要環境（大気等、水質等、土壌）】	
(大気等) 事業計画地の周辺には、工事の施行や大会の開催に伴い、多くの関連車両の走行が考えられることから、これらの車両が市街地で待機や違法駐車等をすることがないように必要な環境保全措置を講じるとともに、関係機関等とも事前に十分協議を行うなど、周辺地域における交通の円滑化、交通安全の確保及び関連車両の走行に伴う環境負荷の低減に努めること。 〔生活環境（騒音・振動）、交通（交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ、交通安全）共通〕 (水質等) 水泳競技が開催される夏季は、東京都内湾の水質が悪化することもあることから、競技会場周辺の公共用水域について、頻度を上げて水質調査を行うなど、夏季における水質の状態を適切に把握すること。 (土壌) 廃棄物の埋立地に競技会場を建設する計画があることから、当該予定地に係る土地の履歴等の調査を実施し、必要に応じて予測・評価項目として選定すること。	
(2) 【生活環境（騒音・振動、日影）】	
(騒音・振動) ① 事業計画地の周辺には、工事の施行や大会の開催に伴い、多くの関連車両の走行が考えられることから、これらの車両が市街地で待機や違法駐車等をすることがないように必要な環境保全措置を講じるとともに、関係機関等とも事前に十分協議を行うなど、周辺地域における交通の円滑化、交通安全の確保及び関連車両の走行に伴う環境負荷の低減に努めること。 〔主要環境（大気等）、交通（交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ、交通安全） 共通〕 ② 事業計画地の周辺の道路交通騒音は、現状においても環境基準を超えている地点があることから、工事用車両の走行に当たっては、計画的な運行管理、規制速度の厳守、急発進・急加速を避ける等、道路交通騒音の低減に努めること。 ③ 大会開催中においては、会場設備等（拡声機器、冷房施設、換気設備等）の稼働に伴う騒音、振動が生活環境に影響を及ぼすことも予想されることから、必要に応じて予測・評価項目として選定すること。 (日影) オリンピックスタジアムの周辺には、日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等が存在することから、現地調査においては、既に選定している調査地点に加えて、工事の施工計画等が明らかになった段階で、新たな調査地点の追加について検討し、予測・評価すること。	

表 10.2-1(3) 調査計画書に対する環境局長の意見の内容

項目	2. 項目別事項
	(3)【アメニティ・文化（景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、歩行者空間の快適性）】 (景観) ① 圧迫感の変化の程度について、建築物の高さが低く圧迫感を生じない場合は、予測事項から除外するとしている。しかし、建築物の高さが低い場合であっても、幅広の建築物や、緑地・公園等の開けた空間において新たな建築物が建設される場合などには、圧迫感の程度が変化する可能性もあることから、必要に応じて予測・評価項目として選定すること。 ② オリンピックスタジアムは、四周が道路等で囲まれ、会場へのアクセスルートも複数あることが考えられることから、現地調査においては、既に選定している調査地点に加えて、工事の施工計画等が明らかになった段階で、新たな調査地点の追加について検討し、予測・評価すること。 (史跡・文化財) 事業計画地及び周辺には多くの指定文化財等が確認されており、また、周知されていない埋蔵文化財等が存在する可能性もあることから、既存資料調査に加えて地元教育委員会等関係機関の最新情報を踏まえた調査を行い、これらの調査結果に基づき、必要に応じて予測・評価すること。 (自然との触れ合い活動の場) 自然との触れ合い活動の場について、会場ごとに位置等を図示するとともに、機能及び利用経路について明らかにし、現況調査全体の結果を踏まえて事業計画や工事施工計画を策定し、予測・評価すること。 (歩行者空間の快適性) 現況調査について、既存資料調査のみとしているが、各会場へのアクセスルートの状況等について、必要に応じて現地調査を実施すること。 (4)【生態系（生物の生育・生息基盤、水循環、生物・生態系、緑）】 (生物の生育・生息基盤) 現況調査について、既存資料調査のみとしているが、建設工事等による改変が予想される会場については、「生物・生態系」と合わせて、現地調査を実施すること。 (水循環) ① 地下水の貴重な涵養源である武蔵野台地に立地する会場等について、雨水浸透対策により雨水浸透量を増加させることが可能であることから、必要に応じて予測・評価項目として選定すること。 ② 施工計画が具体化し、地下掘削や地下構築物を設置する場合、地下水の流動阻害を引き起こす可能性があることから、必要に応じて予測・評価項目として選定すること。 (生物・生態系) 1 総括的事項(4)において指摘したとおり、一部の事業計画地について、延床面積1万平方メートル未満の仮施設であることや既存施設内を一部改修して利用することなどから、予測・評価項目として選定しないとしているが、工事の施工方法や工事期間等が明らかでなく、生物・生態系に影響を及ぼすおそれはないとした根拠についての記述も不足している。このため、これらの施工方法等について明らかにしたうえで、いったん損なわれると回復が容易でない生物・生態系の特質に鑑み、必要に応じて予測・評価項目として選定すること。

表 10.2-1(4) 調査計画書に対する環境局長の意見の内容

項目	2. 項目別事項
	(4)【生態系（生物の生育・生息基盤、水循環、生物・生態系、緑）】
	(緑) ① 1 総括的事項(4)において指摘したとおり、一部の事業計画地について、延床面積1万平方メートル未満の仮施設であることから、予測・評価項目として選定しないとしているが、工事の施工方法や工事期間等が明らかでなく、緑に影響を及ぼすおそれはないとした根拠についての記述も不足している。このため、これらの施工方法等について明らかにしたうえで、いったん損なわれると回復が容易でない緑の特質に鑑み、必要に応じて予測・評価項目として選定すること。 ② オリンピックスタジアム計画地周辺の明治神宮外苑については、歴史的な経緯を有する場所であるとともに、風致地区であることに鑑み、緑の保全、保護について最大限の配慮をすること。なお、現地調査等においては、緑の状況等を把握するほか、樹木等有する歴史的な経緯や地域社会とのつながりなどについても、慎重かつ丁寧な調査を行うこと。 ③ 緑の状況の調査方法(現地調査)については、調査時期・期間を秋の一角とするとしているが、植物が繁茂し2020年東京大会が開催される夏季の調査について、検討すること。
	(5)【資源・廃棄物（水利用、廃棄物、エコマテリアル）】
	(水利用) オリンピック・パラリンピック開催後も施設は存続することから、新設だけでなく既存施設についても、予測・評価項目として選定すること。 (廃棄物) 既存資料調査について、2012年ロンドンオリンピック競技大会のほか、1998年長野オリンピック競技大会や2002年サッカーワールドカップ等の日本で開催された大規模な国際競技大会等における、廃棄物の削減に関する取組についても調査すること。 (エコマテリアル) 大会開催に伴い使用する各種物品類について、他の国際大会における環境配慮型製品の使用状況を調査することを検討すること。
	(6)【温室効果ガス（温室効果ガス、エネルギー）】
	(温室効果ガス、エネルギー 共通) 仮施設について、予測の対象時点を大会開催中のみとしているが、大会開催後における仮施設の扱いが明らかになった段階で、必要な環境保全措置を講じるとともに、大会開催後についても、必要に応じて予測・評価項目として選定すること。

表 10.2-1(5) 調査計画書に対する環境局長の意見の内容

項目	2. 項目別事項
(7) 【土地利用（土地利用、地域分断、移転）】	
（土地利用） 臨海部における会場整備について、将来の土地利用と矛盾しないよう配慮すること。 （地域分断） ① 会場等が未利用地に立地の場合、新たな地域分断は生じないとして予測・評価項目として選定していないが、未利用地に分類した土地のなかに、公園等の公共施設が含まれているため、生活動線の分断及び進展について、必要に応じて予測・評価項目として選定すること。 ② 仮施設については、一時的なものであり恒常的な地域分断は生じないとしているが、会場設置により一定の負荷を生じるので、開催前の施設の存在について、必要に応じて予測・評価項目として選定すること。 （移転） 住居・店舗等の移転が必要となる場合は、関係住民等への情報提供に努めるなど十分に配慮すること。	
(8) 【社会活動（スポーツ活動、文化活動）】	
（スポーツ活動、文化活動 共通） 既存資料調査について、1998 年長野オリンピック競技大会や 2002 年サッカーワールドカップ等の日本で開催された大規模な国際競技大会に関する調査や、民間シンクタンク、区市町村が実施した各種関連調査等についても幅広く情報を収集し、その活用を検討すること。	
(9) 【参加・協働（ボランティア、コミュニティ、環境への意識）】	
（ボランティア、コミュニティ、環境への意識 共通） 既存資料調査について、1998 年長野オリンピック競技大会や 2002 年サッカーワールドカップ等の日本で開催された大規模な国際競技大会に関する調査や、民間シンクタンク、区市町村が実施した各種関連調査等についても幅広く情報を収集し、その活用を検討すること。	
(10) 【安全・衛生・安心（安全、消防・防災、衛生）】	
（安全） 大会には、日本国内はもとより、世界各国から様々なアスリートや観客が訪れる。全ての人にとって安全、安心、快適な大会となるよう、点字案内板やピクトグラムなどの図記号を利用した視覚的に分かりやすい案内表示、バリアフリー、ユニバーサルデザイン等による物理的障壁の解消に努めること。 （消防・防災） 既存施設の耐震性及び防火性に関しては、改修や天井脱落対策等の履歴を把握する等により、安全性を確認すること。 （衛生） 大会には、世界各国からアスリートや観客が訪れることから、水道水基準について、他国の基準値との比較調査を行い、東京の水道水の安全性を明らかにすること。	

表 10.2-1(6) 調査計画書に対する環境局長の意見の内容

項目	2. 項目別事項
	(11)【交通（交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ、交通安全）】
	（交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ、交通安全 共通） 事業計画地の周辺には、工事の施行や大会の開催に伴い、多くの関連車両の走行が考えられることから、これらの車両が市街地で待機や違法駐車等をすることがないように必要な環境保全措置を講じるとともに、関係機関等とも事前に十分協議を行うなど、周辺地域における交通の円滑化、交通安全の確保及び関連車両の走行に伴う環境負荷の低減に努めること。 〔主要環境（大気等）、生活環境（騒音・振動）共通〕
	(12)【経済（経済波及、雇用、事業採算性）】
	（経済波及） ① 2012 年ロンドン大会及びその他のオリンピック・パラリンピック競技大会において、どのような新規ビジネスとビジネス機会が生じたのかについても調査すること。 ② 首都高速道路の建設等による大規模な経済波及があった 1964 年の東京大会についても調査すること。 （雇用） 2012 年ロンドン大会の際、オリンピック関連の雇用は一時的なものが多かったという報告もあることから、大会開催後の雇用について他開催都市の事例も調査すること。 （事業採算性） ① 個別の会場毎に予測せず全体計画で予測としているが、個別の会場毎にも予測・評価を行うこと。 ② 環境影響要因として、開催前の「施設の建設」及び開催中の「大会の運営」について選定しているが、新設及び既存（改修）の会場等については、開催後も施設が存続することから予測・評価すること。

10.3 調査計画書に対する都民の意見

「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価調査計画書」は、都内全会場を対象としている。平成26年3月28日に公表し、同年3月28日から4月16日までの20日間にわたり意見募集を行った。都民から提出された意見書の件数は82件であり、その大半がオリンピックスタジアムと葛西臨海公園に対しての意見であった。環境の保全の見地からの意見の概要は、以下に示すとおりである。

1. 個別会場について
【オリンピックスタジアム】 ・周辺の生態系、文化、生活に与える影響を十分に調査すべきである。 ・観客8万人収容時の、周辺への騒音・振動による影響を十分に調査すべきである。 ・公共交通機関への影響を十分に調査すべきである。 ・景観について、神宮外苑の歴史的経緯も踏まえ調査を行うべきである。 【葛西臨海公園】 ・葛西臨海公園の自然環境への影響を十分に調査すべきである。 ・施設で大量の水を使用するため、公共用水への影響を十分調査すべきである。
2. 競技について
意見はなかった。
3. 全体計画について
意見はなかった。
4. その他
・意見募集については広く広報すべきである。 ・意見の募集期間を十分に確保すべきである。

11. 実施段階環境アセスメント手続きの実施者

〔実施者〕

名 称：東京都

代表者：東京都知事 舛添 要一

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

12. その他

12.1 2020 年東京大会に係る実施段階環境アセスメント及びフォローアップの全対象事業についての 実施段階環境アセスメント及びフォローアップの実施予定又は経過

アーチェリー会場（夢の島公園）の実施段階環境アセスメントの経過は、表 12.1-1 に示すとおりである。

表 12.1-1 アーチェリー会場（夢の島公園）の実施段階環境アセスメントの経過

実施段階環境アセスメントの経過	
環境影響評価調査計画書が公表された日	平成 26 年 3 月 28 日
意見を募集した日	平成 26 年 3 月 28 日～平成 26 年 4 月 16 日
都民の意見	82 件 ^{注)}
調査計画書審査意見書が送付された日	平成 26 年 5 月 29 日

注) 環境影響評価調査計画書は、都内の全会場等を対象として、意見募集を実施した。

12.2 調査等を実施した者の氏名及び住所並びに調査等の全部又は一部を委託した場合にあっては、 その委託を受けた者の氏名及び住所

〔作成者〕

名 称：東京都

代表者：東京都知事 舛添 要一

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

〔受託者〕

名 称：日本工営株式会社

代表者：代表取締役社長 有元 龍一

所在地：東京都千代田区麹町五丁目 4 番

－ 資料編 目次 －

1. 環境影響評価の項目	資料編 1
--------------------	-------

1. 環境影響評価の項目

23 区内における複数の環境影響評価事例による建設機械の稼働に伴う大気汚染物質濃度の寄与率と年間稼働台数の関係は、図 1-1 に示すとおりであり、概ね建設機械の稼働台数が少ないほど寄与率が低下する傾向を示している。

本評価書案の対象であるアーチェリー会場（夢の島公園）の建設機械年間稼働台数は約 400 台程度と考えられるため、建設機械の稼働に伴う寄与率はバックグラウンド濃度（二酸化窒素 0.026ppm、浮遊粒子状物質 0.022mg/m³）に対して僅かである。

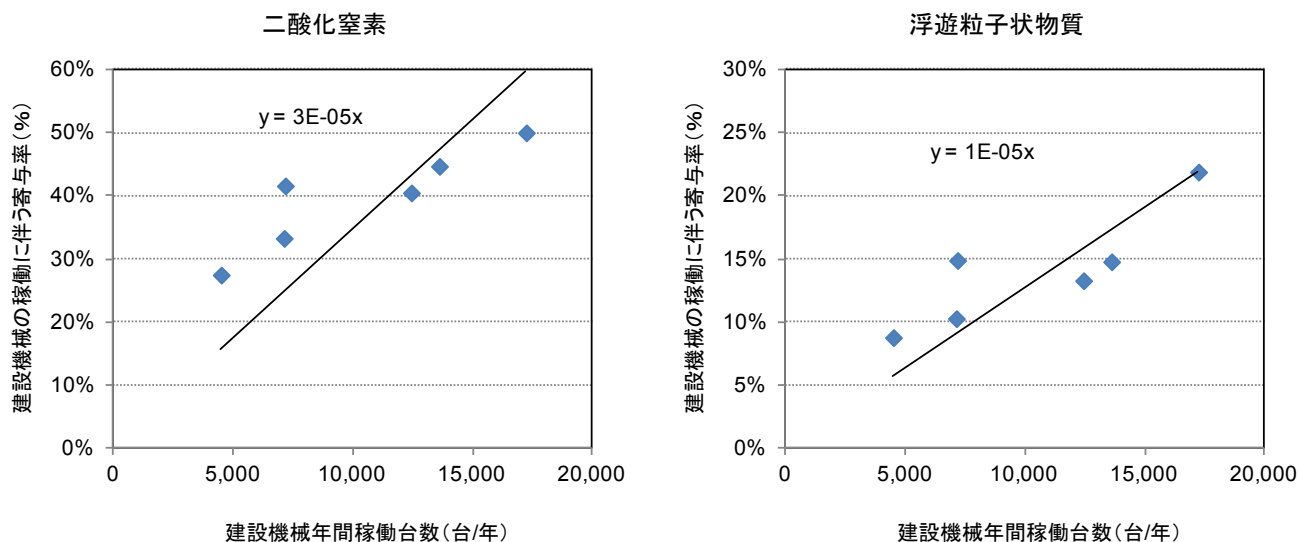


図1-1 建設機械の稼働に伴う大気汚染物質濃度の寄与率と稼働台数の関係

本書に掲載した地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図を使用したものである。

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認（平19国地関公第377号）を得て作成した東京都地形図（S=1：2,500）を使用（26都市基交第625号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

平成 28 年 1 月発行

登録番号 (26) 19

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会

実施段階環境影響評価書案

アーチェリー会場（夢の島公園）

編集・発行 東京都オリンピック・パラリンピック準備局
大会準備部施設輸送計画課
東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
電話 03(5320)7737

内容についてのお問い合わせは上記へお願いします。

